

排除法則と“稀釈法理”の例外（三・完）

小 早 川 義 則

- 一 はじめに
- 二 わが国の問題状況
 - 1 従前の動向
 - 2 排除法則の成立と限定
 - (1) 大阪天王寺覚せい剤事件判決（一九七八年）
 - (2) 奈良生駒覚せい剤事件判決（一九八六年）
 - (3) 東京浅草覚せい剤事件判決（一九八八年）
 - (4) 会津若松強制採尿連行事件判決（一九九四年）
 - (5) 第一京浜職質覚せい剤事件判決（一九九五年）
 - 3 反覆自白と毒樹の果実
 - (6) 神戸ホステス宅放火事件判決（一九八三年）
- 三 毒樹の果実排除の例外

以上、五〇巻一・二号

- 1 概要
 - 2 毒樹の果実
 - 【1】 シルヴァーソン判決（一九二〇年）
 - 【2】 第二次ナードン判決（一九三九年）
 - 【3】 ワン・サン判決（一九六三年）
 - 3 独立入手源の例外
 - 【4】 クルーズ判決（一九八〇年）
 - 【5】 セグーラ判決（一九八四年）
 - 【6】 マリ判決（一九八八年）
 - 4 不可避的発見の例外
 - 【7】 第二次ウィリアムズ判決（一九八四年）
- 四 稀積法理の例外

- 1 概要
 - 2 主要判例
 - 【8】 ブラウン判決（一九七五年）
 - 【9】 チェコリーニ判決（一九七八年）
 - 【10】 ダナウェイ判決（一九七九年）
 - 【11】 テイラー判決（一九八二年）
 - 【12】 ハリス判決（一九九〇年）
 - 3 まとめ
- 五 反覆自白の許容性
- 1 概要

- 2 主要判例
 - 【13】 ベイア判決（一九四七年）
 - 【14】 ウェストオーヴァ判決（一九六六年）
 - 【15】 エルスタッド判決（一九八五年）
- 3 まとめ

- 六 下級審判例の分析
 - 1 最高裁の判断基準
 - 2 独立入手源の例外
 - (1) カーティス判決（第四巡回区 一九九一年）
 - (2) レジスター判決（第五巡回区 一九九一年）
 - (3) ストロータ判決（第六巡回区 一九九一年）
 - (4) ヘロルド判決（第三巡回区 一九九二年）
 - (5) マークリング判決（第七巡回区 一九九三年）
 - 3 不可避的発見の例外
 - (6) ゲイル判決（コロンビア巡回区 一九九二年）
 - 4 稀積法理の例外
 - (7) シェパド判決（第五巡回区 一九九〇年）
 - (8) ホランド判決（第七巡回区 一九九二年）
 - (9) ピーターズ判決（第一〇巡回区 一九九三年）
 - (10) グリーン判決（第七巡回区 一九九七年）
 - (11) ワトソン判決（第七巡回区 一九九七年）

以上、五〇卷三・四号

- (12) イーエンコ判決（第七巡回区 一九九九年）
- 5 反覆自白の許容性
- (13) マーチン判決（第一巡回区 一九八五年）
- (14) メデイロス判決（第九巡回区 一九八九年）
- (15) グプタ判決（第七巡回区 一九九九年）
- 6 まとめ
- 七 むすびとして

.....
 以上、本号

六 下級審判例の分析

以上で詳論したように、合衆国最高裁は一九二〇年以降の一連の判決で、いわゆる毒樹の果実排除に対し、「独立入手源」「稀釈」「不可避免的発見」の各法理に基づく三例外のあることを明らかにしてきたが、毒樹の果実排除の法理は、不合理な搜索・逮捕押収を禁止する修正四条違反の事案にとどまらず、自己負罪拒否特権を定める修正五条や弁護人の援助を受ける権利を保障する修正六条違反の事例にも同様に適用されるため、右三例外も修正四条、五条、六条の文脈の中でその適用の有無が問題となる。要するに、物的証拠であると供述証拠であると問わず捜査官の違法行為によって獲得された証拠は排除するといういわば合一的排除法則が確立しているため、その適用範囲は広範であるばかりか、従前峻別されていた三例外の接近ないし混濁がみられる結果、その相互関係もやや複雑な様相を呈しており、それらを正確に把握することは必ずしも容易ではない。ただ、連邦下級審及び各州裁判所は、

もちろん、合衆国最高裁の示した基準に従って三例外の適用の有無を判断している。

そこで以下、あらためて前述の毒樹の果実排除に関する連邦最高裁判例を簡単にとりまとめた後、連邦下級審判例を中心にその具体的な適用事例を検討しつつ、三例外の意味内容及びその相互関係について考察することとした。なお、以上に詳論した合衆国最高裁判例については引照の便宜上、わが最高裁判例と同じく適当と思われるネーミングを付することとした。

1 最高裁の判断基準

合衆国最高裁は一九二〇年の【1】シルヴァーソン法廷侮辱事件判決で、修正四条違反に関連する違法収集証拠は「およそ用いられてはならない」としつつ、それが「独立の源から得られた」場合には排除する必要はないと判示し、一九三九年の【2】第二次ナードン・アルコール飲料密輸盗聴事件判決で初めて「毒樹の果実」という言葉を用いて、あらためて排除法則は派生的証拠にも及ぶことを強調しつつ、両者の因果関係が認められるとしても、違法盗聴との関係が「きわめて稀薄なため、その汚れが除去されていることもありうる」と判示した。そして一九六三年の【3】ワン・サン麻薬隠匿事件判決で包括的な毒樹の果実論を展開し、排除法則は「侵害の直接の産物と同様に間接的なものにも及ぶ」ことを再確認しつつ、独立入手源と稀釈の例外のあることを明示した上で、毒樹の果実であるか否かの判断基準は「当該証拠が違法行為を利用して得られたものであるか、それとも最初の汚れを除去したものと認めるに足りる手段によって得られたものであるかである」と判示したのである。

このように合衆国最高裁は、排除法則は捜査官の違法行為と結びつきのある「果実」にも及ぶことを明示しつつ、違法行為とは関わりのない「独立した源」からもそれを入手している場合、あるいは違法行為との関係が「きわめて稀薄なためその汚れが除去され」いわば両者の因果関係が遮断している場合には、それを許容しても訴追側は違

法行為を“利用”したことはないから排除法則に反しないとしており、この点についてはさしたる異論がなかった。ところが、一九八四年の【7】第二次ウイリアムズ女児誘拐殺害事件判決で、独立入手源法理との機能的類似性を強調して、修正六条違反の事案に初めて“不可避的発見”の例外を正面から肯定し、さらにその後、この例外を拡大適用したことから、両者の関係がやや複雑な様相を帯びてきたのである。しかし、当然のことではあるが、州最高裁を含めた下級審裁判所は、合衆国最高裁の示した判断基準に従って三例外の適用の有無を決定していることに変わりはない。以下、下級審判例の検討をする前に、相前後するが、最高裁の三判例の適用に関する判断基準をあらためて明らかにしておきたい。なお、事件内容を含めたその要旨は、末尾にまとめておいた。あわせて参照されたい。

独立入手源の例外自体は早くから指摘され、その後も繰り返し確認されているが、最高裁が正面から独立入手源の例外を適用した著名な判例は、違法逮捕や違法捜査後に入手した被害者証言や薬物の許容性を肯定したクルーズ・セグーラ、マリーの三判決である。まず、合衆国最高裁は一九八〇年の【4】クルーズ公園トイレ内強盗事件判決で、被害者女性Aらの事件直後の通報を受けて張込中、人相の酷似した拳動不審者Xを違法に連行して顔写真を撮影し、Aに写真帖を見せたところXの写真を抜き出したので、Xを逮捕し、面通しを実施したところAは再びXを犯人として識別し、後の公判でも犯人に間違いないと証言した事案につき、被害者証人Aの身元は違法逮捕以前に知られていたから、Aの在廷は修正四条違反に由来するものではないし、Aの法廷証言は被害時に自ら観察した犯人像とXとの比較に基づいたものであるから、「この過程にはXの違法逮捕によって影響を受ける部分はない。」¹⁾ 比喩的な言い回しによれば、「本件で毒が注入されたのは、証拠の蕾が開花してからのことである」から、法廷でのAの犯人識別供述には「独立の源があることになると判示してこれを許容した。そして一九八四年の【5】セグーラ大規模コカイン密売事件判決では、アパートへの違法立入り時に一見して現認された証拠物（コカイン等）に

ついて、令状発付の根拠となった情報は当初の違法立入りとは関わりのない独立の源に由来することを理由に毒樹の果実として排除する必要はないとした。さらに一九八八年の【6】マリ違法マリファナ所持事件判決では、当初の違法立入り時に一見して発見した証拠物（マリファナ入り袋）についても、セグーラの独立入手源の例外を拡大適用してこれを適用した²⁾。合衆国最高裁はこの間、一九八四年の【7】第二次ウイリアムズ女児誘拐殺害事件判決において、修正六条の弁護人依頼権侵害の事案につき、独立入手源の例外との機能的類似性 (a functional similarity) を理由に、不可避的発見の例外を肯定した。すなわち、証拠排除の対象となっている証拠に独立の入手源があるにもかかわらず、そのような証拠を排除すれば、何らの違法行為がなかった場合における立場と比較して警察はより不利な立場に置かれることになろう。違法行為がなかったとしても不可避的に発見していたであろう証拠を排除すれば、警察は違法行為がなかった場合における立場よりも不利な立場に置かれることになり、この点で両判例には機能的類似性があるというのである。

稀釈法理の例外自体も早くから指摘され、繰り返し確認されている。一九六三年の【3】ワン・サン麻薬隠匿事件判決は従前の判例を踏襲しつつ、包括的な毒樹の果実論を展開し、身柄釈放後に任意に出頭した被告人の自白調書については違法逮捕との関係は「きわめて稀薄となりその汚れは除去された」としてこれを許容したが、他の証拠については訴追側による違法逮捕の“利用”を強調していずれも例外に該当しない“果実”であるとしてこれを排除した。合衆国最高裁はその後、一九七五年の【8】ブラウン知人殺害事件判決で、違法逮捕後にミランダ警告を受けて任意に自白した事案につき、修正四条と修正五条とは「密接な関係にある」としつつ、両者の排除法則の目的は異なるとした上で、ミランダ警告は重要な要素であるが、あくまで一つの要素にとどまり違法逮捕と自白との時間的近接性、介入事情の存否、とりわけ捜査官の意図、悪質性などもあわせて考慮すべきであって、ミランダ警告だけで修正四条に違反する違法逮捕の“汚れ”が除去され、すべて治療できると考えることはできないとして、

稀釈法理の例外を適用した原判決を破棄差し戻した。そして一九七八年の【9】チェコリーニ賭博偽証事件判決では、違法捜索によって判明した証人の証言につき、物的証拠とは異なることを指摘し、証人（政治学専攻の大学生）の自由意思による積極的協力等を強調した上で、このような場合に排除法則を適用しても抑止効は期待できないとして、稀釈法理の適用を否定した原判決を破棄差し戻した。他方、一九七九年の【10】ダナウェイ強盗殺人事件判決では、違法逮捕後にミランダ警告を与えて自白を採取した事案につき、ブラウン判決のレプリカであるとし、また一九八二年の【11】テイラー雑貨店強盗事件判決では、違法逮捕後に指紋を採取し、指紋が一致したと告げてミランダ警告後に自白を採取した事案につき、ブラウン、ダナウェイ両判決のレプリカであるとして、いずれも稀釈法理の適用を否定した。また一九九〇年の【12】ハリス・NYアパート内女性殺害事件判決では、被告人Xを殺人の容疑で逮捕する相当な理由があった警察官が逮捕状を取得しないまま、住居内でXを違法に逮捕してミランダ警告後に第一自白を採取し、警察署に連行した上であらためてミランダ警告後に第二自白を採取した事案につき、ブラウン等とは異なり「クルーズ判決に類似している」とした上で、Xを住居外で逮捕する相当な理由があったのであるから、その身柄拘束は合法的であり、警察署での自白を許容しても排除法則に反しないとして、ブラウン判決を適用して「警察署での第二供述と逮捕との関係は十分に稀釈されていないことを理由に第二供述は違法な逮捕の果実として許容できない」とした原判決を破棄差し戻した。

このように修正四条に違反した違法な捜索・逮捕押収後のミランダ警告だけでは、その後に獲得された自白との因果関係を遮断するものではないことは確立している。問題は、修正五条の要求に違反してミランダ警告なしに自白を採取した後で、ミランダの諸権利を告知して権利放棄の同意を得て獲得した自白についても右と同様の判断基準が適用されるかである。合衆国最高裁はこのいわゆる反覆自白の許容性について一九四七年の【13】ヘリア軍務違反贈収賄事件判決において、「被疑者が自白をすることによって猫を一たん袋から出してしまつと、彼は猫を再

び袋に戻すことはできない。秘密は永久に外に出てしまったのである。このような意味において、彼の自白は常に第一自白の果実とみなしうる」が、自白の許容性が認められない状況下で一たん自白をすれば、その後は永久に証拠として許容できる有用な自白をすることができないうまで判示したことは一度もない旨強調して当該第二自白は許容できると判示し、第二自白はマクナブ法則に違反して採取された第一自白の果実であるからそれと同様に排除されるとした原判決を破棄した。そしてミランダと同時に言い渡された争点類似事件である一九六六年の【14】ウェストオーヴァ銀行強盗事件判決では、州事件で地元警察に逮捕された被疑者が十分な権利告知なしに自白した後で、FBI捜査官が連邦の事件に関して十分な権利告知後に第一自白を獲得した事案につき、両事件は別個で捜査官も法律上は別個独立しているが、「被疑者の観点からすると全く同一の連続した取調べであったことを強調し、第二自白はミランダ違反である旨判示した。そして一九八五年の【15】エルスタッド不法侵入窃盗事件判決では、自宅での自白採取後に連行した警察署で初めてミランダ警告を告知して獲得した第一自白につき、ミランダ警告はそれ自体「憲法によって保障された権利ではない」。ミランダ法則は修正五条の特権の実効性を確保するための単なる「予防法則」「予防準則」にすぎないことを強調して、ベリア判決を引照しつつ、「ミランダ警告はなかったが、強制的でない取調べに一たん応じた被疑者は」その後はミランダ警告後に自白をすることはできないとはいえないとして、第二自白は毒樹の果実ではないと判示したのである。

以上の毒樹の果実排除に関する主要判例の概要を整理すると次のようになる。

毒樹の果実排除をめぐる合衆国最高裁判例の要旨

事実および争点	判 旨
<p>【1】シルヴァーソン法廷侮辱事件判決（一九二〇年） 警察署長PらはXの経営する木材会社の重要書類（原本）を違法に押収したため、裁判所はその還付を命じたが、その間に検察官はそれをコピーし、判明した知識に基づいて再び原本の提出を求めたところ、裁判所は原本持参命令を発し、これが拒絶されるとXらに法廷侮辱の刑を科した。 憲法の保障は物理的所持にのみ及び、違法行為によって獲得された知識の利用には及ばないといえるか。 Silverthorne Lumber Co., v. United States, 251 U.S. 385 (1920)</p>	<p>これほど露骨な主張はない。「それは修正四条を空文化することになる。ある方法による証拠の獲得を禁止する規定の本質は、単にそのようにして獲得された証拠は裁判所の面前で用いられなければならないというだけでなく、それはおよそ用いられてはならないということである。もちろん、このことは、このようにして獲得された事実は神聖にして近よるべからざるものとなるという意味ではない。もし、それら（の事実）に関する知識が独立の源から得られるのであれば、それらは他の事実と同様に立証されてよい。しかし、訴追側自身の違法行為によって得られた知識は、本件で主張されているような方法で訴追側がこれを用いることはできない。」</p>
<p>【2】第二次ナードン・アルコール飲料密輸盗聴事件判決（一九三九年） Pらはアルコールの密輸等に関する被告人らの電話会話を盗聴したが、右盗聴が違法とされたため、訴追側は会話内容それ自体ではなく、右会話から判明した知識すなわち同一内容の証人の証言を証拠として提出した。</p>	<p>シルヴァーソン判決の指摘は本件にもあてはまる。すなわち、違法に獲得された証拠はおよそ用いられなければならないのである。「本件でも、同様に、不当に獲得された事実は、神聖にして近よるべからざるものとなる。わけではない。もし、それら（の事実）に関する知識が独立の源から得られるのであれば、それらは他の事実と同様に立証されてよい。しかし、訴追側自身の違法行為によって得られた知識は単にそれが派生的に用いられるという理由だけで訴追側はこれを用いることはできない。」「手の込んだ複雑な議論によって、違法な盗聴によって得られた情報と訴追側の立証との因果関係が立証されるかもしれない。しかしながら、良識の問題としては、そのような関係がきわめて稀薄なためその汚れが除去されていることもありうる。このような状況に対する賢明な方法は、経験ある裁判官の権限にゆだねられるべきである。」</p>
<p>【3】ワン・サン麻薬隠匿事件判決（一九六三年） 麻薬取締官PらはAを適法に逮捕し同人所持のヘロインはYから前夜譲り受けた旨の供述を得て、Yを自宅で違法に逮捕したところ、ヘロインの所有者はZであり、Zと一緒に吸引したことがある旨の供述を得たのでZの自宅へ赴いたところ、Zは、ヘロインを任意提出した上、YとXが持ち込んだものである旨供述し、間もなくXが逮捕された。X、Yはいずれも、身柄釈放後に出頭し、任意に、ヘロインの隠匿等を自白した。 右は、Yの違法逮捕の毒樹の果実として排除されるか。 Wong Sun v. United States, 371 U.S. 471 (1963)</p>	<p>違法逮捕時のY供述、寝室でのY供述は、取締官の違法な行為の「果実」であれば排除される。「証拠排除は侵害の直接的な産物と同様に間接的なものにも及ぶ。」それ故、違法な本件「逮捕から直ちに派生する口頭供述は、不当侵入の有体的な果実に劣らず、捜査官の違法行為の「果実」である。」 Z提出のヘロイン「本件は警察の違法行為と証拠の発見との関係が、稀薄なためその汚れが除去された」という事案ではない。警察官の違法行為がなければ明るみにならなかったであろうということだけで、すべての証拠を「毒樹の果実」とすると考える必要はない。このような事案での適切な問いかけは、最初の違法行為が立証されたとしても、当該証拠が違法行為を利用して得られたものであるか、それとも最初の汚れを除去したものと認めるに足る手段により得られたものであるかである。本件麻薬は、かかる違法行為を利用して得られたものである。ことは明らかであり、それ故、それらはYに不利な証拠として用いることはできない。」 Yの自白調書 Yの任意出頭後の自白調書は違法逮捕の果実ではない。Y自白を裏付ける唯一の補強証拠はXの無署名供述である。しかし、X自白における「Yへの言及部分はYの自白を補強する証拠として許容できない。」逮捕後になされた公判廷外の供述は、他の犯罪仲間と不利益な証拠として用いることはできない。「共謀罪の共犯者の伝聞供述は、コンスピラシーの存続中にかつそれを推進するためになされた場合を除き、いかなる目的のためであれ、およそ被告人に不利益な証拠として許容できないのである。」</p>

<p>【4】クルーズ公園トイレ内強盗事件判決（一九八〇年） Aらが公園内トイレで相次いで若い男に銃を突き付けられ現金を奪われた。Aらの通報を受け捜査中のPらは拳動不審なXを現場近くで見かけ、学校をずる休みした疑いがあるとして連行後、写真を撮り釈放した。Aらは写真面割りでもXの写真を選び出し、公判でも犯人として識別した。 Aらの法廷証言は違法逮捕の果実として排除すべきか。 United States v. Crews, 445 U.S. 463 (1980)</p>	<p>Xの自白調書 「Xの自白調書は、違法逮捕の果実ではない。Xは適法なアレイメント後に保証誓約書を提出して釈放され、そして数日後に任意に出頭して右供述をしたのであるから、逮捕と右供述との関係はきわめて稀薄となり汚れは除去されている。」 「証拠排除は侵害の直接的な産物と同様に間接的なものにも及び、憲法違反のいかなる『果実』にも適用される、すなわち、『違法捜査の際に獲得された有形の物理的素材であると、違法活動の過程で観察された物品ないしは耳にした音声であると、違法な逮捕や身柄拘束中に採取された自白であるとを問わない。』しかし、典型的な『毒樹の果実』の事案では、当該証拠は違法な活動の所産であることを前提にしていた。 「被害者Aの出廷は、警察の違法行為の所産ではない。彼女は襲われた直後に当局に通報しており、違法捜査ないし違法逮捕の結果初めて証人の身元が明らかとなったという事案ではない。」「違法逮捕も被害者の正確な犯人識別証言の能力に影響を与えていない。被害者は強盗時の自らの観察に基づき心の中に犯人像を描いていた。彼女は公判で、この記憶にある顔を思い出し、これとXの姿とを比較し、そして明確に彼を強盗犯人であると識別したのである。この過程にはXの違法逮捕によって影響を受ける部分はない。毒樹の『言い古された比喩』の言い回しによれば、本件で毒が注入されたのは、証拠の蕾が開花してからのことである。すなわち公判で供せられた果実に毒はない。」</p>
<p>【5】セグーラ大規模コカイン密売事件判決（一九八四年） Pらは大規模なコカイン密売の情報を得て監視中のX、Yとの「取引」を現認してZを逮捕し、一見して現認した薬物調剤用具には一切手を触れず、Yを逮捕し捜索したところ、同女の財布からビストル及び現金を発見した。一九時間後に令状が発付され、室内捜索の結果、コカイン、銃弾等が発見したので、先に現認した物品とあわせて押収した。 違法なアパート内への立入り後に発付されたが、それ以前の情報に依拠して発付された適法な令状に基づき初めて発見された証拠は毒樹の『果実』として排除されるか。 Segura v. United States, 468 U.S. 796 (1984)</p>	<p>「アパートへの立入り以前の情報に依拠して発付された有効な捜索令状に従って、その翌日行われた捜索時に発見された証拠は違法な立入りの『果実』として排除する必要はない。令状及び令状発付の根拠となった情報は当初の違法な立立ち入りとは関係がなく、当該証拠に対する独立の源を構成しているからである。」 「コカインの捜索は、単に『警察官の違法行為がなかりせば明らかにならなかつたであろう』という理由だけで当該証拠は『毒樹の果実』であると判示したことは一度もない。わが判例は同様に、違法行為が証拠発見の『なかりせば (But for)』の少なくともその原因である場合を除き、当該証拠は排除されるべきではないことを明らかにしている。Xらのアパートへの違法な立入りは、令状の下で押収された証拠の発見に寄与していない。それ故、本件では第一関門の『なかりせば』の要件すら満たされていないことは明らかである。」</p>

<p>捕し、その所持するコカインはXから譲り受けた旨の供述を得た。Pらは、捜索令状入手まで証拠隠滅防止のため建物を確保せよとの指示を受け、アパートのロビーでXを適法に逮捕後、三階に連行して許可なく室内に押し入り、一見して現認した薬物調剤用具には一切手を触れず、Yを逮捕し捜索したところ、同女の財布からビストル及び現金を発見した。一九時間後に令状が発付され、室内捜索の結果、コカイン、銃弾等が発見したので、先に現認した物品とあわせて押収した。 違法なアパート内への立入り後に発付されたが、それ以前の情報に依拠して発付された適法な令状に基づき初めて発見された証拠は毒樹の『果実』として排除されるか。 Segura v. United States, 468 U.S. 796 (1984)</p>	<p>「独立入手源」の法理は、修正四条違反を介して入手された証拠だけでなく、修正五条や修正六条違反を介して入手された証拠についても適用される。争われている証拠に独立の入手源があるにもかかわらず、当該証拠を排除すれば、何らの誤りないし違法行為がなかった場合における立場と比較して警察をより不利な立場に置くこととなる。この不可避的発見の法理は、当初違法に獲得された証拠に独立入手源の法理を有効に適用できることを前提にしている。もし捜索が中止されることがなければ独立の捜索によって死体は</p>
<p>【6】マリ違法マリファナ所持事件判決（一九八八年） DEAとFBIの捜査官は違法な麻薬取引に従事しているとの情報を得てXらを監視中、Xがトラックを運転して倉庫に入出入りするのを現認し、間もなく右トラックの引渡しを受けて運転中のZらを追跡して逮捕したとこ</p>	<p>「独立入手源」の法理は、修正四条違反を介して入手された証拠だけでなく、修正五条や修正六条違反を介して入手された証拠についても適用される。争われている証拠に独立の入手源があるにもかかわらず、当該証拠を排除すれば、何らの誤りないし違法行為がなかった場合における立場と比較して警察をより不利な立場に置くこととなる。この不可避的発見の法理は、当初違法に獲得された証拠に独立入手源の法理を有効に適用できることを前提にしている。もし捜索が中止されることがなければ独立の捜索によって死体は</p>

<p>る、車内からマリフアナを発見した。一方、他の捜査官は右情報を得て倉庫に集結し、応答がなかったのでドアをこじ開けて中に入ったところ、一見して多くの袋（後にマリフアナ入りと判明）を現認したが一切手に触れず、令状入手まで倉庫を監視するにこども、八時間後に令状が発付されたので倉庫内に入り大量のマリフアナ入りの袋を押収した。</p> <p>最初の倉庫内への違法な立入り後に一見して現認されていたものの、その後が発付されたそれ自体適法な令状に基づき初めて押収された証拠は、『毒樹の果実』として排除されるか。Murray v. United States, 487 U.S. 533 (1988)</p>	<p>発見されていたであろうことを理由に当該証拠を許容しつつ、捜索が続行される実際に死体を発見していた場合に当該証拠を排除するというのは意味をなさなからである。不可避的発見の法理は、明確な要件を伴うと、実際には独立入手源法理の一変形である。汚れた証拠は独立源を介して現に発見されたのであれば許容されるというのであるから、もしそれが不可避的に発見されていたであろうというのであれば、それは許容されるべきである。」</p> <p>「マリフアナが倉庫内にあるという知識は確かに違法な立入り時に獲得されたが、それはまた令状に従った立入り時にも獲得された。もし後者の獲得は最初の立入りの結果でなかったというのであれば、独立入手源法理が適用されるべきでないという理由はない。排除法則を援用すれば、警察（及び社会）は違法行為がなかったならば置かれていたであろう同一の立場ではなく、より不利な立場に置かれることになるからである。このことは物的証拠であるマリフアナについてもあてはまる。それを排除することが無意味であるのは、第二次ウィリアムズ判決において捜索が中止されず、そして実際に死体を見つけていた場合に、死体の上で発見された物的証拠を排除するのが無意味であるのと同じである。」</p>
<p>【7】第二次ウィリアムズ女児誘拐殺害事件判決（一九八四年）</p> <p>一〇歳の少女AがM市でレスリングを観戦中トイレに立ったまま行方不明になり、間もなくXに対し誘拐容疑で逮捕状が発せられ、それと同時に多数のヴォランティア参加の下に大規模な捜索が始まった。一方、Xは同日、弁護士Dの助言の下にD警察に出頭しM市に押</p>	<p>「毒樹の果実」の法理は修正四条違反の事案に限定されず、修正六条違反の事案についても修正五条違反と同様に適用される。「排除法則を警察官の違法行為の果実である証拠に拡大する核心的根拠は、警察官による憲法や制定法上の保護の侵害を抑止するためには、このように明らかにドラスタックで社会的にコストの高いやり方が必要であるというところにある。この原理によると、訴追側は違法行為がなかった場合における立場と比較してより有利な立場に置かれてはならないということになる。」</p> <p>「独立入手源法理は、警察の誤りないし違法行為がなかった場合における立場と比較して警察をより不利な立場ではなくそれと同一の立場に置くことによって、警察の違法行為を抑止するという社会の利益と犯罪に関するすべての証拠を陪審に提示するという公共の利益とが適性に釣り合うことを教えている。争われている証拠に独立の入手源があるとき、このような証拠を排除すれば、何らの誤りないし違法行為がなかった場合における立場と比較して警察をより不利な立場に置くこととなる。たとえ違法行為がなかったとしても警察はその証拠を獲得していたであろうから、不可避的に発見されていたであろう証拠を排除すれば訴追側はより不利な立場に置かれるという点において、これら二つの法理には機能的類似性がある。それ故、独立入手源の論拠は排除法則に対する終極的ないし不可避的発見の例外と完全に合致する。」</p> <p>「警察の違法行為に関わりなく証拠は不可避的に獲得されていたであろうことを訴追側が立証できるのであれば、裁判過程の公平を確保するためにかかる証拠を陪審に提示しないという合理的根拠はない。このような状況下においては、訴追側は公判で何ら利益を得たわけでもなく、そして被告人は何ら偏頗な取扱いを受けたわけでもない。実際、証拠を排除すれば、訴追側は何ら警察の違法行為がなかった場合に占めていたであろう立場と比較してより不利な立場に置かれることとなる。」</p>
<p>【8】ブラウン知人殺害事件判決（一九七五年）</p> <p>PらはA殺害事件の捜査の一環として、Aの</p>	<p>「修正五条と修正四条とは『密接な関係』にある」が、修正四条を有効あるものとすると有用とされる排除法則は、修正五条のそれとは異なる利益や政策に奉仕する。要するに、ミランダ警告なしになされた自白の排除は、修正五条</p>

<p>知人のアパートでXを違法に逮捕、連行し、ミランダ警告後に自白を採取した。検察官もミランダ警告後にXから最初の自白とほぼ同一の自白を採取した。</p> <p>ミランダ警告によって、違法逮捕との因果関係は遮断されるから、その後の自白は任意性に疑いがない限り証拠として許容できるか。 Brown v. Illinois, 422 U.S. 590 (1975)</p>	<p>を実効あるものとするのに必要であって、修正四条を保護するのに十分であるのではない。「ミランダ警告それ自体で、修正四条違反がどれほど理不尽かつ意図的であるとしても、憲法に反する逮捕の汚れを除去する」というのであれば、排除法則の効果は事実上薄められよう。ミランダ警告を与えるという便法を用いさえすれば、令状なしに又は相当な理由なしに行われる逮捕から派生した証拠が公判で許容されるということになれば、そのような取調べないし捜査が助長されかねない。警告さえあれば事実上、すべて治癒できる」ことになれば、修正四条違反を回避するいかなる誘因も骨抜きにされ、違法な捜索・押収を禁止する憲法の保障は言葉だけのものと成り下がらう。」</p> <p>「ミランダ警告それだけでは、常に違法行為と自白との因果関係を十分に遮断する自由意思の産物であることはできない。」「ミランダ警告は一つの重要な要素であるが、考慮されるべき唯一の要素ではない。逮捕と自白との時間的接近性、介入事情の存在、そしてとりわけ警察官の違法行為の目的及び悪質性がすべて関連する。供述の任意性は最初の要件である。」「Xの立場は本質的にはワン・サン判決でのトイ(Y)のそれに類似していた。」「第二供述は明らかに、第一供述の結果であり、その果実であった」ことになる。</p> <p>「供述証拠も物的証拠に劣らず、果実」であるが、「物的証拠と供述証拠との間には論理的区別はない」とのワン・サンの指摘はその後の判例によって大きく制約されている。「証人の証言意欲が強ければ強いほど、証人が合法的手段によって発見される可能性は大きくなり、それとともに証人を発見するために違法な捜索をする誘因は小さくなる。」「生命ある証人の提供は機械的に違法に押収された生命のない証拠物と同視すべきでない」のである。」</p> <p>「本件証言は証人自身の自由意思によるもので、警察官の賭博番号札発見の結果として警察当局によって強要されたり、唆されたりしたものでない。Aの法</p>
<p>【9】チェコリー二賭博偽証事件判決（一九七八年）</p> <p>パトロール中の警察官Pは、一服するため立ち寄った花屋で店員Aと雑談中、現金のみみ出た封筒があるのに気づき無断で中味を調べると賭博番号札が入っていたので、それとなく尋ねると、Aは被告人の封筒であると答え、Pは翌日、このことを市警の刑事に伝え</p>	<p>廷証言は、論理的には、Pの賭博番号札発見にまで遡りうるが、Aの身許もXとの関係も周知であり、Pが物的証拠発見の意図で店に入り、ましてやXに不利な知識を有する証人を見つける意図で店内に入ったとの指摘はない。このような状況下での排除法則の適用は、Pのような捜査官の態度に何らの抑止ともならず、永久にAを沈黙させるコストはあまりにも大きく、公平な法執行制度の耐えつるものではない。」稀釈法理の適用を否定した州裁判所の判断は誤っている。</p>
<p>たところ、同刑事は賭博捜査に従事していたFBI捜査官Qに伝えた。Qは四ヶ月後、Aの自宅で詳細な供述を採取した。Xは大陪審で賭博番号札をAに渡したことはない旨証言したが、Aは逆にXに不利な証言をした。</p> <p>Pの違法捜索とAの右証言とは十分に稀釈しているといえるか。 United States v. Ceccolini, 435 U.S. 268 (1978)</p> <p>【10】ダナウェイ強盗殺人事件判決（一九七九年）</p> <p>Pらは不確かな情報提供に基づき、Xを違法に逮捕、連行し、ミランダ告知後まもなく自白を獲得し、さらに翌日詳細な自白を獲得した。</p> <p>違法逮捕後のミランダ警告によって、自白との因果関係は稀釈したといえるか。 Dunaway v. New York, 422 U.S. 200 (1979)</p> <p>【11】テイラー雑貨店強盗事件判決（一九八二年）</p> <p>Pらは不確かな情報提供に基づき、Xを逮捕連行し、指紋を採取の上、ミランダ警告後に、指紋が一致したと告げて取り調べたところ、</p>	<p>適切なミランダ警告後の自白は修正五条の目的にとつて「任意」と認められるが、この種の「任意性」は、修正四条の分析にとつて単に「最初の要件」であるにすぎない。「本件における情況は、事実上ブラウン判決での情況のレプリカである。」「修正五条の要件を満たしている」というのは、修正四条の単なる「最初の」要件にすぎない。</p> <p>「Xの違法拘置とXの自白との関係を遮断する介入する出来事はなかった。このような場合にXの自白を許容すれば、修正五条の手続的保護の下で（汚れた）手を洗うことができると考えて、法執行官は無事、安全に修正四条に違反できぬ」と、を認めることになる。」</p> <p>「本判決は、ブラウン、ダナウェイ両判決のレプリカである。」「逮捕状の発付は、Xの自白が違法逮捕の果実であるかとは関連がない。本件では、逮捕状は一方的に、犯罪現場で発見された指紋と逮捕直後に採取された指紋との比較に基づいて発付された。当初の指紋はそれ自体、Xの違法逮捕の果実であり、それを用いてXから自白が引き出された。それはまた、Xが取調べ中に申請、交付さ</p>

<p>【12】ハリス・NYアパート内女性殺人事件判決（一九九〇年） PらはXがA女を殺害したと信ずるに足りる相当な理由があったため、逮捕状を取得しないまま身柄を拘束するためXのアパートに赴き、室内でミランダ警告後にXの逮捕状を警察署に連行し、再びミランダ警告後にXを逮捕した。 警察署での右第二自白は住居内での修正四条に違反する逮捕の果実として排除されるが。New York v. Harris, 498 U.S.14 (1990)</p>	<p>れた逮捕状の根拠であったという理由だけで、違法逮捕と自白との関係を遮断し、稀釈”するものと考えられることはできない。」 自白の任意性は「逮捕の違法性を治癒するものではない。」要するに、Xの自白は違法逮捕の果実であったことになる。 自宅でのXの逮捕は、修正四条に違反するのは明らかである。州最高裁の依拠する「ベイトン判決の目的は家屋の物的安全性の保護であり、相当な理由がある場合にXのような被疑者の住居外での供述を保護することではない。逮捕する相当な理由がある限り、公の場所での無令状逮捕は警察官に認められている。」 ベイトン判決は「家の入り口に一線を引いたのである。」 「警察にXを逮捕する相当な理由があったのであるから、Xが警察署に連行されミランダ警告後に供述したとき、Xは違法に身柄拘束されていなかった。」 「警察署で採取されたハリスの供述は、違法な身柄拘束の産物ではなかったし、住居で逮捕されたことの産物でもなかった。本件は、一九八〇年のクルーズ判決に類似している。本件でも同様に、警察は逮捕する以前にXを取り調べる十分な理由があった。警察に逮捕する相当な理由がある場合には、住居の外でXによってなされた供述を訴追側が使用することは、たとえその供述がベイトン判決に違反して行われた住居内での逮捕後に採取されたものであるとしても、排除法則によって禁止されない。」</p>
<p>【13】ベイヤ軍務違反贈収賄事件判決（一九四七年） 誠実な軍務に違反してXから金品を受領し、その息子らに便宜を図ったとして逮捕された将校Zは、外部との連絡を一切拒否された厳</p>	<p>「被疑者が自白をすることによって一たん猫を袋から外に出してしまうと、その自白の動機がどのようなものであれ、その後は自白をしたことによる心理的かつ実質的な不利益を免れることはできない。彼は猫を袋に戻すことはできない。秘密は永久に外に出てしまったのである。このような意味において、後の自白は常に第一自白の果実とみなすこともできよう。しかし、当裁判所は今ま</p>
<p>しい監視下に第一自白をしたが、その半年後にも単なる管理上の制約下により詳細な第二自白をした。 第二自白はマクナブ違反の第一自白の毒樹の果実として排除されるが。United States v. Bayer, 331 U.S.532 (1947)</p>	<p>で、自白の使用を阻げる状況下で一たん自白をすれば、そのような事情が除去された後でも、永久に再び自白をすることができないとまで判示したことは一度もない。」 「本件での第二自白は、第一自白から六ヶ月後になされた。Zが受けていた束縛は、許可なしに基地を離れることができないということだけであった。このような軍隊内での自由の制約及び軍紀の維持は、正しい警告後に任意になされた自白を不利益な証拠として許容できないとするのに十分であるといえないことは明らかである。」 二つの法執行官は法律上は独立し、取り調べた犯罪も別個のものであったけれども、Xへの効果は継続中の取調べの効果と同一であった。FBI捜査官は取調べ開始時に警告を与えていたが、「ウェストオーヴァ（X）の観点からすると、かかる警告は取調べ過程の最後になされたのと同じであった。このような状況下での憲法上の権利放棄は考えられない。」 「被疑者が時間も場所も最初の環境から離れたところで第二の官憲によって身柄を拘束され、十分な権利告知を受け、それを行使する機会が与えられたというのであれば、事情は異なっていたことになる。しかし、本件では、FBIの取調べは同一の警察署において——同一の強制的環境下において——州の取調べに引き続いて直ちに行われた。それ故、Xからの自白獲得に際して、連邦官憲は地方官憲の身柄拘束中の取調べによって加えられた圧力の受益者であった。このような状況の下では、警告を与えたというだけでは特権を保護するのに十分ではなかったことになる。」</p>
<p>【14】ウェストオーヴァ銀行強盗事件判決（一九六六年） Xは、カンサス市での強盗容疑及びキャリフォーニア州での重罪犯罪で逮捕状が出ている旨のFBIの手配書を理由にカンサス市警に逮捕された。Pらは黙秘権の告知なしに当夜及び翌朝Xを取り調べた。FBIは取調べ終了の連絡を受けて同日正午ごろ、市警の取調室で権利告知後にキャリフォーニア州での重罪事件に関して取り調べたところ、Xは間もなく自白した。 XのFBI捜査官への自白はミランダ判決に照らして許容できるか。Miranda v. Arizona, 384 U.S. 436 (1966)</p>	<p>【15】エルスタッド不法侵入窃盗事件判決 手続上のミランダ違反は伝統的に「果実」論の広い適用を命じてきた修正四条</p>

(一九八五年)
Pらは不法侵入窃盗事件の目撃証人の通報を受けて、Xの家に赴き、近隣で発生した事件との関わりを尋ねたところ、Xから「はい、あります、ここにいました。」旨の供述を得たので、本部に押し、ミランダ警告後に詳細な自白を獲得した。
第二自白は以前のミランダ違反供述の汚れた毒樹の果実として排除すべきか。
Oregon v. Elstad, 470 U.S. 298 (1985)

とは異なる。ミランダ警告を欠いた取調べは被告人の憲法上の権利を侵害したものでなく、特権を保護するための単なる予防準則を逸脱したにすぎない。「一九七四年のタッカー判決での理由付けは、そのいわゆる非強制的なミランダ違反の「果実」が証人でもなく証拠物でもなく、被疑者自身の任意の証言であるときにも、同等に適用できる。」
「ハイア判決で指摘されたように、「猫を一たん袋から外に出してしまつと、被疑者はその後、心理的にも実際的にも自白をしたという不利益から自由になれない。そのような意味において後の自白は常に最初の自白の果実とみなされよう。しかし、当裁判所は、その使用を禁止する状況下で自白をしたことによつて、そのような状況が除去された後も永久に再び自白をすることができないとまで判示したことは一度もない。」
「ミランダ警告はなかつたが強制的でない質問に一たん応じた被疑者は、そのことによつてミランダ警告後に権利を放棄して自白をすることはできないとはいえない。第一自白は毒樹の果実とはいえないのである。」

このように毒樹の果実排除に対する三例外は確立しているものの、その適用範囲が広範であることもさることながら、とりわけ【7】第二次ウィリアムズ判決が捜査官の悪意の不存在の立証を不要とし、証拠の優越の立証だけを不可避的発見の例外の許容性の要件としたため、三例外の相互関係がやや複雑となったことは否めず、それらを正確に把握するためには下級審判例の分析が有用であることは前述した。

以下、稀釈法理の例外を中心に下級審判例を分析検討するが、論述の便宜上、反覆自白については節を改め、また不可避的発見の例外については一部の補足にとどめる。⁽²⁾

(1) なお、合衆国最高裁は本年(二〇〇一年)二月二日のマッカーサ判決 (Illinois v. McArthur, 68-20 CrL Rep.449) で、警察官Pは被告人Xのマリファナ所持に関する妻Tの情報に基づき家屋内での捜索許可をXに求めたところ拒否されたので、捜索令状を申請、入手するまでの二時間、家屋外のポーチに立っていたXに対し、Pらの同道なしに家屋内への立入りを禁止し、令状執行時にマリファナを発見した事案につき、本件立入り禁止の措置は合理的であり不合理な捜索・押収逮捕を禁止する修正四条に違反しないと、本件マリファナは違法な逮捕押収の「果実」であるとす被告の主張を退けたが、その際、右結論は関連判例による裏付けがあるとして【6】セグーラ判決を参照している。すなわち、合法的な令状執行時に発見押収された薬物(コカイン)であるが、それ以前に家屋内に違法に立ち入り一九時間間により部屋を占拠していたため、その許容性が争われた事案につき、捜索令状は独立した情報に基づいて申請、発付されたものであるから違法な家屋内への立入りに関わりなくコカイン等を発見できたことを理由にその許容性を肯定したセグーラ判決の独立入手源法理の例外法則の考え方は本件にも当てはまるといっているのである。

(2) 独立入手源法理とも密接な関係のある不可避的発見の例外をめぐると下級審判例についてはすでに詳細に分析したことがある。小早川義則「排除法則と「不可避的発見」の例外(二一八)「名城法学三八巻一―四号、同三九巻一、四号、同四〇巻一 二号(一九八九 一九九一年)参照。

2 独立入手源の例外

下級審判例はそれぞれの事案に即して、セグーラ、マリ両判決の示した判断基準の下で独立入手源の例外に該当するかを判断しているが、結論自体は比較的容易であるものの、他の論点とも重なり、事実関係が複雑な事例も少なくない。以下、最初に各判決につき、簡単なコメントを付し、事実については判旨を理解する上で必要と思われる範囲でその概要に触れた後、判旨については極力論点に絞り込み、判決言渡し順に紹介することとしたい。

(1) カートイス判決（第四巡回区 一九九一年）³ 本判決は、令状なしに住宅内に立ち入り一見して現認したが後に適法に入手した令状に基づき初めて押収したコカイン等につき、独立入手源の例外を拡大したマリ判決を適用して、令状には独立の源があったことを理由にこれを許容したものである。

〔事実の概要〕 一九八九年三月、ウエスト・ヴァージニア地区でのクラック・コカイン売買に関する秘密捜査の一環として、情報提供者（A）が被告人カートイス（X）に電話をかけ、クラック・コカインの購入を申し込んだ。Xは手下（courier）をAに会わせ、彼女（A）に一・五グラムのクラック・コカインを売るよう手配した。およそ一週間後、Aは送信器（wire transmitter）を身につけてXの住居に入り、Xから三・四九グラムのクラック・コカインを購入した。AはXの住居内で、大量のクラック・コカインを観察し、さらにXが他の人物にクラック・コカインを譲渡するのを観察した。Xの住居を立ち去るとAは、Xから譲り受けたクラック・コカインを送信器を傍受していたP刑事に手渡した。Pは直ちに治安判事の所に赴き右情報に基づいて捜索令状を入手した。⁴

他方、Pの捜索令状を待ちつつ、その間X宅の監視を続けていた捜査官Qらは、何人も人物が車でX宅から立ち去るのに気付いた。それらの人物がXに監視の事実を警告することを危惧したQらは、錠の下りていない表玄関から中に入り、Xほか一人を逮捕し、室内に他の人物がいるかどうか確認するため室内を見回したところ、一人の捜査官が一見して（in plain view）大量のクラック・コカイン等を観察した。Pが捜索令状を入手して戻ると、Qらはその令状を執行し、Xの寝室にある寝台の敷布団の中から発見したピストルのほか、先のクラック・コカイン等を押収した。一方、他の捜査官はXの住宅から立ち去った車を停止させ、同乗者を逮捕した。その一人はクラック・コカインを所持していたが、X以外の人物から譲り受けたものである旨供述した。⁵

Xはクラック・コカインの譲渡等の罪でウエスト・ヴァージニア州南部地区合衆国地方裁判所で有罪判決の言い渡しを受けた。これに対し、Xは、警察官のXの住居への令状なしの立ち入りは違法であり、捜査官が室内の観察時

に一見して現認した証拠を排除しなかった地裁の判断は誤っていると主張して控訴したのが本件である。

〔判断〕 本件立ち入りが緊急事態（exigent circumstances）を根拠に合法であったかどうかにつき判断する必要はない。たとえこのような緊急事態による正当化理由が存在していなかったとしても、証拠排除を拒否した地裁の判断は正当といえるからである。⁷

住居内での違法な逮捕を介して獲得された証拠は、それが「違法行為と十分に密接な関係にあるとき」公判で証拠から排除されるべきであるというXの主張は正しい。しかし、排除法則に服する証拠であっても、その証拠の発見に独立の源が存在すれば、その証拠は公判で許容される。マリ判決を見よ。「違法な方法を介して当初に発見された証拠であっても、当初の違法な発見とは独立した合法的な方法を介して後に獲得された証拠は許容できる」のである。⁸

一九八八年のマリ判決で、捜査官は令状なしに違法に倉庫内に立ち入り、マリファナが入っているとと思われる多くの俵を観察した捜査官は、治安判事の許に出頭し、すでに倉庫内への立ち入りが行われていたことを知らせずに、専ら右立ち入り以前に獲得していた情報に基づいて建物に対する捜索令状を入手した。最高裁は、独立入手源の法理を適用して、違法な立ち入りとは独立した根拠に基づいて発付された捜索令状に従って押収された証拠については、たとえ違法立ち入り時に禁制品を一目して現認していなかったとしても、捜査官は令状を申請していたであろうというのであれば、公判でそれを許容しても正当であると判示した。最高裁は「最後の問題は、令状に従った捜査が実際に本件争点である情報及び有体物に関する純粋に独立した入手源であったかどうかである」と指摘して、たとえ倉庫内に立ち入らなかつたとしても、捜査官は令状を申請していたであろうかどうかを判断させるために地方裁判所に差し戻したのである。⁹

「マリ判決におけるように、Xの住居に対する捜索を認める本件令状は専ら、住居への立ち入り前に捜査官に知

られていた情報に基づいて発付された。そしてマリ判決で判断されなかった状況は本件で解決されている。すなわち、P刑事は本件立ち入り前に令状を求めて出発しており、他の捜査官の行動については関知していなかった。あるから、捜索令状は（違法）立ち入りと関わりなく申請されていたのであることは、記録上明白に示されている。それ故、令状に従った本件捜索は（当初の違法）立ち入りとは独立しており、それに従って押収された証拠の排除を退けた点で地方裁判所の判断には誤りはなかったことになる¹⁰⁾。

(2) レジスター判決（第五巡回区 一九九一年）¹¹⁾ 本判決は、家屋への違法立ち入り時に観察されたが後の有効な令状執行時に初めて押収された証拠物（コカイン等）につき、違法立ち入り前の情報に依拠して令状が発付されたことを指摘し、マリ判決の独立入手源の法理を直接適用して許容できるとしたものである。

〔事実の概要〕 一九八九年一月二日、D E A捜査官Pらは、被告人（X）から覚せい剤を購入する泳がせ捜査（controlled buy）に着手した。Pらは数日前に譲渡目的でのコカイン所持で逮捕した情報提供者Aの協力を得て、捜査を開始した。Aは、彼女（A）がコカインの入手先であるとした人物（X）を逮捕するPらの計画に協力することに同意していた。録音されたXとの電話会話で、AはXのコンドミニウムでXと会い、以前に譲り受けたコカインの未払い代金一千六百日ドルを現金で支払うとともに、さらに追加のコカインを受け取る約束をした。秘密捜査官らは地階でこの「購入」を傍受する準備をした。約束の時間になったが、監視態勢を組むのにまだ時間が必要だったので、捜査官はXに電話して少し遅れる旨告げるようAに指示した。右電話時に、Xは間もなくあるパーティに参加するためコンドミニウムを出て行くと告げた。Pはその後間もなく、Aのコカイン所持の有無を確かめた後、Aを伴ない、一たんXのいる一階に赴いたが、疑惑を避けるため地階に戻ってきた。Aは送信器を身につけており、他の捜査官らはその後の会話を傍受していた。AはXの部屋に入り、先に借りていたコカインの代金を支払い、

封をした封筒の中に入ったコカインを受け取った。Xの部屋に入ったおよそ六分後に、Aは地階に戻ってきた。Pはその封筒の中味を検分し、コカインであることを確認した¹²⁾。

この「取引」が終了した後、Pは他の監視中の捜査官と合流した。PらはXの逃亡および証拠物の隠滅ないし滅失の可能性を防止するために、Xのコンドミニウムを「確保（secure）」する決意をした。その建物の構造からみて、Xが逃亡しても発見できない可能性があり、捜査官は誰一人Xの顔付き等を知らず、エレベーターの数も多く、出口も別個に二つあることから、Xが容易に建物内を移動して外に出ることができると考えたからである。したがって、Pは、Xの逃亡を防ぐ唯一の方法は直接ドアの横に立っていることであるが、そうすれば当然疑惑を招き、例えば、Pらの存在を知ったXが証拠を隠滅するであろうから、作戦は失敗すると考えたのである。そこで監視班は、エレベーターに乗り込み一階まで行くこととしたところ、警備の人がやってきたので作戦のことを話した。彼は監視班と一緒にエレベーターに乗り込み、その途中、Xの部屋にアクセスできるキーがあるが、一階の警備員室に保管しているとPらに告げた。Pは、警備員がキーを持ってくるまで待っていると作戦が失敗すると判断した。一行は、Xの部屋に着くと、「警察だ、ドアを開ける」と言って、ドアを叩いた。室内から応答がなかったのでハンマーでドアを叩き破り中に入ると、Xが浴衣のまま台所に入ったのでXを逮捕し、手錠をかけ、諸権利の告知をした。一行は、室内に他に誰がいるかを確かめた。この当初の捜索時に、主寝室のベッドから実弾入りの銃が発見された。Pらは、捜索への同意を拒否し、かつ弁護人の立会いを求めたXに対し、捜索令状が準備中である旨告げた。二時間後に、他の捜査官がコンドミニウムで待機中の捜査官に対し、捜索令状を入手した旨告げた。令状の到着を待つ間、Pらはコンドミニウムの居間に留まっていた¹³⁾。

建物確保に参加していなかったD E A捜査官Qは、捜索令状を持ってやって来た。捜索が行われている間に、QはXに捜査に協力する意思があるかと尋ね、もし協力する意思があれば、検察官に報告する旨告げた。Xは協力の

意思はあるが、捜査官の約束は信用できないので、弁護人を立ち合わせて欲しい旨述べた。この時点で、Qは他の捜査官に麻薬犬の手配を指示した。指示を受けた捜査官が部屋を出て行くとしたとき、Xは「コカインがどこにあるか教えようか」と言つて、協力を申し出た。その後、捜査官は、コカインのほか、Aが取引時に使った千六〇〇ドルを含めた大金、秤を含む様々な証拠を発見した。¹⁴⁾

Xは、コカインの不法譲渡等の罪で陪審によって有罪とされた。これに対し、Xは、本件捜索は違法に行われたにもかかわらず証拠物の排除の申立てを退けた点において、地裁の判断には誤りがあるとして控訴したのが本件である。¹⁵⁾ 捜査官は当初、令状なしにコンドミニウムに立入り、無令状捜索を正当化する緊急事態もなかったためであるから、コンドミニウムの捜索で押収された証拠は汚れており、排除すべきであるというのである。

〔判旨〕「本件事実の下で、無令状捜索を正当化する緊急事態があったかどうかの問題については判断する必要はない。というのは、一九九八年の最高裁のマリ判決の判示の下では、独立して獲得された捜索令状に従って獲得された証拠は、たとえ違法な立入り時に一見して現認 (in plain view) されていたという事実があるとしても、それにもかかわらず、許容できるからである。最高裁は、最後の問題は、令状に従った捜索が実際に争点である情報及び物的証拠に関する純粋に独立源であったかどうかである」とであると指摘した。最高裁によれば、違法な立入り時に観察された証拠に基づいて (on evidence) 入手された令状は、「独立入手源」の例外に該当しない。¹⁶⁾

本件では、マリ判決で明らかにされた法則が本件を支配すると考えられる。DEAの捜査官Qは、情報提供者Aが被告人Xと会う以前に、捜索令状申請のための宣誓供述書の準備を始めた。両者の面会が終了するまでには宣誓供述書は完了されなかったが、宣誓供述書には、証拠の滅失ないし破壊を防止するために家屋を確保したとの一般的な叙述以外には、安全確保によって明らかとなった情報への言及はない。したがって、令状の発付は違法に獲得された証拠に基づいたものではなく、右令状に従って行われた捜索は、本件争点である情報及び物的証拠から純粋

に独立した入手源であった。それ故、本件捜索によって発見された証拠は、修正四条の趣旨に照らし許容できるから、証拠排除を拒否した地裁の判断に誤りはなかったことになる。¹⁷⁾

(3) ストロータ判決 (第六巡回区 一九九一年)¹⁸⁾ 本判決は、三日間に及ぶコカイン取引場所での監視で入手した情報に基づき捜索令状申請中に、他の捜査官が監視を続けていたアパート内に無令状で立ち入り証拠物を発見したが、その後有効な令状執行時に初めて押収した証拠物 (コカイン) につき、アパート内への無令状立入りは修正四条に違反するとしつつ、本件令状は独立した情報に基づいて発付されたものであることを理由に、証拠として許容できるとしたものである。

〔事実の概要〕一九九〇年三月二十九日、Xらへの三日間に及ぶ徹底的な監視の結果、オハイオ州警察は、Xがコカインニキログラム入りのプラスチック製袋を共謀者Sに引き渡すのを見届けた。警察は被告人ストロータ (X)、Y、Zらを逮捕するとともに、Xの車、Xの甲住宅、Yの乙アパートのほか、丙アパート等を捜索した。Xらへの監視は二日前の三月二十七日に始まった。警察は同日午後一時、赤いエスコート (車) でやって来た黒人女性が駐車場にいたXと会い、Xが窓越しにその女性に何かを手渡し、現金を受け取るのを観察した。この赤い車はレンタカーで、Yが三月一六日から三月二八日まで借りていた。警察官は後に同日、乱暴運転でこの赤い車を停止させたところ、運転者はYであることが判明し、多額の現金が財布に入っているのを観察した。同日午後七時半ころ警察は、Xがデニーズ・レストランの駐車場で何人かの人物と会つたのを観察した。間もなくZが到着し、Xと会い、Xとある男がレストランに入ると、一たん別れたが、すぐに戻ると、Xの車の中に何か袋を入れると立ち去った。Xと先の男はレストランから出てきた。XはZの置いていった袋をその男に渡し、そして二人は別れた。¹⁹⁾

二日後の三月二十九日、甲住宅への監視が午前八時五〇分ころ始まった。一人の女性がYの借りていた黒いエスコ

トでやって来た。問もなく、他の女性と二人の男性が到着した。この二人の男は後にSとTであることが判明した。Sは一人女性と一緒に中に入ったが、問もなく甲住宅から出てくると、Tをモデルに送り届け、再び甲住宅に戻ってきた。黒のエスコートはその後甲住宅を出発し、丙アパートに到着した。Xは再三、丙アパートを出入りしていた。このアパートは前日、親戚と称する二人連れが業者と会い、女性の方が借りたものである。業者によるとその男性はXと同一人物であり、Yが保証人として署名していた。同日午後一時ころ、XがZのレンタカー・エスコートで丙アパートを出発した。警察は近くのショッピング・モールまでその車を追跡した。同時刻ころ、Xの車に乗ったZ、及び一人の女性とともに他の車に乗ったSが甲住宅を出発した。Zが道案内役であった。Zはショッピング・モールの駐車場で黒のエスコートの隣に車を停めた。ZはSに、通りを隔てた場所に車を停めるよう指示した。Zは黒のエスコートから中型の白いプラスチック製の袋と大きな布袋を取り出すと、Xに渡した。Xはそれを自分のブロンコ(車)の中に入れた。Xはブロンコに乗り、Sのいる通りを隔てたところまで運転し、先ほどZから受け取った二つの袋の小さい方の白いプラスチック製の袋をSに渡した。Sは自分の車に戻り、それぞれ出発した。警察はSをモデルまで追跡し、そこにいたTらとともに全員(四名)を逮捕した。その一人の財布の中にあつた白いプラスチックの袋の中からコカイン二キログラムが発見された。

警察は同時に、Xを丙アパートまで追跡した。Xは午後一時三〇分ころ到着すると、車から大きな赤い袋を取り出し、それを持ってアパートの中に入った。Xは五分後、手ぶらで外に出た。Xが出発した後、警察は初めて、それまで監視の対象とされてなかった乙アパートを監視下に置いた。警察は午後二時ころ、Xがブロンコに乗り甲住宅を出発するのを観察した。Xは停止を命ぜられ、逮捕された。「警察はXの逮捕後、甲住宅、乙アパート、丙アパートの搜索令状を入手することを決定した。これらはいずれも、Xの逮捕後に監視下に置かれた。令状入手の準備は、同日午後四時ころ始まった。」⁽²⁾

搜索令状を入手する前に各種出来事が生じたため、警察は甲住宅と乙アパートに令状なしに立ち入るに至った。甲住宅で監視中の警察官は、午後三時三〇分ころ、同所を立ち去る車を停止させたところ、運転者は甲住宅にはまだ他にも人がいることを知らせた。そこで警察官は、搜索令状を入手する前に建物を確保するために中に立ち入り、人を搜索した後、二人の麻薬取締官が令状を入手するまでの間、建物を確保するため甲住宅の中に留まった。一方、乙アパートで監視中の警察官はアパート内に人がいるかについて知識がなかったが、監視開始後およそ三時間を経過した午後四時三〇分ころ、一台のキャデラックがアパートの前で停車したのに気付いた。二人の人物が降りてきて、アパートの方に歩き始め、入口からおよそ六フィートの所で立ち止まった。二人は監視車両内にいた警察官を眺め、足早に建物から遠ざかり、見えなくなった。証拠隠滅をおそれた警察官は、令状なしに乙アパート内に立ち入ることにした。警察への監視態勢を整え、容易に通話のできる携帯電話を持つ多くの仲間があり、アパート内の誰とも自由に連絡のできる仲間がいると考えたからである。警察官は午後五時一五分ころ、乙アパートに立ち入った。人はいなかったが、一人の捜査官が押入れの中で、コカインが入っていると思われる大きな少し開いた袋(Zが前日、車から取り出しXに渡した袋と思われるもの)を発見した。彼はその袋を元に戻し、このことを報告した。搜索令状が到着するまで乙アパートを確保するため二人の警察官がアパート内に留まった。搜索令状が到着した後、警察官は三ヶ所を搜索した。乙アパートでは現金を包む茶色の包み紙のほか、一三万ドル余の現金などが、甲住宅では、メモ帳、火器などが、そして丙アパートでは、Xが同日アパートに運び込んだ赤い袋に入ったコカイン二キログラムなど多数の証拠物が見つかった。⁽³⁾

警察官は、乙アパートへの立入り後、搜索令状の執行以前に、Yが乙アパートに向かっているとの連絡を受けた。多くの報道関係者がすでにアパート前に到着していた。警察官は、アパート近くにやって来たYが急停車し、車をバックさせて袋小路の中に入り、セルフォンを使い始めたのに気付いた。警察官はYに近寄り、搜索令状を執行す

る予定のアパートまでの同道を求めた。Yはこれに同意した。警察官は搜索令状執行後、Yを正式に逮捕した。Yの財布の中から、YやXの名前の記載のあるレンタカーの領収書、X宛のメール、三冊のメモ帳 (two ledgers) などが発見された。このメモ帳は、麻薬取引に関するYの手書きによる記録で、個々のコカイン取引に関する価格、貸借などが記録されていた。なお、Sらは逮捕後、コカイン譲渡に関して証言し、有罪の答弁することに同意していた。Sは一九八九年五月以降、Xと取引があり、一九九〇年三月二十九日までXとの間で三〇キロないし四〇キログラムのコカインの取引をした旨証言した。⁽²³⁾

X、Y、Zはコカイン譲渡のコンスピラシー等の罪で起訴され、いずれも陪審により有罪とされ、各訴因につき三六〇月ないし一八〇月などの刑を言い渡された。これに対し、Xらは甲住宅、乙アパートへの無令状立入りは、不合理な搜索、押収であるから、その結果獲得された証拠は排除されるべきであるとして控訴したが本件である。「判旨」Xらは、甲住宅、乙アパートに令状なしに立ち入り、それらを確保したのは修正四条に違反すると主張する。建物の中からではなく、外から確保すべきであった。要するに、立入りを正当化する緊急事態は存在しなかった等と主張する。これに対し、訴追側は、本件事実関係の下では立入りを正当化する緊急事態は存在していたと主張し、「たとえ捜査官の立入りが修正四条に違反するとしても、後に当日の夕方発付された搜索令状は独立した相対当の理由に基づいたものであり (based upon independent probable cause)、袋の中で発見された二三キログラムのコカインを公判で証拠として許容する裏付けであると主張する。⁽²⁴⁾」

「人の住居への無令状立入りは修正四条の下で不合理であると推測されるが、最高裁判所は、ある種の緊急事態があれば、無令状搜索が正当化されつる」と一貫して判示してきた。証拠を保持するための (to preserve evidence) 無令状搜索は、それが相当な理由に基づいたものであり、かつ緊急事態による裏付けがあるときには、許されるのである。」われわれは最近の判例 (United States v. Sangineto-Miranda, 859 F.2d 1501 (6th Cir.1988)) に依り

て、証拠隠滅の可能性があれば家屋への無令状立入りが正当化できるかを判断するために二要件の判断方法を採用した。すなわち「証拠隠滅を防止するための無令状立入りは、第三者が家屋内に居ることの合理的な確信 (reasonable belief)、及び 証拠の滅失ないし隠滅がさし迫っている (imminent) ことの合理的確信を訴追側が立証すれば、正当化されることを」指摘した。⁽²⁵⁾

地裁の緊急事態の問題に関する事実認定は、明らかに誤っている場合にのみ介入できる。それ故、緊急事態の判断を裏付ける事実に関する地裁の認定は、明らかに誤っている場合のみ変更できる。しかしながら、所与の一連の事実が緊急事態を構成するとの地裁の結論は、他の法律問題に関する結論と同様、新たに審査の対象となる。⁽²⁶⁾

地裁は、甲住宅や乙アパートへの無令状立入りを支持するいくつかの事実に関する認定をした。これらの認定はいずれも、記録上その裏付けがあり、明らかな誤りとはいえない。「しかしながら、これらの事実は無令状の違法立入りを支持する緊急事態を構成するとの地裁の法的判断は、それとは異なる問題である。地裁によって認定された事実は、第三者が住居内にいるとの合理的確信を警察官が有していたとの判断を裏付けるものではない。」⁽²⁷⁾

訴追側の理由付けも、先の判例の第一の要件を満たすものではない。二人連れが乙アパートを監視中の警察官を見て慌てて立ち去ったというのも説得的でない。二人は誰かに会いにきたのであり、このことはアパート内に誰かがいることを示しているとの主張も、単なる推測にすぎない。それは誰かが中にいるとの主観的確信を裏付けるものであるかもしれないが、客観的確信を裏付けるものではない。先の判例の第一の要件は、客観的な判断基準であって、主観的なそれではない。最後に、乙アパート内に大量のコカインがあるとの警察官の合理的確信も、見張りも置かずに放置されることはないとの警察官の推測と相俟つても、アパート内に第三者がいるとの合理的確信を裏付けるものではない。訴追側の主張は、アパート内に証拠があるとの合理的確信からアパート内に第三者がいるとの合理的確信を導き出そうとするものである。「乙アパートを確保するための無令状立入りはこの理論の下で受け入

れることができるとの判示は、違法な薬物が存在するとの合理的確信を警察官が有するときは常に、家屋を確保するための立入りに令状の要求は適用されないと判示することに等しい。警察官の本件立入りは、先の判例の第一の要件を満たしていない。乙アパートへの警察官の立入りは、修正四条に違反するものと認められる。⁽³⁸⁾

しかしながら、最高裁判所は、違法な立入り時に当初発見された証拠であっても、その証拠が違法立入り時に獲得された証拠に依拠しない令状に従ったその後の捜索時に押収されたのであれば、そのような証拠の排除を修正四条は要求していないと判示している。一九八八年のマリ判決を見よ。裁判官は本件で、当初の住宅への立入り時に獲得された汚れた情報に関する知識なしに、それとは全く関わることなく、捜索令状を発付した」と地裁は結論している。甲住宅に関しては、この結論を疑問とする理由はない。しかしながら、乙アパートに関しては、この結論を疑問とする理由はある。令状申請時の宣誓供述書にはコカインの入った赤い袋の発見に関する情報は見当たらないが、宣誓供述書を作成した警察官は、宣誓供述書の提出時にコカインの発見を裁判官に明示したかどうかは確信がないと証言している。しかし、この証言は、地裁の事実に関する認定を明らかに誤りであるとするほどのものではない。⁽³⁹⁾

「われわれは、甲住宅でとられた警察官の行動はおよそ修正四条に違反しないと結論する。乙アパートを確保したのは修正四条に違反するけれども、警察官は独立した情報に基づいた有効な令状に従ってアパート内で証拠を押し収めた。この令状は完全に独立した情報に基づいて獲得されたものであるから、乙アパートで獲得された証拠の排除は必要でない。」⁽⁴⁰⁾

(4) ヘロルド判決(第三巡回区 一九九二年)⁽⁴¹⁾ 本判決は、情報提供者と被告人との大量のコカイン取引を現認したものの、捜索令状を申請する前に、警察官は被告人宅に押し入り被告人を逮捕し、家屋を確保した後で、捜索

令状を申請し、発付された令状に基づきコカイン等を押収した事案につき、一九八八年のマリ判決で認められた独立入手源の法理が適用されるとして関連証拠を許容したものである。独立入手源の法理と不可避的発見の法理との相違を説明するものとしても興味深い。

「事実の概要」 一九九〇年八月二二日、信頼できる情報提供者(A)は、コカイン購入の打合わせのため被告人ヘロルド(X)と会ったところ、Xが大量のコカインを入手したので取引可能であると言ったので、この情報をペンシルヴァニア州の麻薬撲滅機動部隊に伝えた。そこで右麻薬取引を捜査し、Xを逮捕する計画が立てられた。同日、AはXと会い、購入資金として三一万ドルを支払い、両者は、八月二四日に取引を完了することで合意した。その当日、Aは電話で最後の打合わせをし、Aの自宅まで薬物を持参して欲しい、そこで取引を完了する旨伝えた。⁽⁴²⁾ P、Q、R、S、Tから成る監視班は、午後五時から五時三〇分まで会合した。Pは、Aの自宅に赴き、Aの身体を徹底的に搜索し(strip-searched)、さらにAが後に提供するであろう麻薬はXから購入したものであることを保証するため、Q、RはAの車を搜索したが、麻薬は発見されなかった。計画に従って、P、Rと無線で連絡を取り合っていたS、Tは、Aの住宅に近い場所に停めた警察車両の中で待機した。AがXに電話すると、Xの愛人Yが電話口に出て、二人(XとY)で間もなくA宅に向かうと述べた。Aがこの情報をPに伝えたところ、Pは取引場所をXの自宅(トレイラー)に変更することにした。そこでAが再びXに電話すると、電話口に別の女性が出たので、AがXのトレイラーに出かける旨Xに伝えるよう依頼した。Pは、他のメンバーに取引場所の変更等を知らせた。Xはトレイラーから出て、Aの車に乗り込んだ。Aは車を少し移動させた。そこで、Pはこれを追跡したが、Aはすぐに再びトレイラーのところに戻ってきた。Xは車から降りて、一人でトレイラーに戻った。AはPの監視する場所まで車を走らせ、Xから購入した物をPに手渡した。Pはその場で検査し、それがコカインであると判断した。AはPらに、このコカインの代金としてXに六五万ドル支払ったと告げ、さらにXが同日夜バーに出

かける予定であることを知らせた。Aはまた、Xが少し前にクラック・コカインを吸飲しており、頭がおかしい(squinty)ことを告げた。Aはそれ以前に、Xが銃を所持していることを警察に伝えていた。⁽³³⁾

Pは右の情報を得たため、当初は捜索令状を入手してXのトレイラーを捜索する予定であったが、まずXを逮捕することに決定した。そこでPは、他の捜査官が包囲する中、Xのトレイラーに近付いた。Pはドアをノックし、Xが応答したとき、その男がAに麻薬を譲渡した人物であることを認識した。Pは「G・ハロルドさんですか」と尋ねた。Xはそうではないと答えた。そこでPは、G・ハロルドの居場所を知っているかどうかと尋ねると、Xは知らないと答えた。この時点で、Pは州警察官であることを明らかにし、逮捕する旨告げた。Xは「ここから出てうせろ」など卑わいな言葉を発して、ドアを閉めようとしたが、Pはドアを力づくで押し開き、トレイラーの中に入った。Xは手に何かを持って逃げようとしたのでPは大声で投降するよう告げた。Xは結局、居間のテーブルの方に歩み寄り、手に持っていたものをテーブルに置いた。それは、二五口径の半自動ピストルで、実弾四発が装填されていた。Pは、右ピストルとXの身柄を確保し、次に家を確保した。Pらは一見してコカイン等を現認したが、トレイラー内を捜索しなかった。Pは地方裁判官(a district justice)から捜索令状を入手するために他の警察官とともに現場を立ち去った。残りの監視班は、証拠が破壊されないよう確保するために、トレイラー内に留まった。⁽³⁴⁾

Pは令状申請時に、Xのトレイラーに立入る前に発生した出来事に加えて、トレイラーへの強硬立入り後に発生した出来事についても明らかにした。地方裁判官は午後一時四五分ごろ、Xのトレイラーを捜索する令状を発付した。八月二五日上午一二時五〇分ごろ、警察官らはXのトレイラー内の徹底的な捜索を実施した。この捜索時にPらは、当初の立入り時に観察されたコカイン等を再発見した。銃がこの捜索時に押収されたかどうかは明らかでないが、令状執行後に作成された目録に、銃は逮捕時に一見して現認されて押収された」との記載があることから、銃は当初の立入り時に押収されたものと考えられる。⁽³⁵⁾

Xは一九九一年四月九日、麻薬取引に関し火器を所持した等の罪で起訴された。Xは、当初の立入り及び捜索時に発見された証拠の排除を求めた。地裁は同年五月二八日、証拠排除手続を開き、同年七月三日、Xを逮捕する相당한理由はあったが、令状なしにXのトレイラーへの立入りを正当化する緊急事態はなかったと結論した。したがって、無令状立入り時に一見して現認、発見された銃、コカイン等は許容できないと判示した。「しかしながら、地裁は、PはXを逮捕し、その住宅を確保した後で有効な令状を獲得していたかもしれないと述べて、二回目の捜索時に押収された証拠を排除しなかった。」これに対し、訴追側は同年七月一八日、「不可避的発見」の法理を理由に七月三日の決定の再考を求める申立てをした。訴追側はさらに、違法立入り時の発見物に関わりなく、令状には独立の根拠(independent basis)があったと主張した。地裁は一九九一年八月二日、「独立入手源」の法理は適用されないと判示して、再考の申立てを退けた。そこで訴追側はこの八月二日の命令に対する控訴を申し立てたのが本件である。⁽³⁶⁾

「判旨」地裁は、捜索令状の申請は違法な最初の立入り時に獲得された情報によって「汚れている」、それ故、その後の捜索は無効であると判示し、訴追側の再考の申立てを退けた。地裁の見解によると、「修正四条に違反する無令状でのXの家屋への違法な立入り時に発見された証拠は独立の合法的な警察の捜査によって不可避免的に発見されていたであろうことを証拠の優越によって立証する責任を訴追側は果たしていない」という。かかる事実認定に基づいて令状による捜索時に発見、押収された証拠を排除するのは論理的と思われるが、地裁の命令は単に再考の申立てを退けたにとどまる。それ故、地裁の意図は、いずれの立入り時に獲得された証拠であっても、これをすべて排除することであったようにみえるが、右命令はその文言上、立入り時に押収又は観察された証拠を排除しにすぎない。訴追側は、この八月二二日の命令に控訴を申し立てたのである。⁽³⁷⁾

警察官PらがXを逮捕するための令状を取得せず、Xのトレイラーへの当初の立入りを是認する捜索令状も取得

しなかつた限りにおいて、Xの逮捕及び当初の立入り時に観察された証拠は排除されなければならないとXが主張するのは当然のことである。二回目にトレイラーに立入る前に警察官は結局、捜索令状を取得していたことを認めつつ、Xは「この二回目の立入りは同様に違法であり、捜索時に発見された証拠は『毒樹の果実』として許容されないと主張する。」本件での争点は限定的である。訴追側は、当初の立入りはXの修正四条の権利を侵害していることを認めているからである。それ故、捜索、押収の有効性が立入りの合法性いかんによって判断されるのであれば、当該証拠は排除されなければならない。「しかしながら、訴追側は『不可避的発見』の法理の適用を主張し、そして捜索令状には当初の立入りから独立した有効な根拠があったと主張する。それ故、訴追側の見解によれば、当初の立入り時に又はその後の捜索時に発見された有効な令状の下で不可避的に発見されていたであろうから、それらの証拠を排除するのは排除法則の要求ではないということになる。³⁸⁾」

一九八四年の第二次ウィリアムズ判決が不可避的発見のリーディング・ケースである。同事件で警察官は、修正六条に違反して弁護人のいないところで、殺人の被害者の行方に関し被告人に質問した。被告人は被害者の死体の場所を教えることに同意し、かつ案内した。公判で被告人は、修正六条違反の果実であることを理由に、死体の場所及びその状態に関する証拠は許容できないと主張した。これに対し、訴追側は、警察官は弁護人の援助を受ける被告人の権利を侵害したけれども、死体に関する証拠は『現に死体の場所に近付きつつあった』捜索隊によって不可避的に発見されていたであろうことを理由に、そのような証拠は許容できると主張した。「最高裁は訴追側の主張に同意した。『独立入手源の例外は本件における証拠の許容性を正当化しないが、その論拠は排除法則に対する終極的でないし不可避的発見の例外と完全に一致しており、その採用を正当化する』として、もし訴追側が、合法的手段——本件ではヴォランティアの捜索——によって当該証拠は終極的でないし不可避的に発見されていたであろうことを証拠の優越によって立証できるのであれば、(違法捜査) 抑止の原理はほとんどその根拠がなくなるから、

当該証拠は許容されてしかるべきである」と結論したのである。³⁹⁾

「本件では、しかしながら、当初の立入り時に観察された証拠及び後に発見された証拠は、銃を除き、第二回目の捜索時に押収されたものであるから、警察官は捜索令状を取得していたであろうか、そして警察官は禁制品を発見していたであろうかに関して推測する必要はなかった。警察官は現にそのようにした(令状を入手し、証拠を発見した) からである。それ故、不可避的発見の分析は(本件では) 適切でない。」⁴⁰⁾

本件は一九八八年のマリ判決で明らかにされた独立入手源の法理の下でよりよく理解できると思われる。同事件では、連邦捜査官は違法に倉庫内に立ち入り、一見して多くの袋を現認した。これらの袋は後にマリファナ入りと判明した。捜査官は、袋には手を触れずに倉庫を出て、後に捜索令状を入手した。令状申請時に捜査官は、当初の立入りに言及せず、立入り時に観察したことに一切言及しなかった。治安判事は令状を発付し、捜査官は倉庫を捜索し、禁制品を含む袋などを押収した。第二回目の捜索で発見された証拠は許容できるかを判断するに当たり、最高裁の多数意見は、独立入手源の法理に目を向け、不可避的発見との関わりとともにその理論的根拠を精査した。最高裁は、排除法則の付随物 (corollary) として独立入手源の例外は発展してきたことを指摘した。すなわち、

「警察の誤りないし違法行為がなかった場合における立場と比較して警察をより不利な立場ではなくそれと同一の立場に置くことによって、警察官の違法行為を抑止するという社会の利益と犯罪に関するすべての証明力ある証拠を陪審に提示するという公共の利益とが適当に釣り合うことになる。争われている証拠に独立の入手源がある場合に、当該証拠を排除することは、何らの誤りないし違法行為がなかった場合における立場と比較して警察をより不利な立場に置くこととなる。」⁴¹⁾

したがって、独立入手源の法理の下では、違法行為の直接的又は間接的結果ではなく、事実 (in fact) 合法的に発見された証拠が許容される。これに対し、不可避的発見の法理は、現に証拠の発見に導いた捜査が違法である

としても、合法的な手段によって不可避免的に発見されていたであろう (inevitably would have) 証拠の提出を認める。このように独立入手源と不可避的発見の法理は、前者が現実が生じたことに焦点を合わせるのに対し、後者は当初の捜索がない場合に生じていたであろうことを検討する点で異なる。独立入手源の基にある原理を追求して最高裁はマリ判決で、この法理によって第二回目の捜索時に発見された証拠の提出が正当化されることがありうるとして、次のように判示した。すなわち、「それ故、最後の問題は、令状に従った捜索が実際に本件争点である情報及び物的証拠に関する純粹に独立した入手源であったかどうかである。捜査官の令状請求の決定が当初の立入り時に観察したことによって促進されたとか、あるいは立入り時に入手された情報が治安判事に提示されその令状発付の決定に影響したというのであれば、事情は異なり独立入手源があったとはいえない。」⁽¹²⁾

本件における証拠は、当初の立入り時に押収された銃を除き、令状による捜索時に押収されたものであるから、これは独立入手源のケースである。したがって、われわれは、当初の立入り時に獲得した情報を考慮することなしに、警察は捜索令状を申請していたであろうかを決定しなければならない。さらに令状が発付されるための相当な理由があつたかを判断しなければならない。これらの問題の解決は難しくない。警察がトレイラーを捜索することなく、そしてXを逮捕することなく、住居から立ち去っていたであろうということは考えられない。暴力犯罪で前科のあるXが麻薬取引で大量のコカイン——その一部を情報提供者Aに譲渡した——を所持しているとの情報を警察は入手していたからである。警察に知られていたこれらの事実から明白に推論できるのは、残りのコカインはトレイラーの中にあるということである。また情報提供者は、Xが銃を所持していることを忠告していた。さらに警察は、泳がせ取引 (the controlled buy) の後で令状を入手する予定であったが、そうしなかったのは、Xが家を立ち去ろうとしたからであった。⁽¹³⁾

したがって、われわれは、たとえ警察が当初の無令状の立入りを実行しなかったとしても、Xがトレイラーを立ち去れば、警察はXを逮捕していたであろう——逮捕は合法であつたろうことはXも認めている——し、そしていずれにせよ、トレイラーを捜索するための令状を申請していたであろうことを確信する。われわれは、それ故、当初の立入りが必要ならば、警察はトレイラーを捜索するための令状を入手していたであろうかに関して、それは推測にすぎないとした地裁の結論を明らかに誤りであるとして退けることとする。⁽¹⁴⁾

さらに、令状申請のための宣誓供述書には、当初の立入りを介して警察官が獲得した情報と関わりなく、十分に相当な理由が含まれていたのは明らかである。例えば、監視班は信頼できる情報提供者の身体と自動車を検索し、麻薬が一切発見できなかったことを指摘している。また、監視班は、情報提供者がXから麻薬を購入したのを観察し、Xが取引の後、トレイラーに入ったのを目撃した。そしてPがその麻薬を簡易テストしてコカインであることが判明したことを指摘しているのである。それ故、トレイラー内にコカインのあることが明白に推論されたことになる。⁽¹⁵⁾

「われわれは、もちろん、本件は銃に関して特別な問題を提起するものであることを認識している。警察は令状による捜索時にはなく違法な立入り時に銃を現に押収したからである。それにもかかわらず、銃もまた、いかなる種類の火器」であれ、その押収をとくに認めた捜索令状に従って押収されたものとして取り扱われない理由はない。最高裁はマリ判決で、「一たん押収されたものはその物を個人の管理に委ねることなしにはきれいに再押収できない」との主張を退け、独立入手源の法理の下では「すでに押収された物的証拠の再押収は、後の合法的捜索が以前の汚れた捜索から純粹に独立している限りにおいて、許容できると述べている。完全に装填された半自動の武器を令状を獲得するまで確保せずに放置することを警察官に要求するのは危険であり、当初の立入り時にすでに押収された銃の物理的な再押収の儀式 (formality) を要求するのは無分別である。それ故、マリ判決の下での唯一の論理的意味 (logical implication) は、当初の立入り時に見つかったが、令状によって認められた捜索時ま

で押収されなかった他の危険でない証拠と同じく、この銃もまた独立入手源の法理の下で許容できるということである。¹⁶⁾

以上を要するに、地裁は次の二つの質問、すなわち、公平な裁判官は、違法な捜索中に獲得された情報を提示されていなかったとしても、捜索令状を発付したかどうか、最初の捜索を契機に (prompted) 警察官が捜索令状を獲得するに至ったのかを問題にすべきであった。これらの質問が、本件におけるように、それぞれイエス、ノーであれば、令状による捜索時に押収された証拠は、たとえすでに当初の立入り時に発見されていたとしても、許容できることになる。そうでないと、警察はXの修正四条の権利を侵害していなかったならば置かれていたであろうと同一の立場ではなくより不利な立場に置かれることになるうからである。¹⁷⁾

なお、われわれの結論は、汚れた令状と独立入手源の法理との調和をはかるものであり、令状の要求を回避する誘因を警察に提供するものではない。そうではなく、「まさにその性質上、警察が現に令状を獲得している場合にのみ適用される。」また違法捜索で発見された情報は、その後の令状の申請に当たり一切役立たないから令状なしに最初に捜索をする誘因を警察に提供するものでもない。さらにわれわれの結論は、たとえPが当初の立入りを行わなかったとしても、警察は令状を獲得していたであろうという結論に基づいているのである。¹⁸⁾

(5) マーキング判決 (第七巡回区 一九九三年)¹⁹⁾ 本判決は、コカイン密売の現場であるモテルの従業員から被告人の部屋の移動時に保管していた書類カバンを見せてもらった警察官が、それを開けて内容物 (白い粉の残滓) を確認後に捜索令状を申請し、後に発付された令状に基づきモテルの部屋に立ち入り、被告人を逮捕後に捜索し、先に確認した書類カバンの中にあつたコカイン等を押収した事案につき、マリ判決を適用して違法捜索時に入手した汚れた情報以外に、令状発付が認められる相当の理由があつたとして、令状執行を適法としたものである。

〔事実の概要〕 ウィスコンシン州R郡の麻薬捜査官事務所は一九九一年九月初め、麻薬密売の容疑で被告人マーキング (X) の捜査を開始した。九月二八日、主任捜査官Pは、Xがあるモテルの一室を借りたことを知つた。ある情報提供者はそれ以前、Xの活動を捜査していた他の捜査官QにXが数週間にわたり種々のモテルから薬物を密売している旨知らせていた。またPは、モテル従業員から、Xが九月五日から七日までの三日間、及び九月一〇、一一日の両日モテルに客として記帳していたとの情報を得た。

モテル側はある事情で、Xに対し、九月二八日に新しい部屋に移るよう求めていた。部屋の変更の時間がきてもXがモテルにいなかったため、モテル従業員がXの持ち物を移動させた。Xはいなかったが、Pがそこにいた。その持物の一つが書類カバンであつた。Xの持物を移動させていた従業員が廊下にいたとき、Pが書類カバンを見せてもらえないかと言つた。従業員はPに書類カバンを渡した。Pはそれを開いて中を見ると、ノートのほかに小さな秤とガラスびんがあつた。秤とびんの両方に、白い粉末の残滓があつた。その秤とびんを書類カバンに戻した後、Pはモテル従業員がXの書類カバンを三〇四号室に運び込むのを見ていた。²¹⁾

Xの書類カバンの中身を検査した後、Pは二つのことをした。第一、三〇四号室を一望できる部屋で監視態勢を敷くことを二人の捜査官に命じた。次にPは、三〇四号室を捜索する令状を申請し、その発付を得た。Pは令状申請に当たり、Xの書類カバンの中で発見した物に関する情報のほか、次のような他の多くの情報を提供した。警察は一九九一年三月から九月までの間に、Xがコカイン密売に従事しているとの少なくとも相異なる一件もの情報を入手していた。Xは一九九一年九月八日に逮捕されたことがあり、その際、現金で二五〇〇ドル余を所持していた。九月八日の逮捕後、ある黒人がXの身柄を引き取りに警察署にやって来た。Xは逮捕中誰にも接触しておらず、警察署内にいたにもかかわらずXの「友人」と称する人物がやって来たのである。この人物の運転していた車はイリノイ州のYの所有物として登録されていた。「信頼できる情報提供者は警察に、Tという名の人物がコ

カイン密売に関わりがあり、XはTの居住地の三ブロックのところに住んでいる。旨連絡した。九月三日、右と同一の情報提供者がTのコカイン入手源はYであることをPに知らせた。ある情報提供者が九月九日、Xがホテルからコカインを密売している旨Qに知らせた。その情報提供者はQが警察官であることを知らなかった。Xは九月五日から七日まで、及び九月一日と一日にあるホテルに滞在していた。Pは九月二八日、このホテルの夜間担当のマネージャーと会った。彼女(マネージャー)はPに、Xは九月二八日以降ホテルに滞在している、多くの人物がいずれもごく短時間Xの部屋を訪れていると語った。Pの経験によれば、麻薬取引はホテルの部屋で行われることが多く、麻薬売買の場所からのごく短時間の出入りは通常のことである。マネージャーはまた、Yからの電話メッセージがXに届いていたことなどを語った。Xが以前に宿泊していた部屋のベッドには、三〇四号室への移動時点誰かが寝た形跡がなかった。⁽⁵²⁾

Xの部屋の監視は、翌日の九月二九日も続けられた。同日午後早く、Xは部屋を出た。ホテルの外に居たPらはXが車に乗るのを見て追跡したが、途中で見失った。警察官はその間、Xが数ヶ所の家の前で停車するのを観察した。その一つは、以前に秘密捜査官がコカインを買った男の家であり、他の一つは、麻薬密売の疑いある二女性(R、S)の家であった。Xはホテルに戻って来た。五時少し前に、R、SがXの部屋にやって来た。およそ六分後、R、Sはホテルを出た。Pはホテルの外で、二人を停止させ捜索したところ、Sの上衣ポケットに二袋のコカインがあった。SはXから譲り受けたものであると告げた。Sはまた、Xは「極度に妄想的(extremely paranoid)」であり、疑いを抱くと(the became suspicious)直ちに他の薬物を部屋のトイレで流し去ると思つて語つた。⁽⁵³⁾

およそ一時間後、Pは令状執行の時機であると判断した。Pほか四名の警察官はXの部屋に隣接する部屋に入り、その一人が両部屋を連絡するドアをノックし、「警察だ、捜索令状がある」と叫んだが、Xは応答しなかった。七

秒ほど待った後、警察官はさらに呼び続け、Pはドアを開けるように激しく叩いた。四回ないし六回叩いた後、やっと中に入ると、Xが浴室で胎児のよう(fetal position)丸くなって座っていた。Xを逮捕し、手錠をかけた後、部屋を捜索すると、Pが以前に捜索した書類カバンがあり、その横にコカインと秤が、それ以外にも同室でのコカイン密売を示す重要な証拠があった。Pはまた、ホテル駐車場にあったXの車を捜索した。車の中から、マリファナ等が見つかった。⁽⁵⁴⁾

Xは、「ホテルの部屋及び車の捜索で発見された証拠の排除」を申し立てたが、地方裁判所はこの申立てを退けたため、Xは条件付の有罪答弁(a conditional guilty plea)をし、⁽⁵⁵⁾ 訴追側はこれに同意した。これに対し、Xは車及びホテルの違法な捜索の結果発見された証拠は排除すべきであったとして控訴したのが本件である。⁽⁵⁶⁾

【判旨】 Xは、ホテルの部屋で発見された証拠を許容した地裁の認定に焦点を合わせ、Pの捜索令状申請には違法な無令状の書類カバンの捜索から獲得された情報が含まれていることを理由に、Pらは違法にホテルを捜索したことになると主張する。(訴追側は、Xの当初の書類カバンの捜索が違法であったことを争っていない。) したが、Pらがホテルの部屋で発見した証拠はすべて排除すべきであるというのである。地裁は、当巡回区の判例(United States, v. Johnson, 876 F.2d 589 (7th Cir. 1989))に従って、Pの令状申請時の情報は、違法に獲得された情報を除外しており、捜索令状を支持する相当の理由のあることを確認したものであることを理由に、警察は合法的にホテルの部屋を捜索したと認めた。Xは、地裁のアプローチとその結論の両方に反対しつつ、さらにPの事前の違法な捜索のような行動を抑制するために証拠排除が必要であると主張する。⁽⁵⁷⁾

Xは、書類カバンの内容物の許容性に関するその主張の根拠は一九八四年のセグーラ判決にあると主張する。しかし、Xの依拠する「判示」はセグーラ判決には見当たらない。「セグーラ判決以降の判例、とりわけ最高裁のマリ判決は、違法に発見された証拠は後におよそ合法的に押収されえないというXの主張を封じている(scotch)。」

マリ判決で最高裁は、排除法則に対する「独立入手源」の例外を説明した。独立入手源の法理を理解するには、裁判所が修正四条を理由に証拠を排除すべきかの判断をするときに関わりのある競合する利益 (competing interests) から始めなければならない。排除法則は、違法な警察官の行為を罰することによって、そのような行為を禁止しようとするものである。排除法則は、違法捜索の直接的または間接的結果として獲得された証拠の提出を禁止することによって、かかる目的を達成しようとする。それ故、排除法則は、違法行為への誘因 (incentive) を除去することによって違法な警察官の行為を抑制しようとする。しかし排除法則は重要な社会的コストにも関わりがある。排除法則は、陪審から犯罪に関し証明力ある証拠 (probative evidence) を奪うことによって、犯罪者を訴追し処罰するという社会の利益と矛盾する作用をする (works at odds with) ため、競合する利益のバランスをとることが必要となる⁽⁵⁷⁾。

最高裁はマリ判決で「警察の誤りないし違法行為がなかった場合と比較して警察をより不利な立場ではなくそれと同一の立場に置くことによって、警察官の違法行為を抑制するという社会の利益と犯罪に関するすべての証明力ある証拠を陪審に提示するという公共の利益とが釣り合うことになる」との判断を示した。警察が独立の合法的手段によって獲得した証拠を排除することは、警察が何らかの違法行為をしなかった場合に置かれる立場と比較して同一の立場ではなく、むしろより不利な立場に置くことになる⁽⁵⁸⁾というのである。独立入手源の法理は、違法な捜索時に、当初発見された証拠であっても、その証拠が後に当初の違法によって汚れていない入手源を介して発見されたのであれば、そのような証拠の提出を認めることによって、このような (不当な結論) を回避する⁽⁵⁹⁾。

「独立入手源の法理の下では、もし警察が違法捜索時に甲と乙を発見し、後に独立した合法的な捜索時に丙を発見したならば、丙は独立の源に由来するから、それは許容できることになる。これがセグーラ判決での問題状況であった。ところが、この法理はマリ判決でさらに進展する。マリ判決での争点は、取締官が以前の違法な倉庫への

立入り時に観察した後で令状に従って倉庫から押収した証拠の許容性であった。マリ判決で指摘された独立入手源の法理の下では、もし警察が汚れない合法的捜索時に丙を発見しただけでなく、甲と乙をも再び発見したのであれば、甲と乙は、丙と同様に許容されることになる。本件に適用すると、このことは、もし警察が合法的にXのモデルの部屋を捜索し、かつその捜索がPの以前の違法な書類カバンの捜索によって汚れていなければ、モデルの部屋で発見された証拠——書類カバンの中で発見されたものを含め——はすべて、Xに不利に許容されることを意味する⁽⁶⁰⁾。

「それ故、マリ判決におけるように、われわれが直面している問題は、捜索令状に従ったXのモデルの部屋の捜索は、そこで発見された証拠に関する「実際に純粹に独立した入手源」であったかどうかである。この検討は、二つの問題を提起する。第一の問題は、違法に取得された証拠が治安判事の捜索令状発付の決定に影響を与えたかどうかである。第二の問題は、令状を申請するPの決意が違法な書類カバンの捜索時にPが見てしまったことによって促進されたかどうかである⁽⁶¹⁾。」

第一の問題に関して、たとえPがXの書類カバンを見たときに発見した情報がなくても、Pの令状申請はXのモデルの部屋を捜索する相当の理由のあることを確認していると地裁は認めた。これは当巡回区を含めた連邦裁判所のアプローチである。われわれも違法に獲得された情報に一部基づいて入手された捜索令状であっても、もし令状を支持する汚れない情報を検討して、それだけで相当の理由を十分に確認するものであれば、なお捜索を支持することになると判示している。他の巡回区の多くも、同一のルールに従っている⁽⁶²⁾。

このアプローチは、最高裁の一九七八年の判決 (Franks v. Delaware, 438 U.S.154) における理由付けの論理的適用である。「このフランクス判決で最高裁は、訴追側捜査官が故意又は過失で令状申請書に虚偽の情報を含めても、申請書にある他の情報だけで十分に相当の理由が確認されるのであれば、その令状は有効であると判示して

いる」からである。このフランクス判決のアプローチに疑問を投げかける文言がマリ判決にあるが、この問題を検討したマリ判決以降の巡回区判例は、マリ判決はフランクス判決のアプローチを変更するものではないと結論している。われわれもこの見解に同意する。マリ判決はフランクス判決を一切引用していないからである。⁽²³⁾

では、Pの令状申請書における汚れない情報は、Xのモテルの部屋を捜索する相当の理由を確証するものであるか。われわれは、このことを肯定する地裁の見解に同意する。Xはコカイン密売に関わっていたこと、Xはモテルの部屋から薬物の取引をしていたこと、Xは九月初めに二度にわたりモテルに滞在していたこと、九月二十八日には多くの人物がモテルを入りしていたことなどを申請書は明らかにしている。また情報提供者のXに関する供述を補強するいくつかの事実も存在する。しかし、マリ判決が明らかにしたように、相当の理由の問題が片付いても終わりということにはならない。Xの書類カバンを捜索していなかったとしても、Pは令状を申請していたであろうかどうかを検討しなければならないからである。しかし、マリ判決におけると同様、地裁はこの争点に關し認定をしていない。したがって、マリ判決におけると同じく、右事実に関する認定をするよう本件を地裁に差し戻すこととする。⁽²⁴⁾

Xは最後に、Pが令状なしにXの車を捜索して発見した証拠も排除すべきであったと主張する。われわれは、車の無令状捜索は自動車の令状例外の下で正当化されるとの地裁の決定に同意する。残された唯一の問題は、Xの車には薬物取引に関する証拠が存在すると信ずる相当の理由がPにあったかどうかである。この点についてもわれわれは、相当の理由が存在したとの地裁の決定に同意する。⁽²⁵⁾

(23) United States v. Curtis, 931 F.2d 1011 (4th Cir.1991).

(24) *Id.* at 1012-1013.

- (5) *Id.* at 1013.
- (6) *Ibid.*
- (7) *Ibid.*
- (8) *Ibid.*
- (9) *Id.* at 1013-1014.
- (10) *Id.* at 1014.
- (11) United States v. Register, 931 F.2d 308 (5th Cir. 1991).
- (12) *Id.* at 309-310.
- (13) *Id.* at 310-311.
- (14) *Id.* at 311.
- (15) *Ibid.*
- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*
- (18) United States v. Straughter, 950 F. 2d 1223 (6th Cir. 1991).
- (19) *Id.* at 1226.
- (20) *Id.* at 1226-1227.
- (21) *Id.* at 1227.
- (22) *Ibid.*
- (23) *Id.* at 1227-1228.
- (24) *Id.* at 1228-1229.
- (25) *Id.* at 1229-1230.
- (26) *Id.* at 1230.

- (27) *Ibid.*
- (28) *Ibid.*
- (29) *Ibid.*
- (30) *Ibid.*
- (31) United States v. Herrold, 962 F.2d 1131 (3rd Cir. 1992).
- (32) *Id.* at 1133.
- (33) *Id.* at 1133-1134.
- (34) *Id.* at 1134.
- (35) *Id.* at 1134-1135.
- (36) *Id.* at 1135-1136. *Cf. Id.* at 1133.
- (37) *Id.* at 1136.
- (38) *Id.* at 1137.
- (39) *Id.* at 1138-1139.
- (40) *Id.* at 1139.
- (41) *Id.* at 1139.
- (42) *Id.* at 1140.
- (43) *Id.* at 1140-1141.
- (44) *Id.* at 1141.
- (45) *Ibid.*
- (46) *Id.* at 1143.
- (47) *Id.* at 1144.
- (48) *Ibid.*

- (49) United States v. Markings, 7 F.3d 1309 (7th Cir. 1993).
- (50) *Id.* at 1311.
- (51) *Ibid.*
- (52) *Id.* at 1311-1312.
- (53) *Id.* at 1312.
- (54) *Ibid.*
- (55) *Ibid. Cf. Id.* at 1311.
- (56) *Id.* at 1314.
- (57) *Id.* at 1314-1315.
- (58) *Id.* at 1315.
- (59) *Ibid.*
- (60) *Id.* at 1315-1316.
- (61) *Id.* at 1316.
- (62) *Ibid.*
- (63) *Id.* at 1317.
- (64) *Id.* at 1319.

3 不可避的発見の例外

下級審判例は、第二次ウィリアムズ判決が示した判断基準に従って、それぞれの事案に即して不可避的発見の例外に該当するかを判断しているが、他の論点とも重なり、事実関係が複雑な事例も少なくない。その大半はすでに別途詳論済みであるので、以下、その後の一判例を紹介することとする。

(6) ゲイル判決(コロンビア巡回区 一九九二年)⁽⁵¹⁾ 本判決は、コカイン所持の情報提供者からの内報に基づき、警察官Pが被告人ゲイル(X)の運転する車に職務質問のための停止を命じて質問したところ、薬物所持の事実を認め(第一供述)、かつコカイン入りの袋を提出したので、Xを逮捕した上で、まだほかに薬物を所持しているのではないかと質問したところ、身体及び車のトランク内に所持していることを認め(第二、第三供述)、かつ供述どおり薬物が発見されたので、警察署に連行しミランダ警告後に、薬物密売を認める供述(第四供述)を得た事案につき、不可避的発見の例外に該当するとして薬物の許容性を肯定し、エルスタッド判決の下で第四供述の許容性を肯定した原判決を維持したものである。

〔事実の概要〕 一九九〇年六月七日午後六時一〇分ごろ、警視庁の警察官Pは信頼できる情報提供者(A)から被告人ゲイル(X)が一オンスのコカインを所持し五〇番通りにいる旨の内報を受けた。Aは、Xはテディ(Teddy)と呼ばれていると述べた後、Xの面相、衣服及び運転している車の特徴を詳しく指摘した上、Xは現在地を車で立ち去ろうとしていると述べた。Pはおよそ一五分後、面相の合致した人物がよく似た車に向かって歩いているのを見かけたところ、その男は車に乗り込み車を発進させた。Pは無線で、パトカーの制服警察官にXの車を停止させるよう要請した。制服警察官は緊急灯をつけて車を発進し、Xに車を道路脇に寄せるよう命じ、その正面にパトカーを停めた。覆面パトカーで現場に近付いたPは、Xの車の後方に車を停めた。PはXの車の運転席側から、そして相棒の警察官はその助手席側からXの車に近付いた。両者とも私服で武器を抜かなかった。⁽⁵²⁾

PはXに運転免許証の提示を求めた。そのとき免許証の名前がテオドル(Teodore)であり、Xの名前はテディであるとの情報提供者の内報と相応しているのに気付いた。そこでPは、Xに車を降りて外に出るよう求めた。Xがまだ車の中にいる間に、Pは薬物所持の有無を尋ねた。Xは所持していると答え(第一供述)、車の前部座席からクラック・コカイン一〇袋入りの袋を取り出した。そこでPはXに車から外に出るように命じて、Xを逮捕した。

Pは搜索する前に、また他に薬物を所持しているかと尋ねると、Xは股間(rotch)に薬物があり(第一供述)、車のトランクにもある(第三供述)と答えた。XはPがXの股間からクラック・コカインの入ったプラスチック袋を引き出すの手伝った後、トランクの中にあるコカインの入った皮手袋を示した。Xは警察署に連行された。およそ五〇分後に、PはXを拘置室から取調室に移し、ミランダの諸権利を告知した。Xは権利を放棄し、薬物を密売する意図であったと述べた(第四供述)⁽⁵³⁾。

地方裁判所は、警察官には内報に基づきXを職務質問のために停止(for investigatory stop)させる合理的で明白な嫌疑(a reasonable and articulable suspicion)があったと認めた。同裁判所は次に、Pは第一供述を獲得するまでXを逮捕しなかったにしても、Xの免許証の名前がXのニックネームに関する情報提供者の供述と一致していることを確認した上で逮捕する相当の理由があったと認めた。同裁判所は最後に、Pはその時点でXを合法的に逮捕できたのであり、薬物は逮捕に伴なう搜索ないしは目録作成時の搜索(an inventory search)において発見されていたであろうから、Xによってなされた供述いかにかわらず当該薬物は不可避的発見の法理の下で許容できると認めた。同裁判所は、それ故、Xの身体及びXの車から発見された薬物排除の申立てを退けた。同裁判所はまた、Xの最初の三つの供述はミランダ違反としてすべて不許容としたが、それらはいずれも「強要されたものではない、それ故、第四供述は一九八五年のエルスタッド判決の下で許容できることを認め」、証拠排除の申立てを退けた。⁽⁵⁴⁾

これに対し、Xは、職務質問のために道路脇に車を停めるよう命じたのは単なる停止命令ではなく逮捕に相当すると主張し、この逮捕は相当な理由による裏付けがなく違法であるから、それに由来するすべての物的証拠及び供述証拠は修正四条違反の果実として排除すべきであったとして控訴したのが本件である。⁽⁵⁵⁾ なお、Xは、譲渡目的でのコカイン所持などの関連犯罪につき有罪の答弁をした際、「地方裁判所の証拠排除の決定につき控訴する権利を

留保していた。」⁽¹⁰⁾

〔判旨〕 職務質問のための一時停止 一九六八年のテリー判決 (Terry v. Ohio, 392 U.S. 1) 及び関連判例の下では、被疑者の犯罪活動への関わりにつき合理的で明確な疑惑を有する警察官は、「疑惑を生ずる事情 (circumstances) を捜査するため被疑者を一時的に拘束できる (may detain briefly)」⁽¹¹⁾。しかしながら、「この停止及び捜査は、被疑者の身元を確定し、その嫌疑を確認又は除去する情報を入手するのに合理的に関連する範囲」のものでなければならぬ。被拘束者の応答が逮捕する相当の理由を警察官に提供するものでない限り、彼は釈放されなければならない。⁽¹²⁾

Pは本件で、Xの車を挟む方法でPらの車を停めた上、なお車の中にいたXに近付き、自動車免許証の提示を求め、それから薬物所持の有無を尋ねた。これらの事実の下では、Pらは「被告人の身元を確認し」、Xが違法な薬物を所持しているとの「Pらの疑惑を確認又は除去する情報を入手するのに合理的に関連する範囲内で」職務質問のための一時停止を命じたにすぎないと認められる。⁽¹³⁾

逮捕 しかしながら、Xは違法な薬物所持を認めた直後に逮捕された。この逮捕を有効とするには、Xが犯罪活動に関わっていると信ずる相当の理由を警察官が有していなければならない。地裁はXの免許証の名前が情報提供者の内報によるニックネームと一致するのを確認したその時点で逮捕する相当の理由が生じたと認め、その時点で相当の理由が生じたかを決定する必要はない。というのは、Xが犯罪行為に関わりのあることを認めたそのときに (seconds later when) 相当の理由が明らかに現に生じたからである。それ故、Xの逮捕は相当な理由による裏付けがあり、完全に合法である。⁽¹⁴⁾

物的証拠 Pの違法な薬物所持に関するXへの質問は完全に適切であるから、前部座席から取り出した薬物を排除する理由はない。しかしながら、Xは、その身体及び車のトランクから押収された薬物は第二供述及び第三供述の結果押収されたものであるから、ミランダ違反の果実として排除されなければならないと主張する。これに対し、訴追側は、地裁が理由付けたように、被告人の逮捕によって薬物の捜索と押収に対する独立した根拠が確認された、要するに、Xの供述いかに関わらず、薬物は不可避免的に発見されていたであろうと反論する。⁽¹⁵⁾

一九八四年の第二次ウィリアムズ判決は、「警察の誤りないし違法行為と関係なしに問題の証拠が不可避免的に見られていたであろうという場合には、汚れが生ずるほどの結びつき (nexus) はないから、当該証拠は許容される」と判示している。Xの身体及び車のトランクから取り出された薬物は、警察官が逮捕に伴ないXの身体を捜索した場合に確実に (certainly) 発見されていたであろう、それ故、われわれは、Xの身体及び車のトランクから取り出された薬物はXの第二供述、第三供述に関わりなく発見されていたであろうとの地裁の結論に同意する。地裁の決定に誤りはない。⁽¹⁶⁾

第四供述の許容性 地裁は最初の三つの供述を排除したが、Xの権利放棄後の第四供述の許容性には支障がないと認めた。これに対し、Xは第四供述も同様に排除すべきであると主張する。第四供述は、明らかにそれ以前の三つの供述の影響を受けているというのである。⁽¹⁷⁾

最高裁は一九八五年のエルスタッド判決において、「ミランダ警告後になされた任意の供述は、それ以前の警告なしになされた供述があるにもかかわらず、以前の警告なしになされた供述が強要によるものでない限り、許容できる」と判示している。「当初の供述獲得時に故意の強制又は不当な戦術がなければ、無警告自白をしたという単なる事実だけでは強制が推定されることはない。任意だが無警告供述をした被疑者へのその後のミランダ警告の告知は通常、それ以前の供述の許容を妨げた状態を除去するに十分であるとすべきである。このような情況下において、事実認定者は、被疑者は権利を放棄するか援用するかの理性ある選択をしたと合理的に結論づけることができる」と判示しているのである。⁽¹⁸⁾

Xは、第二供述及び第三供述時に「内在的に強制的 (inherently coercive)」、な警察官の取調べに直面した、したがって、第四供述もエルスタッド判決の下で排除されるべきであると主張する。逮捕後の身柄拘束中の取調べは何らかの意味において「内在的に強制的」である。しかしながら、エルスタッド判決は明らかにそれ以外のことを要求している。というのは、そのような取調べがすべて「強制的」というのであれば、ある供述の前にミランダ警告を欠けば、ミランダ警告後になされたその後の供述は常に排除 (always undo) されることとなり、エルスタッド法則自体を致命的にほり崩すことになるからである。むしろ最高裁はエルスタッド判決で「現実の強制又は被疑者の自由意思を行使する能力をほり崩すようなその他の情況」と「肉体的暴力又は被疑者の意思を打ち破るために周到に計算されたその他の方法」を「チュー・プロセスに敵対的な (offensive to due process) 内在的に強制的な捜索の戦術又は方法」に関心を抱いたのである。地方裁判所は、Xは最初の三回の供述を任意に熟知した上でしたものと明示に認め、このような意図的な警察の戦術は本件には存在しないことを認めている。記録上、かかる認定が誤っていることを示すものはない。⁽⁷⁵⁾

(75) United States v. Gale, 952 F.2d 1412 (D.C.Cir.1992).

(76) *Id.* at 1413-1414.

(77) *Id.* at 1414.

(78) *Ibid.*

(79) *Ibid.*

(80) *Id.* at 1413.

(81) *Id.* at 1415.

(82) *Ibid.*

(73) *Id.* at 1415-1416.

(74) *Id.* at 1416.

(75) *Id.* at 1416-1417.

(76) *Id.* at 1417.

(77) *Ibid.*

(78) *Ibid.*

4 稀釈法理の例外

下級審は稀釈法理の例外についても当然ながら、ワン・サン、ブラウン、チェコリー二などの各判決で示された最高裁の判断基準に従って、各事案に即してその適用の有無を判断しているが、事実関係自体が複雑である上、職務質問に伴う停止・捜検 (investigative stop and frisk) の合憲性を肯定した一九六八年のテリー判決 (Terry v. Ohio, 392 U.S.1) など関連判例の理解が前提となる事例が少なくない。要するに、排除法則の全体像の把握が不可欠の前提となるが、とりあえず、興味深い下級審判例を順次、事実関係とともに紹介しておく。

(7) シェパド判決 (第五巡回区 一九九〇年)⁽⁷⁹⁾ 本判決は、国境検問所で被告人の車の窓から頭を差し入れてマリファナの臭いを感じた警察官がそのことを告げずに、他の場所での下車を命じてトランクの中にあつたスーツケースを同意の下に捜索した上で逮捕しようとしたところ、逃走したので追跡し、結局コカイン等を発見、押収した事案につき、被告人の捜索への同意及び逃走の事実により、たとえ捜査官の当初の捜索が違法だとしても、その後の証拠発見との結びつきが稀釈しているとして当該証拠を許容したものである。

「事実の概要」一九八九年一月二日朝、被告人シエバド(X)は、キャリフォーニア州ナンバーのキャデラックに乗り、助手席のキーピング(Y)とともに、テキサス州のシエラ・ブランカの数マイルに位置する国境検問所に到着した。メキシコ国境からおよそ二〇マイルのところにある国境検問所では州間高速道路を東に向かうほとんどの車を止め、警察官は、同乗者の国籍を尋ねるなどしていた。国境警備隊のPは、検問所の第一検問所でキャデラックに近付き、Xに車の窓を下ろすよう指示した。Pはいつものやり方で、しかし同乗者の同意なしに、何らかの明確な嫌疑もなしに、国籍の質問時に「相手の目を見るため頭を車の中に差し入れた (leaned his head into the car to establish eye contact)」。Pの後の証言によると、誰かに質問をするときには、まず相手の顔を見ることにしている。顔を見ることによつて、質問に対する相手の応答が本当かどうかを判断するのに役立つというのである。Pは直ちにキャデラックの内部に強烈なマリファナの臭いがするのを感じしたが、そのことを一切知らせなかった。Pの後の証言によると、X、Yは兩人ともアメリカ国籍であると供述したときに極度に狼狽しており、言葉も不鮮明で目が充血していた⁽¹⁰⁾。

禁制品を積み込んでいる嫌疑があつたが、PはそのことをXらに知らせずに、第二検問所で車から降りるように指示した。そこでのPの質問に対し、Xは車のトランクには旅行カバンや衣類が入っていると答えた。Pはトランクの中を見たいと言つたところ、Xは「ええ、どうぞ (Sure, no problem)」と言つて、キーでトランクを開け、三個の旅行カバンと一個の黒いスーツケースを見せた。スーツケースの中を見たいとのPの求めに応じて、Xは「どうぞ、どうぞと、必要なら何でも見てください」と答えた。旅行カバンをスーツケースの向こうに移動させたとき、Pは固そうなレンガ状のもの (the outline of a brick-shaped object) のあることに気付いた。以前そのような方法で麻薬を隠していたのを見たことがあつたので、PはXらが禁制品を運んでいると考えた。Pの質問に対し、XはこのスーツケースはXのものであり、中を見ても構わないと答えた。スーツケースのチャックを開けると、

セーターの上にテープで包装されたレンガ状のものがあつた。Xは、この中には絵が入っていると述べた。⁽¹¹⁾

この時点でPは、Xらが麻薬を運搬していると確信したので、Xに両手を車の上に置くよう命じ、そしてPを援護していたOは、Yに車から降りるよう命じた。PはXに「まだ逮捕していないが、レンガ状のものを分析するまで、一時的に身柄を拘束し (detained)、武器を捜検すると告げた」。Pがこのことを告知するやいなや、Xらは突然、Pらを押しのけてキャデラックに飛び乗り、検問所から全速力でシエラ・ブランカに向けて逃げ始めた。警察官はシエラ・ブランカの近くでXが一たん車を止め、トランクからスーツケースを取り出し、何かを捨てるのを観察した。その一部は後にマリファナであることが判明した。追跡はその後も続けられたが、キャデラックがパンクして動けなくなつたため、Xらはいいに投降した。車の中から末端価格で三〇万ドル相当のコカイン一〇キログラムが発見された。国境警備隊の麻薬犬指導員はスーツケース等からマリファナの残滓を見つけた。彼はまた、麻薬犬がキャデラックの外で反応し、車の外からでも車の中からのマリファナの強い臭いを感じた旨証言した。⁽¹²⁾

Xは陪審による裁判を受ける権利を放棄した。テキサス州西部地区合衆国地方裁判所は、Xの証拠排除の申立てを退け、讓渡目的での五キログラム以上のコカイン所持の罪で一五ヶ月間の拘禁刑を言い渡した。これに対し、Xは証拠排除の申立てを退けられたことを争い、「Pが第一検問所で、キャデラックの開けられた窓から頭を差し入れ (intruded)、そのことによつてマリファナの臭いをかぎつけたとき、Xの修正四条の権利が侵害された」として、これについてのみ控訴したのが本件である。なお、その趣意書によれば、Xの主張は、次のように要約できる。すなわち、相当の理由も同意もなしに頭をXの車の中に差し入れたPの行為は、修正四条の下でのXの権利を侵害したことになる。第二検問所への車の移動指示、トランクの搜索の要請、そして禁制品の発見に至つたトランク内の実際の搜索、これらはいずれも違法な搜索の結果としてのPの観察(マリファナの臭いの感知)に基づいたものである。したがって、違法な搜索の結果として押収された証拠、及びかかる証拠に関する証言は排除されるべ

きであった」と主張するのである。⁽⁸⁵⁾

「判旨」 訴追側は、頭をXの車の中に差し入れたPの行為は修正四条と矛盾しないと主張するが、この点については触れない。というのは、訴追側の最後の主張、すなわち本件で争われているPの行為とXの有罪認定の基礎となる重要な証拠獲得との関係は「十分に稀釈されているため、争われている行為から生じた汚れは除去されている」との訴追側の主張を容れることができるからである。⁽⁸⁶⁾

本件では、Pは車の窓の中に頭を差し入れたとき、Xの有罪に関する証拠物を一切発見していないが、そのとき感知したマリファナの臭いの結果、一連の証拠物が発見されて、コカイン所持の罪でのXの有罪が確認された。仮にPの行為が修正四条に違反するということになると、「Xの有罪、無罪の争点に関連する証拠——Xの逃亡及びコカイン自体——は、それ故、排除法則に対する稀釈法理の例外に該当しない限り、毒樹の果実論」の下で証拠として許容されないことになる。⁽⁸⁷⁾

排除法則は司法上創設された救済手段であり、その主たる目的は憲法に反する（ないし違法な）警察活動を思いとどまらせることにある。排除法則は違法な警察の活動から直接的にまたは間接的に獲得された証拠に及ぶ。「合衆国最高裁は、証拠獲得の方法が争われている警察の行動から十分に区別できるときに当該証拠を許容するための排除法則に対する四つの例外を確立した。第一、相当の理由を欠き、技術的に欠陥のある令状の結果獲得された証拠であっても、当局（捜査官）が客観的に善意で有効な令状であると信頼していた限りにおいて、その証拠を許容する。第二、警察の違法行為と証拠獲得との結びつき（nexus）が十分に稀釈されているため違法行為による汚れが除去されているとき、排除法則は採用されない。第三、もし訴追側が違法行為とは独立した源から証拠を入手していたのであれば、その証拠は排除されない。第四、排除法則は合法的に不可避免的に発見されていたであろう証拠を排除しない。」⁽⁸⁸⁾

本件では、二つの理由で、Pの行為と証拠発見との結びつきは十分に稀釈されていると考えられる。第一、当巡回の一九七一年の先例（United States v. Fike, 449 F.2d 191）の下で、Xの第二検問所での捜索への同意によって、当初のいわゆる違法と公判での証拠提出との因果関係は遮断されている。この先例は、最高裁のワン・サン判決に従って、最初の捜索がなければ第二回目の捜索は行われなかったであろうことを理由に証拠排除を主張した被告人の主張を退けたものである。Xは本件でこれと同じ「なかりせば（but for）」の主張をするにとどまり、当の証拠はそのいわゆる違法を「利用して獲得されたものである」ことを示していない。第二検問所での同意が不任意であるとか、捜索への同意がPのマリファナの臭いを感じたこと（Xはそのことを知らされていない）、あるいは頭を車の中に差し入れたという事実によって影響されたものであることを主張していないのである。⁽⁸⁹⁾

「当の証拠がそのいわゆる違法行為を利用して発見されたものであるかどうかを判断するとき考慮しなければならない他の要素は、両者の時間的近接性（temporal proximity）⁽⁹⁰⁾及び、とりわけ重要なことであるが、争われている行為の目的と悪質性（flagrancy）である。一九七五年のフ라운判決を見よ。争われている本件行為が違法な捜索であるかどうかは判断しないが、同乗者の顔を見て国籍の質問への反応の真实性を判断するためにキャデラック内への一時的侵入（brief intrusion）は全く悪質なものではなく、精精Xの権利への微妙で技術的な侵害であるにすぎない。争われているPの行為とXの同意との間の時間的間隔は短けれども、第二回目の捜索は争われている行為を利用した結果であると認めることはできない。Xのキャデラック捜索への同意は、Pのいわゆる違法行為と禁制品の発見との結びつきとの稀釈に役立ったのである。」⁽⁹¹⁾

本件で稀釈の例外が適用されることを確信するに至った第二の事情は、第二検問所からのXの違法な逃走である。Xが同意していた捜索へのそのような対応は、犯罪行為であり、車の窓へのPの頭の差し入れとX及びYの逮捕時に押収された証拠との何らかの結びつきを遮断する役割を果たした。XがPを押しつけて逃走したのは、警察のそ

のいわゆる違法行為への直接の対応ではなく、第一検問所で任意に同意した捜索への対応である。その結果、最初の検問所での侵害 (intrusion) と逃走後に発見された証拠との結びつきは、なお一層稀釈されたことになる。さらにXに不利な判断をしても、警察の違法行為を促進することにはならない。Xの逃走は本件状況下において第二回目の検問時での捜索時における警察活動の予期せざる結果である。それ故、本件への証拠排除は、「排除法則の基本的趣旨」を促進することにはならない。⁽⁸⁾

(8) ホランド判決 (第七巡回区 一九九二年)⁽⁹⁾ 本判決は、強姦事件等で即日逮捕された被告人が甲警察で物理的暴力を加えられて警察官に自白し、その六時間後に乙警察で検察官にも自白した事案につき、取調場所や取調官の変更などを指摘して、たとえ暴行の事実があったとしても、その汚れを事実上除去された状況下になされたものであることを理由に第二自白を許容したものである。

「事実の概要」 被告人ホランド (X) は、最終的に有罪とされた犯行につき、二度——一度目は甲警察署において警察官に対し、二度目はその六時間後に乙警察署において州の検察官に対し——自白をした。州の公判裁判官は、物理的に強要されたものであることを理由に、甲警察署での第一自白を排除した。この自白の許容性は本件での争点ではない。ところが公判裁判官は、ミランダの諸権利の放棄後にした乙警察署での第二自白についてはこれを許容した。Xは、この自白の許容性に関しては、付随的再審査 (collateral review) での異議申立てを適法に留保していた。「公判裁判所は、乙自白は強要によるものである (より正確には、Xのミランダの権利放棄は強要されたものである) とし、それ故、許容できないと認定した。」「この認定に対し、訴追側が控訴したのが本件である。⁽¹⁰⁾

本件はやや複雑な経緯を辿ったが、その概要はおよそ次のとおりである。一九八〇年五月四日の真夜中、被害者Aとその男友達の二人はパーティからの帰宅途上、車がパンクしたので、車を停めて一寝入りした後、夜明けに助

けを求めて道路脇を歩き始めた。同じ道路を車で走っていたXは二人に気づき、車を停めて家まで送ろうかと言ったところ、二人はこれに応じた。Xは問もなく、車を止め、Aの喉元にナイフを突き付け、男友達に車から降りよう命じた。そしてXは車を走らせ、ある駐車場で車を停めた後、Aに口淫を強要した。Xはその後、裏道まで車を走らせ、そこで三回にわたりAを強姦し、さらに一度口淫を強要した。Xは警察に知らせると殺すと警告した上で、Aを釈放した。⁽¹¹⁾

甲警察官は同日午前八時一五分、被害者Aの高校の身分証明書等を所持していたXを逮捕した。「Xが身柄拘束中に多少の障害を負ったことには争いが無い。」Xは証拠排除手続で、右障害は甲警察官によるものであると主張し、背中手錠をかけられたまま、殴る蹴るの暴行を繰り返したと証言した。甲警察官がこの証言に対し明確に反論したかは記録上明らかでないが、Xに対し加重暴行傷害罪 (aggravated battery) でも訴追されている事実からしてXがこのような暴行を扇動したことは考えられる。Xはこの殴打の後、乙警察署に移送された。一人の警察官と二人の州検察官が——Xに暴行を加えたとされる甲警察官は立ち合わなかった——Xを取り調べ、午後二時二〇分、Xは一人の検察官に対し、甲自白と同一の自白をした。⁽¹²⁾

州の公判裁判所は、甲自白の全部を排除したが、乙自白についてはその間に生じた出来事のために甲自白に付着した汚れは除去されたと説明して、これを許容した。イリノイ州最高裁は、Xは任意に乙自白をしたとの公判裁判官の認定には同意したが、公判裁判官とは異なり、甲警察での汚れは除去されてしまったという理由付けによらずに、Xが甲警察で殴打されたという積極的立証がないことを理由に、乙自白に影響するほどの強要はなかったとの理由付けに基づき、これに同意した。イリノイ州北部地区合衆国地方裁判所は、「Xが甲警察で殴打されたことは疑いえない」と指摘して、この州最高裁の見解を明確に退けた上、右殴打の影響がその後も残り (lingering effect) 、“それと警察の採用した巧みな虚言 (subterfuge) とが相俟って、乙自白は任意とは認められないと判示

し、Xの人身保護令状の請求を容れた⁽⁹¹⁾。これに対し、訴追側が控訴したのが本件である。

「判旨」 「地裁の右認定は二つの問題を提起している。すなわち、第一、乙の自由は現行の憲法上の基準の下で実際に強要されたものであるが、第二、州最高裁の争点に関する認定（すなわち、殴打はなかったという認定）に言及しないことよって地裁は、法律上の規定（28 U.S. § 2254 (d)）の誤りを犯したことになるかである。」第二の問題は、強要の争点の判断に大きく影響するので、まずそれを検討する必要があるが、この問題は微妙であり、本件ではこれに触れないこととする、というのが、たとえ地裁が正しく前記規定に従って甲警察はXを殴打したと認定したとしても、「甲警察の殴打は乙警察での自由を不任意とするものではないからである」⁽⁹²⁾。

自由が不任意である、あるいは強要によるものであるというのは、全体の事情から、自由者が自己自身の自由意思で自由の決意をしなかったことが示されている場合である。この問題に関するわれわれの検討は絶対的（plenary）である。というのは、現行の憲法解釈の基準の下では、Xは任意に乙の自由をしたとのイリノイ州最高裁の法律上の認定とXは任意に乙の自由をしなかったとの地裁の法律上の認定の両者につき、われわれは新たに再審査できるからである⁽⁹³⁾。

暴行又は暴行の脅迫の下での自由は不任意とされるといふのは自明の理である。しかしながら、警察官が甲警察でXを殴打して自由を得たという事実が（仮に）認められるとしても、そのことよってその後、Xは永久に任意の自由をすることはできない、ことにはならない。一九四七年のベイア判決を見よ。Xは控訴審で、乙警察で警察官がXを虐待したとか、脅かしたとかの事実を主張していない。そしてXの乙警察への自由は、甲警察での自由の六時間後になされたものであるから、「任意性の判断は、出来事の流れの中で第二自由をそれ以前の汚れから十分に断ち切る（insulate）に足る遮断（break）があったかにかかっている。」この問題は、「両自由間に経過した時間、取調場所の変更、取調官の交替」など、種々の副次的要素（subsidiary factors）にかかっている。さらに

重要なのは、Xは新たにミランダ警告を告知されたか、Xは第一自由が続いて第二自由後も引き続き身柄を拘束されていたか、そしてXは第二自由をする前に自ら当局との接触を始めたかどうかである⁽⁹⁴⁾。

「われわれは、本件事情の下で、Xの甲警察での殴打による自由の汚れは、Xが乙警察で自由したときには十分に（substantially）除去されていたと認める。なるほどXは、その全期間にわたり、身柄を拘束されており、乙警察で自由する前に弁護人と話すこともなく、そこでの当局との会話も（自ら）開始したものでない。それにもかかわらず、Xが第二自由をする前に、当局は甲警察での強制的な要素のほとんどを取り除いていた。第一、当局は、殴打が行われたとされる場所である甲警察から乙警察にXを移送した。第二、さらに重要なことは、甲警察でXを虐待した警察官（複数）は乙警察での取調べには立ち会っていないかった、すなわち、州の二人の検察官と一人の新しい警察官——Xを甲警察から乙警察に移送した警察官——が新たにミランダの諸権利を告知した後でXを取り調べた。最後に、甲警察での虐待とXの第一自由との間におよそ六時間が経過しており、これは場所と管理者を交替させるに十分な幕間（interlude）を提供している。何らかの物理的虐待のおそれその間になりに消え去った（had faded considerably）。Xは、甲警察と乙警察との雰囲気の違いと取調官によって提供される取扱いの違いに気付いていたに違いない。むしろ、このことは、甲警察での汚れが完全に除去されたというのではなく、出来事の流れの中での遮断⁽⁹⁵⁾によって、その汚れはそれ自体で、乙自由を不任意とするほどのものではないということとされる。」

Xはまた、乙警察官のした巧みな虚言（subterfuge）は自由の有効性を減殺する一つの要素であると主張する。二人の検察官が取調室を出た後で、シカゴ警察から犯行現場での裏通りでXの車を見た人物がいるとの連絡があった旨警察官が告げたため、検察官の一人が再度取調室に入ってきた直後に、Xは自由した。ところが、シカゴ警察云々のような情報は入手されていなかったというのである。この種の偽りの情報は、任意性を判断する際に考慮す

べき一つの要素ではあるが、警察が用いる種々の策略の中で被疑者の犯罪との関わりにつき虚偽情報があれば、それだけで自白が不任意とされるといふことはない。Xに自白をさせるために乙警察が採用したこの種の事実に関する虚偽情報は自白を内在的に強要するものではない。したがって、本件での策略は、全体の事情の下で、Xの第二自白が不任意であるかどうかに関するわれわれの検討に、ほとんど影響を与えないことになる。⁽¹⁰⁾

以上を要するに、われわれは、Xの乙自白を取り巻く事情はXの自由意思を打ち砕くほどに巧妙なものでも自白強要するほどのものでもないと認める。「Xが甲警察から受けた殴打は、それが事行われたものとすれば、非難されるべきである。しかしながら、それはXがその後任意の自白をしたという可能性を排除するものではない。乙警察の取調べは短時間（およそ三〇分）であり、時間も場所も甲警察での殴打から十分に離れたところで行われた。Xは前科のある成人である。乙警察の取調べを取り巻く事情は決して理想的ではないが、Xの自白を不任意とするものではない。」⁽¹¹⁾

(9) ピーターズ判決（第一〇巡回区 一九九三年）⁽¹²⁾ 本判決は、走行中のトラックを停止後に同意を得て捜索した結果、麻薬運搬の嫌疑が晴れたにもかかわらず、なお嫌疑を抱き続けた警察官の連絡を受けて、国境警備隊の警察官がそれ以上の合理的嫌疑がないにもかかわらず、再び再度の停止後に同意を得て捜索するとともに負罪的供述を獲得した事案につき、第二回目の停止命令は修正四条に違反するとした上で、その同意も一九七五年のブラウン判決の四要件を満たしていないとして「毒樹の果実」に相当するとして排除したものである。

「事実の概要」アリゾナ州警察の警察官Pは、パトカーの前方でトラックが車線をはみ出し走行していたので、同乗者二人（X、Y）に道路脇に寄せて停止するよう命じた。Pは停車の理由を説明し、運転免許証の提示を求め、パトカー内でコンピュータにかけたところ、何ら異常はなかった。PはX、Yからナイジェリア出身の兄弟で留学中の学生である旨の供述を得たが、極度に落ち着きのない態度から、麻薬運搬の嫌疑を抱き、無線で麻薬犬の派遣を要請したが、入手できなかった。そこでPは車線はみ出し運転で警告書を手渡した後、トラック内の捜索の同意を求めたところ、Xは積極的に応じ、直ちに同意書に署名した。トラック内には衣類等が乱雑に積み込まれているだけで、薬物などはなかったが、Xらのなお落ち着きのない態度から、発見できなかったものの薬物を運搬しているものとPは直感で確信した。そこでPは、Xらに運転再開を求めた後、このことを上司に伝えたところ、その上司QはDEA事務所に報告した。DEAは、Pの直感だけではXらを追求できないとの判断を下しつつ、ニューメキシコ州の国境警備隊の警察官Rにこの問題を委ね、トラックと運転者の特徴等を伝えた。Rは電話でDEA捜査官およびQからさらに詳細な情報を得て、Xらの免許証には何ら問題はなくトラックを捜索しても薬物は発見されなかったにもかかわらずPはなお嫌疑を抱いていたことなどを知った。そこでRは、XらのトラックのA地の通過時間を計算し、その予定時間に東 西ハイウェイの通過場所に向かった。⁽¹³⁾

Rは西方向に走行中、東方向に走行中の黒人一人の乗ったトラックに気付いたので、直ちに分離帯を横断しトラックまでおよそ二〇〇ヤードのところまで東方向のハイウェイに合流した。Rが追いつくために加速すると、トラックは急に車線を右から左に変えた。車のナンバーの一致を確認して間もなく、Rは応援と麻薬犬の派遣を求めた後、パトカーをトラックの運転席の横につけ、凝視（stare）すると、運転者（X）は固くハンドルを握ったまま前方を直視し、同乗者（Y）も横目でRを眺めながらやはり前方を直視していた。⁽¹⁴⁾

そのような態度は「極度に落ち着きがない」ことを示していると判断し、Pは停止を命じて捜査を続行することにした。Rは助手席の方に近付いて質問すると、二人はヴァージン諸島生まれの米国民であると答えた。先の情報と矛盾していたので、Pは「国籍」等につきさらに質問を続けた。他方、要請に応じて現場に到着した警察官Sは、Xに質問し、トラックの二回目の捜索につき同意を得て捜索を開始した。この間に麻薬犬が到着した。YはRの質

問に対し、社会保障ナンバーを思い出せないと答えた。しかし、Rは、Yが社会保障証を持参していないと答えたにもかかわらず、財布を調べ直してその有無を確かめるよう求めた。Yが財布を開けたとき、Rは明らかに偽造らしき社会保障証のあることに気付いた。そこでYの同意の下に財布を調べたところ、偽造の社会保障証があったので、Yを逮捕し、パトカーに連行した。偽造された社会保障証が発見された旨告げると、Xはナイジェリアから違法入国の外国人であることを自白したので、直ちに逮捕された。トラックの徹底的な捜索の結果、偽造の身分証明書等が発見されたが、麻薬は見られなかった。⁽¹⁰⁾

地方裁判所がXらの負罪の供述及び偽造証明書の証拠排除の申立てを退けた後、Xらは有罪の答弁をしたが、排除申立ての否定に対する控訴申立て権を留保していた。そこでXらは、Xらへの停止命令は相当な嫌疑なしに行われたものであり、Xらのトラックに対する捜索の同意は任意になされたものとはいえないとして控訴したのが本件である。⁽¹¹⁾

〔判旨〕 第二回目の停止、すなわち警察官Rによる停止命令をめぐる修正四条の問題が決定的であるので、第一回目の停止命令、その他、Xが本件で提起する主張の合憲性の問題には触れない。⁽¹²⁾

一九六八年のテリー判決 (Terry v. Ohio, 392 U. S. 1) は、特定の確実な事実、に基づき犯罪活動の容疑者を限定的に、逮捕押収 (seizure) する権限を法執行官に認めた。RがXらのトラックを道路脇に寄せるよう命じたとき逮捕押収がなされたことには争いが無い。「それ故、第一の関連する問題は、第二回目の侵害 (intrusion) を正当化するに十分な嫌疑を提供する合理的で客観的に確実な根拠をRが有していたかどうかである。この問題の決定は、全体の事情を検討して下される。」⁽¹³⁾

「本件でPは、嫌疑を抱き麻薬の捜索をする決意をしたが、それは専らXらの着きのない態度を理由とする。PはXらの運転免許証をチェックしたところ、いずれも有効であることが判明した。彼は車の捜索を行ったが、罪の証拠を発見できなかった。Xらの拘束を続ける理由がなくなったのでPは車の走行の継続を認めた。この時点で着きのない態度は嫌疑の根拠として検討され尽くした (exhausted) のである。それ故、Xらがその前で再び着きのない行動をしたということだけで、その数分後にPが再びXらを停止させたのは不合理であったことになろう。同様に、PのXらとの出会いに関して提供された情報以外には何もなく、思い違 (illusory) であることが第一回目の停止時に判明した。疑いある (suspicious)、行動が再び始まったとの理由で第二回目の停止を命じたのはテリーの教えに反する。それ故、われわれは、たとえXらが第二回目の停止以前にPの面前で着きのない態度を執ったとしても、そのような態度は本件事実の下で、Rの嫌疑を生む唯一の証拠として役立つものではないと判示する。」要するに、本件記録上、Rが合理的嫌疑に基づいて、車の停止を命じたとの訴追側の主張を裏付ける根拠はない。Xらの第二回目の停止は法律問題として修正四条に違反したことになる。⁽¹⁴⁾

「本件停止命令は違法であるから、われわれは次に、その後の負罪の供述及び捜索への同意は違法停止の果実ではなく、当初の汚れを十分に除去するに足りる方法、によって獲得されたことを訴追側は立証したかどうかを検討しなければならない。」⁽¹⁵⁾

「Xらの供述には違法な侵害の汚れが付着していないかを判断するに当たり、一九七五年のブラウン判決で明らかにされた分析を適用する。ブラウン判決で最高裁は、違法押収後に警察官に対しなされた供述が許容できるかを判断するために四つの要素を明らかにした。すなわち、被疑者は争点の供述をする前にミランダの諸権利を告知されたか、当の供述と修正四条違反との間の時間的接近性、侵害と供述との間の介入事情の有無、そして警察官の違法行為の目的と悪質性である。」⁽¹⁶⁾

「われわれは、Xの負罪の供述は『毒樹の果実』として排除されるべきであったと判示する。ブラウンの判断基準の四要素からかかる結論に至らざるを得ない。Xらは供述をして捜索に同意する以前にミランダの諸権利を告知

されなかった。その供述及び同意はXらが違法に道路脇に寄せさせられた直後に獲得された。この短時間の間に負
 罪の供述が違法な停止の産物でなかったことを示す介入事由はなかった。最後に、Rの行動は嫌がらせ (harass-
 ment) に近似する。最初の捜索によってXらの嫌疑が晴れた (exonerated) 後で、専ら裏付けのない不明確な他
 の警察官の「直感」に基づいて行動したのは、修正四条の下での悪質な違法行為 (Flagrant misconduct) である。
 要するに、Xの負罪の供述の排除の申立てを退けた点において、地裁は誤りを犯したことになる。」⁽¹⁰⁾

(10) グリーン判決 (第七巡回区 一九九七年) 本判決は、指名手配犯人の自宅前に駐車していたのと同じの車
 を現認した警察官が、走行中の車に停止を命じ同乗者二人から運転免許証の提示を受けてコンピュータで照合した
 ところ、その一人に逮捕令状が出ていることが判明したので逮捕後、車内を捜索しクラック・コカイン等を発見し
 た事案につき、当初の停止命令は修正四条に違反するが、合法的な逮捕という介入事情があったため、当初の汚れ
 が十分に稀釈したことが認められるとして、コカイン等の許容性を肯定したものである。

【事実の概要】 一九九五年七月二日午後九時ころ、イリノイ警察の警察官P、Qはパトロール中、前方に停止し
 ている青のシボレーに気付いた。その車は前夜、火器所持の重罪犯人として手配中のZの家の前で駐車していたシ
 ボレーと同一であったので、PらはZが乗っているか、あるいは同乗者がZの居所を知っているかもしれないと考
 え、シボレーが通りの角を回ったところで追跡した。シボレーは向きを変えて他の通りに入った後、さらに向きを
 変え車道に入った。Pらは、シボレーの走行を阻止する形で車道の斜めにパトカーを止めた。運転者(X)が車か
 ら降りて家に向かって歩いていたので、PはXに近付き、大声で少し話したいと告げたところ、Xは立ち止った。
 PはXに身分証明書の提示を求め、その間、Qは、なお助手席にいた人物(Y)から運転免許証の提示を求めた。
 その結果、二人は兄弟であることが分かった。Pらはパトカーに戻り、コンピュータで免許証の照合をしたところ、

Yに対し、未執行の令状が発付されていることが判明したので、Yを逮捕した。Pによると、Xは車の捜索に同意
 したというが、Xはこのことを否定している。車の捜索の結果、運転座席前方の床にあった買物袋の中からクラッ
 ク・コカインが、そして助手席の床にあった袋の中から銃が発見された。⁽¹¹⁾

大陪審は、Xを譲渡目的でのコカイン所持等の罪で起訴した。Xは無罪の答弁をし、修正四条違反を理由に銃及
 びコカインの証拠排除を申し立てた。地方裁判所は、Xの証拠排除の申立てを退け、Xは結局、有罪とされ、それ
 ぞれにつき一三五月、一二月の拘禁刑を言い渡された。これに対し、Xは、Pらが一九九五年七月二日にシボレー
 を捜索して獲得した銃及びコカインの証拠排除の申立てを否定した点において地裁の判断は誤っていると主張して
 控訴したのが本件である。⁽¹²⁾

【判旨】 被告人グリーン(X)は違法に停止させられたものであることは認められるが、「かかる違法な逮捕押収
 (seizure) から生じた汚れは自動車の捜索以前に、その間に介入した事情、すなわち他の同乗者であるYの逮捕に
 よって除去されている。汚れは除去されたのであるから、自動車の捜索時に獲得された証拠は、逮捕に伴う捜索の
 結果として許容できたことになる。」その理由は、およそ次のとおりである。

Xは車の捜索時に獲得された証拠の排除を申し立てた。地方裁判所は、Pらは一九六八年のテリー判決の下で合
 法的な職務質問のため停止 (a legitimate investigatory stop under Terry v. Ohio, 392 U.S.1) を命じたもので
 あるとしてXの申立てを退けた。PらがYに逮捕令状が出ていることを知って五分も経過してはいないのであるか
 ら、テリー型の停止の継続は合理的である。PらにはYを逮捕する相当な理由があったのであるから、逮捕に伴
 う捜索として車の助手席の部分を検索する権限がPらにはあり、Xが捜索に同意したか否かは関連性がないとして、
 本件停止及び捜索は適法であるから捜索時に獲得された証拠は許容できると結論したのである。⁽¹³⁾

Xは、PらがZが車中にいるかどうかを確かめるためにXの車を停止させたのは正当であるとしつつ、運転者の

XらがZでないことが判明したのであるから、直ちにXらを釈放させるべきであり、それ故、コンピュータで照合するため身柄拘束 (detain) を継続したのは修正四条に違反すると主張する。これに対し、訴追側は、Pらが当初Xを停止させたのは二つの理由による。すなわち、Zが車中にいるかを判断するためであり、そしてZの居所をXらに尋ねるためであった。それ故、たとえZが車中ではないことが判明しても、PらにはXらをなお拘束して質問する理由があったと主張する。またXらを停止させる理由があったのであるから、Xらに令状が出ているかを確認するためコンピュータにかけたことは正当であり、その所要時間も五分に満たず、必要な安全策 (safety precaution) であったから、テリー判決の下で許容できると主張するのである。¹⁰⁾

車の停止中に令状発付の有無を確かめるためのコンピュータ照合は合憲であるとの訴追側主張には、判例法による裏付けがある。しかし、Xが指摘するように、Pらは一度もXらにZに関する質問をしていない。それ故、Xは、Xらを一時拘束するためのPらの第二の理由は信用できず、コンピュータ照合中の一時的拘束は正当化できないと主張する。これに対し、Pらは、Xらに質問しなかったのは、その前にYに対し令状が出ているのが判明したからであると主張する。地方裁判所はXらの証拠排除の申立てを退けた際に、PらがXらを停止させた理由として、*“Pは丙が車中にいるか、そして同乗者からZの居所の手がかりとなる情報入手できるかを知りたかった”*ことを指摘している。問題はこの認定が明らかな誤りといえるかである。訴追側は口頭弁論で、今日に至るまでZの居所に関しXらに一切質問していないこと、そしてZがなお逃走中であることを確認していることに照らすと、Pらの証言はきわめて疑わしい。それにもかかわらず、この地裁の認定は明らかな誤りであるかについて判断を下す必要はない。Xらを停止させたのは違法であるからである。¹¹⁾

「車の停止は取調べのための一時的拘束に類似し (A traffic stop is similar to an investigative detention)」、それ故、テリー判決で明らかにされた原理によって規制される。テリー判決の下では、右停止はその当初に正当化されなければならず、かつ最初の場所での干渉 (interference) を正当化する事情と合理的に関わりのある範囲内のものでなければならぬ。警察官は、*“当の本人が犯罪活動を行った、あるいはまさに行おうとしている”*、合理的かつ明白な嫌疑を有するとき、テリー型の停止を命ずることができる。しかしながら、警察官は、*“自らの直感にのみ頼ることはできず、停止を正当化する特定のかつ客観的な事実を提示しなければならぬ”*。特定のかつ客観的な事実を検討する際に、われわれは事情の全体に目を向ける。¹²⁾

「本件において、訴追側がXの車の停止を正当化するために指摘する唯一の特定のかつ客観的な事実は、*“Zの家の前でQは被告人の車を見た”* ということだけである。ある機会に逃走中の者が居住する家の前の路上に一台の車が駐車していたという事実は、車の占有者 (occupants) が犯罪活動を行った、あるいは行おうとしている合理的嫌疑を生ずるには不十分である。それ故、テリー型の停止は、その当初において正当化されなかったことになる。¹³⁾ Xは当初の停止命令は正当であることを認めていた。このことは通常、権利放棄とされるが、その後も継続された拘束を正当化するものとして同一の理由が主張されているので、まず最初に当初の供述が正当であるかを判断しなければならぬ。それは正当でなかったのであるから、警察官がコンピュータで逮捕令状の照合中にXらを継続的に拘束したこともまた修正四条に違反する。¹⁴⁾

Xは、Pらがコンピュータ照合中Xらを拘束したのは修正四条に違反する、コンピュータ照合によりYへの令状発付の事実が判明したためYが逮捕され、逮捕に伴う捜索としてコカイン、銃が発見されたのであるから、「右コカイン及び銃は、一九六三年のワン・サン判決の下で違法な逮捕押収の果実として許容できない」と主張する。¹⁵⁾ 違法な車の停止が、なければ (but for)、警察はコカイン及び銃を発見できなかったであろうというのには正しい。しかし、最高裁はワン・サン判決において「警察の違法行為がなければ明るみに出なかったであろうという理由だけですべての証拠は、*“毒樹の果実”* であると判示しなかった。」それ故、排除法則が明らかに適用される事情の下

であつても、最高裁は、「有体物である」と、生身の証人の証言であるとを問わず、違法な逮捕とともに始まつた因果の鎖を介して何とか明るみに出たいかなる証拠をも不許容とする画一的な問いかけは、最初の違法行為が立証されたとしても、現に異議申立ての対象たる証拠がかかる違法行為を利用して得られたものであるか、それとも最初の汚れを除去したものと認めるに足る手段により得られたものであるかどうかである」というのである⁽¹⁰⁾。

稀釈法理は通常、三つの一般的類型 (three general categories) の下で証拠の許容性を支持するために用いられる。第一は、ブラウン、ダナウェイ、テイラーの各判決が示すように、「違法逮捕後に獲得された任意の自由の許容性」、第二は、エルスタッド判決のように、「修正五条の諸権利の告知前に自由が獲得された場合のミランダ警告後になされた任意の自由の許容性」、そして第三は、チェコリーニ判決のように、「その身元が違法な捜索中に明らかとなつた証人の公判での証言の許容性」である。「最高裁はブラウン判決で、違法行為の汚れを除去するほど十分に因果関係が稀釈されているかを判断するために三つの要因を明らかにした。すなわち、違法行為と証拠の獲得との間に経過した時間、介入事情の存否、警察官の違法行為の目的と悪質性である。」⁽¹¹⁾

本件では、Xの違法な停止と車の捜索との間にはおよそ五分間経過したにすぎなかつた。このことは稀釈の認定に不利であるが、時間的間隔は汚れの問題に決定的 (dispositive) であるとはいえない。むしろ、次に介入事情の有無を検討しなければならぬ。とりわけ兄弟を停止させた後で、PらはYに対し逮捕令状の出ていることを知つた。したがつて、PらはYを逮捕した。逮捕する権利があつたのであるから、それに伴う権利を行使して助手席の捜索を実施したのである。「Yの合法的逮捕は、違法な自動車の停止によって生じた汚れを除去するに足る介入事情である。」⁽¹²⁾

最後に、「警察の違法行為の目的と悪質性」を検討する。この要素は、排除法則自体の根拠と結びついている。

排除法則の目的は——唯一効果的に利用可能な方法で憲法上の保障を尊重させるために——それを無視する誘因を除去することによつて違法行為を抑止することにある。「本件で警察官は不当にXらを停止させたとはいへ、その停止の目的はXらに不利な証拠を獲得するためではなく、Zに不利な証拠を獲得することであつた。さらに、本件停止は憲法上の基準を満たしていないとわれわれは結論したが、地裁はそうではないとの結論を下しており、Xらも当初の停止は合憲であることを認めていた。また警察官に悪意があつたとする証拠はない。このような情況下では、侵害は悪質ではなかつた。また警察官らは、自動車を捜索するためにこの停止を利用してはいない。Yが令状で手配中であることを知つた後で捜索が行われた。警察官は違法なXらの拘束を継続した後で令状の出ていることを知つたのであるが、Yの逮捕は違法停止を利用したものではなかつた。」当該証拠は許容できるとのわれわれの結論によつて、憲法に反する自動車の停止に関する排除法則の抑止効果が弱まることはない。介入事情の例外が適用されるのは、警察官が問題のある停止を命じた後で車の同乗者が逮捕状態で手配されていることを発見したという通常でない事案においてのみである。われわれは、PらのXらを停止させた行為を容認しないが、「本件での介入事情は、逮捕に伴う捜索として正当化できる自動車の捜索時に獲得された証拠の汚れを除去している。それ故、Xらには令状に従つて発見されたコカイン及び銃を排除する権利はない。」⁽¹³⁾

(11) ワトソン判決 (第七巡回区 一九九七年)⁽¹⁴⁾ 本判決は、銃を用いた強姦容疑で逮捕時に両手をあげて投降しなかつた被告人を殴りつけて逮捕し、搬送した病院で警察官が不十分なミランダ警告後に自由を獲得し、その後、検察官が警察署で完全なミランダ警告後に再び自由を獲得した事案につき、被告人は殴打されて自由を強要されたものでないとした上で、一九八五年のエルスタッド判決を適用し、被告人は第二自由以前に権利を放棄しており、その自白調書は逮捕時のいわゆる強要から十分に遮断されているとして、その許容性を肯定したものである。

「事実の概要」一六歳の少女Aは帰宅途中の一九八六年二月一九日午後一時三〇分ころ、偶然友人に出会った。その友人は被告人ワトソン(X)と話し合っていた。Aは二人としばらくおしゃべりした後、帰途についた。間もなくXが追い付き、金をやるからセックスをしないと断った。Aは拒否したが、電話番号を教えることに同意し、背中を書台に使うように身体の向きを変えた。AがXの方に振り向いたとき、XはAの腹部に銃を突き付けとある店の裏側に連行した。そこで一度、Xは銃を突き付けたままで、Aに口淫と膾性交を強要した。XはまたAに肛門性交を試みた。Aは帰宅後、母親に事件を報告したため、母親は警察に通報した。シカゴ警察の警官P、Qは午前一時三〇分ころ到着し、Aを病院に搬送した。Pらは午前三時四五分ころ、Xを突き止め、先の強姦犯人と人相が一致していると考え、Xに接近したところ、Xは逃げた。午前四時一五分、捜索の応援を要請した後で、P、Qは、Xの友人の家の薄暗い地下階段の吹抜きで、山積みのがらくたの中に隠れているXを発見し、銃を抜き、吹抜きの方に銃を向けたまま、両手をあげて出てくるよう命じた。Xは応答しなかった。Pはなお銃を構えたまま、吹抜きの中に入り、Xに両手をあげるよう命じた。Xはまたこの命令に従わなかったので、「PはXを蹴り上げ、頭を一撃した。」Xは、蹴られて血を出しながら投降し、逮捕された。逮捕直後、近くの茂みの中から銃が発見された。⁽¹⁰⁾

P、Qは、Xを警察に連行し、次いで病院に搬送した。その間、Pらはミランダの諸権利の一部を告知したが、貧困であれば警察での取調べ時に弁護人の同席を求める権利のあることの告知が欠けていた。病院での治療を待っていた午前四時四五分から五時三〇分間に、XはPに対し、強姦の事実を自白した。四針を縫う治療後、Xは警察署に連れ戻され、一五分間、Pと一緒にいた。午前七時三〇分、州の副検察官Rが到着した。XはP、Rから完全なミランダ警告を受けた後、自白を繰り返した。RはQに取調室を出るよう命じ、そしてXに対し、この供述は真実か、警察での取扱いがよかったかと尋ねた。Xはいずれの質問にも「はい」と答えた。そこでRは供述調書

(a written statement) を用意し、Xは午前八時三〇分、それに署名した。Xは当初の主張とは異なり、病院での自白とRへの自白との間にQから脅迫されたこと等は一切ないことを認めている。当時一七歳の高校生であったXは、「逮捕から自白調書に署名するまでの四時間」眠ることも食べることもせず、また両親や弁護人と相談することはなかった。⁽¹¹⁾

Xは公判開始前に、自白したのは、殴られて疲れていた (was tired of being hit)、からであると主張し、供述の排除を申し立てた。傷は逮捕前に蹴られた結果ではなく、Qが警察署でXから自白を引き出すために殴りつけた結果であると主張したのである。地裁はこの主張を退けた。陪審はXを有罪と認定した。これに対し、Xは控訴した。イリノイ州最高裁は物理的強要の主張を退けたが、最初の供述は不十分なミランダ警告後のものであり、許容できないとした。しかし、同裁判所は、「二回目の供述は完全なミランダ警告後に続いてなされたものであり、証拠として許容したのは適切である、そしてXの最初の供述を排除しなかった誤りは無害 (harmless) の手続的瑕疵であると判示した。」⁽¹²⁾

これに対し、Xは人身保護令状による救済を求めた。イリノイ州北部地区合衆国地方裁判所は、州裁判所はXがRに自白する前にQがXを脅迫したかどうかをめぐり、決定的な事実関係の争い (critical factual disputes)、を解決していないとして、証拠上の審問手続を開始させるため (for an evidentiary hearing)、本件を治安判事 (magistrate) に付託した。治安判事は、Xはその第二自白は任意になされたものでないことを証拠の優越によって立証する義務があると結論し、Xはかかる立証を果たしていないと認め、その救済の申立てを否定するよう勧告した。地裁はこれに同意し、救済を否定した。これに対し、Xは控訴したのが本件である。⁽¹³⁾

「判旨」 自白は合理的知性の結果であって、被告人の自由意思を打ち砕くことを意図した物理的暴力、精神的脅迫、あるいは虚偽の取調べ方法の結果でないことが全体の事情から明らかになれば、その自白は任意である。事情

の全体を検討する際にわれわれは、被告人が以前に負罪的供述をしていたかどうかを含め、当の自白に至った出来事の全過程を考慮しなければならない。最高裁のエルスタッド判決はこのことを示している。同事件で警察官は、夜間侵入窃盗の容疑者で一八歳のエルスタッドを両親の居間で取り調べた。警察官は彼にミランダ警告を与えなかった。侵入窃盗事件に関わりがあるかと尋ねられて、エルスタッドは「はい、私はそこにいました」と答えた。警察官は警察署へ連行後、彼に諸権利の告知をしたところ、彼は自白を繰り返した。エルスタッドは後にミランダ警告を受けなかった最初の供述で猫を袋から出してしまったため、自白するほかに選択の余地がなかったとの理由で、第二供述の排除を求めた。この事件は結局、最高裁の審理するところとなり、最高裁は「ミランダ警告はなかったが、強制的でない質問に「たんに応じた被疑者は、そのことによつて、適切なミランダ警告が告知された後で権利を放棄して自白をすることができなくなることはない」と判示して、エルスタッドの主張を退けた。最高裁は、「当初の自白獲得時に故意の強制又は不当な戦術がない」場合の唯一の問題は、被告人はその後の第二供述をする以前にミランダの権利を放棄するという選択を合理的かつ知性的にしたかどうかであると論じた。しかしながら、最高裁は、仮にエルスタッドの最初の自白が現実の強要を介して獲得されたというのであれば、その場合の適切な調査方法は、第二自白を最初の汚れから断ち切るに十分な「出来事の流れの遮断」があったかどうかであると指摘したのである⁽¹⁵⁾。

エルスタッド判決の下で、われわれはまず、Xの最初の自白は警察官の強要が引き金になった (triggered by official coercion) かどうかを判断しなければならない。証拠審査手続以前にXは、そのように主張していた。例えば、州の手続において、Xは警察署に連行されてAを強姦したことを認めるまで殴打されたと主張していたが、人身保護手続においては、そのような主張を放棄し、第二自白をするその直前までQが脅迫したと主張することとまる。Xは今では、Qに殴打されたことも脅迫されたこともないことを認めている。その結果、Qが逮捕時にXを

蹴ったときに「強要」が唯一行われたことになるが、これは警察官の強要があったことにはならない (That does not strike us as official coercion)。Xは取調べ中にあるいは自白を強制するために蹴られたのではない。X——暗い吹抜きの中に隠れ、銃を突き付けて若い女性を強姦したと信じられていた——は、両手をあげて銃を所持していないことをQに示すことを拒否した後で蹴られたのである。X自身もそれが警察官の強要に相当するとは考えていなかったのは明らかである。XはRRに、警察官に虐待されたことはいないと供述している⁽¹⁶⁾。

記録によれば、強要の証拠はないから、Xのいずれの供述も不任意になされたものと考えすることはできない。そうすると唯一の残された問題は、Xが任意に熟知して、Rの取調べ前にミランダの諸権利を放棄したかどうかである。上述のように警察官による強要の事実はないから、Xの権利放棄が任意によるものではないとする理由はない。さらにX自身、完全なミランダ警告を告知されたことを認めている。それ故、XのRへの供述は——エルスタッド判決での第二自白と同様に——証拠として許容されたのは正当であるから、Xには人身保護令状を請求する権利はないことになる。しかしながら、たとえXの逮捕時の傷害は警察官による強要の証拠を示すものであるとしても、Xには人身保護令状を請求する権利はないことになる。すでに指摘したように、被告人の以前の自白が脅迫又は強要によつて獲得された場合には、被告人の個人的な事情だけでなく、汚れた最初の自白から後の供述を断ち切るのに役立つ十分な「出来事の流れを遮断」するものがあるかどうかを検討しなければならない。この判断を下すとき、われわれは両自白の時間的間隔、取調べ場所の変更、そして取調べ官の変更などを考慮する。ただ一つの要素が決定的ではない。この三要素のすべてを総合して判断を下さなければならないのである⁽¹⁵⁾。

本件において、Xの自白調書は逮捕時に生じた強要から十分に遮断されている。第一、Xが自白調書に署名したのは、身柄を拘束されてから四時間以上、第一自白の後少なくとも二時間経過している。第二、本件でのいわゆる強要は、Xの逮捕の現場で行われた。いずれの自白もその現場でなされたものでない。第一自白は病院で、第二自

白は警察署でなされたものである。第三、両自白をしたときQが立ち会っていたことをXは強調するが、Rが警察官の取扱いの方法を尋ね、自白が真実であるかどうか尋ねたときには、Qは立ち会っていないかった。そしてXはいずれの質問にも、「はい」と答えている。以上の結果、われわれは、両自白の間に経過した時間、取調場所の変更、そしてRがQの立会いをはずしてXに質問したこと、これらは以前の汚れからXの第二自白を遮断するのに役立つと考えられる。

(12) イーエンコ判決（第七巡回区 一九九九年）^⑤ 本判決は、恐喝事件の通報を受けた警察官が現場付近で二人組の男を一時的に停止させ、自動車免許証の提示を求め、さらに捜検時にキーを取り上げるなどした後、パトカーに閉じ込め、その間に被疑者から事情聴取したところ、恐喝事件の犯人であるとの供述を得て両人を逮捕し車内を搜索したところ、銃等を発見、押収した事案につき、停止命令は合理的嫌疑を欠き、職務質問時に認められる範囲を越えており、修正四条に違反するとして上で、被告人の正式逮捕は当初の違法逮捕と証拠物の発見との因果関係を遮断する介在的事情とはいえず、共同被告人の供述も毒樹の果実として排除するのが相当であるとしたものである。判旨はやや長い、テリー、ワン・サン、ブラウン、チェコリーニ、エルスタッドの各判決など関連判例を総括的に整理するものとして有益である。

【事実の概要】 一流衣類品の販売業を営んでいるシカゴのAは一九九四年八月、ニューヨークの業者からデニム衣類品などの船積代金一四万ドルが未払いであるとの電話を受けた。Aはそのような価格での売買に同意したことはないと言って支払いを拒絶した。間もなくニューヨークの業者の代理人と称する被告人イーエンコ（X）とYが銃を携えて列車でニューヨークからシカゴにやって来てアパートの一室を借りた。二人はレンタルしたミニバンに乗り、一九九四年八月二九日正午ころAの会社事務所を訪れた。二人はベルを押さずに（誰かがドアを開けたままにしていた）、無言で事務所に入り込んだ。XはAに、前記商品代金の回収に来たことを告げた。険悪な様子になったので、Aの秘書はAの指示で、警察に通報した。Xは直ちに退去したが、又来ると言い残した。^⑥

当日午後五時ころ、武装したXらは、ミニバンを近くに止め、銃を車中に置いたまま、事務所の中に入った。Aはテレビ・モニターで二人が来たことに気付き、警察に通報するとともに、姪のBに階下に降りて、二人の男を見張っているよう指示した。午後五時二五分、警察官P、Qは、二人組の男と騒動あり、二人はアパートの二階にいる模様との警察無線に応じ、現場に急行した。Bは現場建物近くに来たパトカーに気付き、その方向を指さしながら、「彼らのはあの建物の中にいます」とPらに告げた。Bは落着きがなく興奮しているように見えた。Pらが車道に車を乗り入れたとき、ビジネス・スーツ姿のX、Yが建物を出て、Pらの方向に歩いてきた。Pは車から降り、銃に手をかけたまま、「止まれ、動くな」と言った。Pは銃を抜かなかつた。Pは二人に、この付近で騒動があったとの指令があったことを伝え、あの建物の中で何か見たことがあるかどうか尋ねた。二人はノーと言った。Pが建物の中で居住しているのかどうか尋ねると、Xは友人を訪問してきたと答えた（なお、Pは当初、Aという名の友人を訪問したと証言したが、地裁はこの点に関してはPの証言は信用できないと判断した）。Pが帰りはどうしますかと尋ねると、Xは「タクシード」と答えた。「Pは身分証明書の提示を求め、二人から運転免許証を受け取った。Pは二人を捜検し、財布と現金、そしてXのポケットからキーの束を取り上げた。XもYも武装していなかった。Pは現金とキーを返したが、財布と運転免許証は預かった。」

「PはX、Yに、建物の中の状況を点検する間、パトカーの後部座席に乗るよう命じた。Xらはこれに従って車の中に入ったが、積極的に車の中に入り、あるいはそこに留まることには同意しなかった。XとYは手錠をかけられていなかった、しかしながら、パトカーは外部からロックされて——内部から開けることはできなかった——いたため、Xらは自由に立ち去ることはできなかった。二人はPらがAの事情聴取をする間、パトカー内で三〇分間

ほど待つていた。Aは結局、二人の男を巻き込む告訴状 (a written complaint) に署名した。午後六時、PはXとYを正式に逮捕し、二人を警察署に連行した。午後一〇時、パトカー内が通常通り捜索され、その中からレンタールのミニバンのキーが見つかった。ミニバンはその後突き止められ捜索された。警察は二丁の銃(消音装置のある一丁を含む)と旅行カバンを発見した。午前四時一五分ころ、Yは身柄拘束下に取調べられた後、滞在中のホテルの部屋を指示する供述をした。警察はホテルの部屋から、さらに負傷的証拠を発見した。⁽⁵¹⁾

XとYは公判開始前に、一緒に証拠排除の申立てをしたが、退けられた。「そこでYは、答弁についての合意を取引し (negotiated a plea agreement)、公判でXに不利な証言をした。」Xは恐喝関連犯罪で有罪とされた。この判決はXの信用性に決定的と思われる証人に対する反対尋問を公判裁判官が誤って認めなかったことを理由に差し戻された。差戻審でパトカーに留め置かれたときにXは違法に逮捕されたものと認められ、ミニバン等で発見された証拠物はYの証言と同様に修正四条に違反するとして排除された。これに対し、訴追側が控訴したのが本件である。⁽⁵²⁾

〔判旨〕 訴追側は控訴審で三つの争点を提起している。第一、当初の拘束 (initial detention) はテリー型の停止命令として許容できる (a permissible Terry Stop) か否、それを修正四条違反と認定した点において地裁の判断は誤っている。第二、ミニバンの捜索で獲得された証拠は違法な捜索の果実として許容できないと結論した点において地裁の判断は誤っている。第三、それと同一の理由でYの証言を排除したのは誤っている。訴追側はこのように主張する。⁽⁵³⁾

A テリー型の停止 修正四条は不合理な捜索、逮捕押収 (unreasonable searches and seizures) を禁止する。警察と市民との身体的接触 (personal intercourse) はすべて、「逮捕押収」を意味するのではない。警察官が物理的強制力を用いて又は権限を示すことによって「何らかの方法で市民の自由を制約した」ときのみ、「逮捕

押収」が行われたこととなる。⁽⁵⁴⁾最高裁はテリー判決 (Terry v. Ohio, 392 U.S.1) を指摘している。それ故、テリー判決の下では、警察官は、犯罪活動が進行中であることを明確な事実によって裏付ける合理的嫌疑 (a reasonable suspicion) がある場合には、職務質問のために人を停止させ、一時的に拘束できる (can stop and briefly detain a person for investigative purposes) のである。合理的嫌疑とは、停止させた人物が犯罪活動を行っている、またはそれに伴うおしとつづけるおしとを示す何らかの客観的な行動 (some objective manifestation) として定義されてきた。「合理的嫌疑は相当な理由を立証するのに必要とされる程度よりも幾分少ない程度のもので足り (reasonable suspicion requires something less than what is necessary to show probable cause) だが、単なる直感 (a mere "hunch") 以上のものを必要とする。」⁽⁵⁵⁾職務質問のための停止の合理性を判断する際に、「われわれはまず、警察官の行動がその当初に正当であったかどうかを検討し、次に、それは最初の場所での侵害を正当とする情況と合理的に関連する範囲のものであったかを検討しなければならぬ。」⁽⁵⁶⁾停止の合理性は判断は一部、その侵害の程度による。⁽⁵⁷⁾

本件では二つの問題に対し、すなわち第一、PらはXを停止させ拘束する合理的嫌疑を有していたか否か、そして第二、当初の拘束はテリー型の範囲を越え、違法な逮捕に相当するか否かに対し、上述の法的基準を適用しなければならぬ。X、Yを停止させ拘束する合理的嫌疑があったとする訴追側の主張は説得力がない。警察無線は二人組の男が騒動を起こしていると連絡したにすぎず、その人種、年齢、身長等、二人を特定できる情報を一切提供していない。Pは後に、二人を停止させたのはAが警察に通報した当の二人組であると「直感」したからであると証言している。⁽⁵⁸⁾直感に触発された (inspired hunches) としても、それだけで意のままに人を停止させる権限は警察に与えられていない。⁽⁵⁹⁾

たとえXらが犯罪活動にかかわりがあるとの合理的で明確な嫌疑があり、それ故、当初の職務質問のための停止

を合法とする理由があったと仮定したとしても、その後の警察官の行動は、テリーの範囲を越えている。本件でPらは、Xらの運転免許証を取り上げ、捜検で武器を所持していないことが判明した後で、ポケットの内容物を取り出し、財布と免許証を保管した。PらはXらの所持品をかなりの期間 (for a significant period) 保管し、退去の自由を一切告げていない。これは単なるテリー型の停止ではなく、逮捕に相当することを強く示している。さらに、ほとんど決定的なのは、X、Yがおよそ半時間、ロックされたパトカーの中に閉じ込められていたという事実である。本件では、Xらは武器を所持せず、危険でないことは明らかであったのであるから、そのような長時間の拘束の必要性はなかった。きわめて重要なのは、Xらが捜索等に同意したとのPの証言を、地裁が虚偽と認めたことである。Xに退去の自由がなかったことは明らかである。¹⁵⁾

B 車の捜索 「排除法則は修正四条違反を介して獲得された有罪の証拠を被告人の公判で提出することを訴追側に禁ずる司法上創設された救済策である。違法な逮捕とともに始まった因果の連鎖を介して獲得された証拠の許容性を判断する基準 (test) は、最初の違法行為が立証されたとしても、異議申立ての対象たる証拠がかかる違法行為を利用して得られたものであるか、それとも最初の汚れを除去したものと認めるに足る手段により得られたものであるかである。¹⁶⁾ それ故、もし当初の違法と排除が求められている証拠との間の因果の連鎖が断ち切られると、当の証拠との結びつきは違法行為の汚れを除去するほど十分に稀釈されていることになる。因果の連鎖が違法行為の汚れを除去するほど十分に稀釈されているかどうかを判断するための三要素は、違法行為と証拠獲得との間に経過した時間、介入事情の存在、そして 警察官の違法行為の目的及び悪質性である。¹⁷⁾

訴追側はまず、時間的近接性の問題を検討して、午後六時の正式逮捕と車を捜索してキーを発見した午後一〇時との間には四時間経過しているのは、稀釈の主張に有利に働く主張する。しかしながら、本件でわれわれは生命ある個人ではなく、比較的短時間放置された生命のない物体を取り扱っているが、このような事実の下で、そうでない(有利に働かない)と結論せざるを得ない。キーは、Xらが午後五時ころパトカーの後部座席に座らされた時点と午後六時に正式に逮捕された時点との間のどこかの時点でパトカー内に放置された。それ故、警察車両の中にキーがあったということは、何らかの介入事情がなければそのことだけで、決定的に稀釈に有利に働くということにはならない。当巡回区がグリーン判決で判示したように、警察官の違法行為と証拠獲得との時間的間隔は、それだけで決定的とはならず、他の何らかの介入事情とともに検討しなければならぬのである。¹⁸⁾

第二の要素——修正四条違反と争われている証拠の獲得との間に何らかの介入事情が発生したかどうか——はわれわれが検討する中心的な要素である。訴追側は午後六時での正式逮捕は因果関係を遮断する介入事情であると主張し、前出グリーン判決に依拠する。しかし、グリーン判決は本件事実とは明らかに異なっており、その範囲も限定されている。われわれは、排除法則に対する介入事情の例外を本件事実——正式逮捕という介入事情は当初の違法と車の中の証拠発見との因果関係を断ち切っていない——に拡大適用することを拒否する。キーの発見は当初の違法行為によって汚れていないことを立証する責任があったにもかかわらず、訴追側は当のキーは適法な逮捕後に放置されたことを立証できなかったのであるから、その後の適法な逮捕によって推定された汚れを取り除くことはできないのである。最後に、警察官の目的及び悪質性が本件で一定の役割を果たしているかについて指摘しておく。本件では当初の停止もパトカーの捜索も悪質でも意図的でもなかったとの訴追側の主張に同意する。しかし、グリーン判決等と異なり、当初の逮捕との結びつきを断ち切るその間に介入する出来事はなかったのであるから、そのような違法行為の欠如は重要でない。¹⁹⁾

それ故、Xの当初の一時的拘束は修正四条に違反し、そのような身柄拘束と車の中で発見された証拠との結びつきがどのようにして断ち切られるに至ったかを訴追側は立証していないのであるから、当の証拠が排除されたのは相当であるという結論になる。²⁰⁾

C Yの証言 一九九四年八月三〇日午前四時一五分ごろ、Yが身柄拘束中に、警察はYから、ホテルの部屋に黒い粉がある、この黒い粉を何か危険なものに加工することができるとの供述を得た。Yは当初、この身柄拘束中の供述を含め、証拠排除を申し立てていたが、証拠は許容できるとの公判裁判官の決定の後、有罪の答弁をして、訴追側に有利に証言することに同意した。訴追側は、「有罪の答弁をして、Xに不利な証言をするとのYの決意は、Yの自由意思によるものであるから、違法な拘束の汚れを除去する介在的出来事であると主張する。それ故、いわゆる違法逮捕はXの証言獲得に因果関係を有しないと主張する。訴追側はさらに、Y自身の逮捕はその有罪答弁と（訴追側への）協力的影響を及ぼしたかもしれないが、Xの逮捕はそうではなかったと主張する。換言すると、毒樹の果実であるのはXの逮捕であって、Yの逮捕ではないというのである」⁽⁸⁾。

最高裁は一九七八年のチェコリーニ判決において、証拠排除の申立てが憲法違反と生身の証人の発見との間の因果関係に基づいている場合に、いつ排除法則が援用されるべきかを判断するための諸要素を明らかにした。これらの諸要素は、証人の証言は自由意思による行為であるか、それとも当初の警察官の違法行為によって強要ないし誘発されたものであるか、違法行為が証人を取り調べる際に用いられたか、違法行為と証人との接触との間に、そして接触と証言との間にどの程度の時間が経過したか、証人の身元は違法行為の前に警察に知られていたか、そして違法行為は被告人に不利に証言する証人を発見するなどの意図で行われたかどうかである。これらの要素を説明する際に最高裁は、「証拠排除が生命のない物体の排除を支持するために主張されているときよりも生身の証人の証言を排除するために主張されている場合に排除法則はより慎重に援用されるべきである」と警告した⁽⁹⁾。

これらの諸要素をYの証言に適用すると、Yの供述を排除した点において地裁は誤っていないという結論になる。第一、Yの当初の供述もその後の証言もY自身の自由意思によってなされたものであると確信をもって言うことは

できない。Yの最初の自白は、身柄を拘束され、ほぼ一時間に及ぶ警察署での取調べの後で午前四時一五分になされた。弁護人の同席もなく、ミランダの諸権利の朗読もなかった。さらに重要なのは、Yのその後の自白は、証拠排除の申立てが拒否された——後に誤っていると認められたが——後でなされたことである。それ故、「より軽い刑罰のためにXに不利に証言するか、それとも汚れた負罪的供述が自己に不利に用いられる公判を受けるかの選択に直面して、Yは証言することを選択した」ことになる。このような事情は、当初の違法行為の影響を受けずに自由意思によって供述したのではないことを強く示唆している⁽¹⁰⁾。

第二、違法な車の捜索の二時間後に行われたYの早朝の取調べが右捜索によって汚れていないことを訴追側は立証していない。現に、訴追側は、この早朝の取調べ中、証拠が車の中で発見されたことをYに告げたことを認めている。第三、違法な拘束及び捜索とYとの接触との間に相当な時間 (substantial time) が経過していない。Yは直ちに「接触」された。最初の違法逮捕から一時間、キーの発見からおよそ七時間を経過して、供述をするに至るまでYは連続して捜査官による拘束と取調べを受けた。第四、違法な逮捕、捜索がなかったとしても、Yの身元は割り出されていたであろうことを訴追側は立証していない。シカゴ警察は、違法逮捕前にはXについてもYについても知識を有していなかった。訴追側は、XとYが逮捕される前に、現に進行中の独立した捜索を行っていなかったのである⁽¹¹⁾。

Yの身柄拘束中の供述及びその後の公判での証言は、チェコリーニ判決における利害関係のない任意な証人の証言とは異なる。本件では「Yの証言は両人の違法逮捕及び違法捜索と分かち難く結びついて (inexorably linked) おり、それが訴追側の違法行為の果実ではなかったと結論することは不可能である。それ故、われわれは、チェコリーニ判決で明らかにされた基準を適用して、Yの供述は許容できないとした地裁の判断は誤っていなかったと認める」⁽¹²⁾。

- (67) United States v. Sheppard, 901 F.2d 1230 (5th Cir. 1990).
- (68) *Id.* at 1230-1231.
- (69) *Id.* at 1231.
- (70) *Id.* at 1231-1232.
- (71) *Id.* at 1232-1233.
- (72) *Id.* at 1233.
- (73) *Id.* at 1233-1234.
- (74) *Id.* at 1234.
- (75) *Id.* at 1234-1235.
- (76) *Id.* at 1235.
- (77) *Id.* at 1235-1235.
- (78) Holland v. McGinnis, 963 F.2d 1044 (7th Cir. 1992).
- (79) *Id.* at 1046-1047.
- (80) *Id.* at 1047.
- (81) *Ibid.*
- (82) *Id.* at 1047-1048.
- (83) *Id.* at 1048.
- (84) *Id.* at 1050.
- (85) *Ibid.*
- (86) *Ibid.*
- (87) *Id.* at 1050-1051.
- (88) *Id.* at 1051-1052.

- (89) *Id.* at 1052.
- (90) United States v. Peters, 10 F.3d 1517 (10th Cir. 1993).
- (91) *Id.* at 1519-1520.
- (92) *Id.* at 1520.
- (93) *Ibid.*
- (94) *Id.* at 1518-1519.
- (95) *Id.* at 1521.
- (96) *Ibid.*
- (97) *Id.* at 1522-1523.
- (98) *Id.* at 1523.
- (99) *Ibid.*
- (100) *Ibid.*
- (101) United States v. Green, 111 F.3d 515 (7th Cir. 1997).
- (102) *Id.* at 517.
- (103) *Id.* at 518.
- (104) *Id.* at 517.
- (105) *Id.* at 518.
- (106) *Id.* at 518-519.
- (107) *Id.* at 519.
- (108) *Ibid.*
- (109) *Id.* at 519-520.
- (110) *Id.* at 528.

- (123) *Ibid.*
- (124) *Id.* at 520-521.
- (125) *Id.* at 521.
- (126) *Ibid.*
- (127) *Id.* at 523.
- (128) *Watson v. Detella*, 123 F.3d 450 (7th Cir. 1997).
- (129) *Id.* at 452.
- (130) *Ibid.*
- (131) *Id.* at 452-453.
- (132) *Id.* at 453.
- (133) *Id.* at 453-454.
- (134) *Id.* at 454.
- (135) *Ibid.*
- (136) *Id.* at 455.
- (137) *United States v. Ienco*, 182 F.3d 517 (7th Cir. 1999).
- (138) *Id.* at 521.
- (139) *Ibid.*
- (140) *Id.* at 521-522.
- (141) *Id.* at 522.
- (142) *Ibid.*
- (143) *Id.* at 523.
- (144) *Id.* at 523-524.

- (145) *Id.* at 524-525.
- (146) *Id.* at 526.
- (147) *Id.* at 526-527.
- (148) *Id.* at 527-528.
- (149) *Id.* at 528-529.
- (150) *Id.* at 529.
- (151) *Id.* at 529-530.
- (152) *Id.* at 530.
- (153) *Id.* at 530-531.
- (154) *Id.* at 531-532.

5 反覆自由の許容性

下級審判例は反覆自由については、一九四七年のベリア判決に触れつつ、とりわけ一九八五年のエルスタッド判決の判断基準に従って、各事案に即してその許容性を判断しているが、ミランダ関連判例の理解が前提となる事例が少なくない。とりあえず、エルスタッド判決を正確に理解する上でも有益と思われる下級審判例を事実関係とともに紹介しておく。なお、論点が多岐にわたる場合には、反覆自由の問題に絞り紹介する。

(13) マーチン判決（第一巡回区 一九八五年⁽¹³⁾） 本判決は、取調べ中止を求めたものとも解しうる被告人の意思表示の真意を確かめずに取調べを続行して第一自由を獲得し、その一週間後に同一の強姦殺人等に関する第二自由を獲得した事案につき、第一自由はミランダに違反するが、それは単に技術的な違反にとどまり修正五条自体を

侵害するものでないから、そのことによって任意になされた第二自白を毒樹の果実の法理の下で不許容とするのは相当でないとしたものである。エルスタッド判決の判断基準に沿ったものとして有益である。

「事実の概要」 一九七七年六月二十五日午後一〇時直前、二人組の男——後に被告人マーティン(X)とYであることが判明した——がコンビニ店に入り、同店で働いていた女子学生のアにナイフを突き付け、およそ九〇ドルの現金とケース入りのビール二箱を奪い、Aを同店から誘拐した。二人組はAをXのシャツで目隠しして車に乗せ、Xのアパートに連行後、Aに性的虐待を加えた。XらはAを目隠しのまま遠隔地で釈放すると告げ、アパートの外に連れだし、あてもなく車を走らせた後、甲地近郊に到着した。Xは被害者Aを下車させ、歩くように命じた。Yによると、XはAをロープで絞め付け窒息死させようとしたが、死んだと思つた度毎にAが息を吹き返したので、ナイフで何度も首を刺した旨XがYに話したという。検屍の結果、Aは刺し傷が原因で死亡し、その直前に抵抗したことが明らかとなった。^⑧

一九七七年七月四日午後、XとYは、A殺害とは無関係の事件で、すなわち前年の七月三日に発生した売春婦にかかわる性的虐待等の事件で合法的に逮捕された。Xは当日(七月四日)遅く、警察の取調べ中にAを殺害したことを自白し、七月一日には再び、右殺害につき自白した。^⑨

Xは第一級謀殺等の罪で起訴された。「Xの共犯者であるYは当初、Xと同じ罪で起訴されたが、警察官及び検察官との合意に従って、第二級謀殺罪で有罪の答弁をして、Xの公判で訴追側に有利に証言した。」Xは無罪の答弁をして、精神喪失(insanity)の抗弁をする意思を示した。七月四日の自白及び七月一日の自白排除の申立ては退けられた。Xは当事者能力が認められ、陪審の審理を受けた。陪審はすべての訴因につきXを有罪とし、死刑を勧告した。公判裁判所はXに死刑の判決を言い渡した。フロリダ州最高裁はこれを維持し、州段階でXの死刑判決が確定した。^⑩

Xはフロリダ州南部地区合衆国地方裁判所に人身保護令状発付の申立てをした。同地裁は、これを拒否したが、Xの死刑執行の二四時間延期を認め、控訴許可証(certificates to appeal)を發付した。第一巡回区は、本控訴の結論が出るまでの間、Xの死刑執行を延期した上、原判決を維持したのが本件である。

「判旨」 Xは、七月四日の自白及び七月一日の自白の許容性を争い、両自白が公判で許容されたのは誤っているから第一級謀殺罪の有罪判決は破棄されなければならないと主張する。「われわれは、両自白は本当に憲法上欠陥があるか、そうだとすれば、謀殺罪の有罪判決は破棄を要するかを判断しなければならない^⑪。」

A ミランダと七月四日の自白 Xは七月四日の自白はミランダに違反して獲得されたと主張する。Xは七月四日午後二時三〇分ごろ逮捕され、午後七時五五分まで、中断をはさみながら、取調べを受けた。取調べ開始前にミランダの諸権利が朗読され、Xがこれを放棄したことに争いはない。しかし「Xはある時点で、翌日まで取調べを中止してもらえないかと尋ねた。」Xの取調べをした一人の刑事はいずれも証拠排除手続で、「今日は話したくない、明日まで待つてもらえないか」とXが言ったのではないかと質問に対して、覚えていないが、言ったかもしれないなど曖昧な答弁に終始しつつ、取調べを中止せずに続行したことを認めた。^⑫

最高裁はミランダ判決で、警察が身柄拘束中の取調べを行うときに従うべき指針を明らかにした。ミランダの下で、警察は今日では周知の一連の警告を与えなければならないだけでなく、被疑者の取調べを中止する権利を誠実に尊重(scrupulously honor the suspect's right to cut off questioning)しなければならない。ミランダ裁判所が強調したように、「もし個人が何らかの方法で、取調べ前なし取調べ中のいかなる時点においてであれ、黙秘したい旨を示すと、取調べは中止されなければならないのである。最高裁は一九七五年のモズリー判決(Michigan v. Mosley, 423 U.S. 96)で、被疑者の取調べ中止権を深化させ、「取調べを中止させる権利を行使することに、被疑者は取調べの開始時間、取調べ事項、そして取調べの継続時間を支配できる、ことを明らかに

した。⁽¹⁰⁾

「ミランダ、モズリー両判決の原理を本件事実に適用すると、Xの取調べを中止させる権利は七月四日の取調べ中に「誠実に尊重」されなかったという結論になる。なるほどXの「明日まで待ってもらえないか」という要請は取調べを中止させる権利を曖昧に行使したものであり、Xはこれ以上の質問に答えることを明確に否定しなかった。それにもかかわらず、P刑事の取調べの継続は適切でなかった。」本件での唯一の適切な方法は、Xが本当に取調べ中止権を行使するつもりであるかどうかを確かめることであった。それにもかかわらずP刑事は、「さあ、続けよう」と言っていて取調べを継続したのである。「このようなり方は、ミランダ、モズリー両判決に違反するから七月四日の自由は許容できないことになる。⁽¹¹⁾

B 任意性と七月四日の自由 Xはまた、七月四日の自由は不任意であると主張する。デュー・プロセスの「任意性」テストは、ミランダ以前の最高裁判例で明らかにされているように、デュー・プロセスに敵対的な方法 (techniques and methods offensive to Due Process) によって獲得された証拠の排除を要求する。しかし、適切で許容できる警察活動とデュー・プロセスに敵対的な方法との線引きは難しい。ある自由が強要ないし不当な誘因によって獲得されたかどうかは、各事情をすべて検討することによって判断されなければならない。「公判で訴追側は、証拠の優越性によって、争われている自由は任意であることを立証しなければならない。付随的審査 (on collateral review) では、不任意性の立証の負担は人身保護令状の申請者にある。それ故、われわれは、七月四日の自由を取り巻く全体の事情に目を向け、当の自由は不任意であるとのXの主張には記録の裏付けがあるかどうかを判断しなければならない。⁽¹²⁾

七月四日の取調べ時に警察が用いた方法の中には相当でない (distasteful) ももあり、そのすべてを是認するわけではないが、すべてを考慮してみると (on balance) 「Xの自由が不任意であったということはできない。七

月四日の自由は先立つ取調べは決して理想的とはいえないが、警察官によって用いられた不適切な方法はいずれも画一的に不任意であるとの認定を必要とするほど内在的に強制的なものではなかった。」Xの七月四日の自由は、ミランダ判決の下で許容できないが、それは任意であった」ということになる。⁽¹³⁾

C 毒樹の果実と七月一日の自由 「われわれは次に、七月四日のミランダ違反によって七月一日の自由はいわゆる「毒樹の果実」の理論の下で又は「袋から猫を出した」ルールとして知られる最近展開された理論の下で自動的に許容できないことになるかを決定しなければならない。最高裁は最近、一九八五年のエルスタッド判決でこれらの問題に正確に言及した。それ故、われわれは、エルスタッド判決において最高裁が示した方針 (lines) に従って分析を行うこととする。⁽¹⁴⁾

最高裁はエルスタッド判決で、自由以前にミランダ警告が欠如すれば「毒樹の果実」の理論の下で、その後の自由が「汚れ」たものになるか、そしていかなる状況下でそのようになるかを検討することから始め、「毒樹の果実」の法理は憲法違反のみ適用されると指摘した。しかしながら、ミランダの排除法則は修正五条自体よりも広く適用される。修正五条違反がなくとも発動されるのである。修正五条は強制による自由を訴追側の積極的証拠として用いることだけを禁止する。ミランダは「強制的推定」を創出したが、それは訴追側立証の積極的証拠として用いるには反証不能であるが、供述及びその果実が内在的に汚れているとして廃棄することを要求するものではない。そして最高裁は「単にミランダ警告が告知されなかったというだけで、現実の強制又は被疑者の自由意思を行使する能力をほり崩すような状況が伴っていないにもかかわらず、捜査手続が汚れたものとなり、その結果、その後の任意かつ熟知した上での権利放棄は、明確に期間を定められない⁽¹⁵⁾ (some indeterminate period) 無効である」という考えはミランダの不当な拡大である。ミランダは無警告自由の排除を要求しているが、その後の供述の許容性は、このような状況下においては熟知した上で任意になされたかどうかによって判断されるべきである」

と結論した。要するに、以前の無警告自白が任意性の基準 (Test) を満たしている限り、その後の自白は「毒樹の果実」理論の下で自動的に不許容とはならないのである。⁽⁹¹⁾

「本件はミランダ警告を与えなかったというよりも、被疑者の取調べを中止させる権利を尊重しなかったということに関わりがあるという点で、エルスタッドの事案とは異なる。それにもかかわらず、同一の理由付けが当然に適用される。先に説明したように、Xの七月四日の自白は任意であった。エルスタッド判決におけるように警察官は本件でミランダの技術的な要求を侵害したが、修正五条自体を侵害しなかった。七月四日の取調べと関連した「現実の強制」がなかったのであるから、「毒樹の果実」法理は適用されない。このような理由でわれわれは七月四日のミランダ違反によって自動的に七月一日の自白が排除されることにはならないと判示する。⁽⁹²⁾

残されたエルスタッド判決の問題は、いわゆる「袋から猫を出す」ことに関わる。このルールは元来一九四七年のベイア判決に由来するもので、ある犯罪について自白することによって「たん」猫を袋から外に出した「被告人は、その後は自白をしたことによる心理的かつ実質的な不利益を免れることはできない」という考えに基づいている。彼は猫を再び袋の中に戻すことはできないというのである。このベイア判決に依拠して、下級審裁判所の中には、無警告 (ミランダ警告を欠いた) 自白であれ強制による自白であれ、その後の供述はすべてその任意性に決定的な疑問を生ずる (fatally compromises) と判示するものがある。⁽⁹³⁾

最高裁はエルスタッド判決において、「このように、猫を袋から外に出す、ルール (the "Cat Out of the Bag" Rule) の広範な解釈を明確に退けた。「当裁判所は今日まで、任意になされた有罪であることを示す秘密の暴露 (disclosure of a guilty secret) の心理的インパクトは強制に相当するとか、その後の十分に熟知した上での放棄の任意性を損なうと判示したことは一度もない。当初の自白もその後の自白も強制によるものではないとき、きわめて信用性のある任意の自白を事実認定者に永久に見せない (irretrievably lost) ことを正当化する理由はほと

んどない。肉体的暴力又は被疑者の意思を打ち砕くために周到に計算された方法に由来する直接的結果と、無警告だが強制のない質問に応じて自由になされた「有罪の秘密」の暴露という不確かな結果 (uncertain consequences) との間には、大きな相違がある。重要な問題は、実際、第二の供述は任意になされたかどうかである。無警告自白だが強制的でない質問に「たん」被疑者は、そのことによって必要なミランダ警告を受けた後で権利を放棄して自白をすることはできないということにはならない」と判示したのである。⁽⁹⁴⁾

「本件で警察官はXの第一自白を獲得するため「物理的暴力」も「その他慎重な方法」も用いなかった。エルスタッド判決におけるように、第一自白は技術的なミランダ違反を介して獲得されたものであるが、任意であった。被疑者の取調べを中止させる権利を尊重しなかったこととミランダ警告を与えなかったことを別異に取り扱う理由はない。七月四日のミランダ違反によって七月一日の自白が自動的に排除されることにはならない。」⁽⁹⁵⁾

D ミランダと七月一日の自白 次に七月一日の自白それ自体、ミランダ違反によって獲得されたものであるとのXの主張について検討する。七月一日の取調べ時の録音テープによると、P刑事が取調べ開始時に「は、憲法上の権利を告知する。私に供述しなくてもよい、君には私に供述しないよう勧めている弁護士がいるが、君自身の意思で私に供述しようとしている、それは君が供述したいからだ、そういうことか」と告知し、Xはこれに対し、「そうです (right) 」と答えている。P刑事は証拠排除手続で、供述開始時に以上のほかの警告を与えたことはない、Pが十分なミランダ警告を与えた唯一の機会は一週間前の七月四日であったと証言した。⁽⁹⁶⁾

七月一日にも十分なミランダ警告を告知するのがベターなやり方であることは疑いないが、Pが再び警告しなかったことよって、当の自白がミランダの下で許容できなくなるということにはならない。当巡回区は類似の事案でこのことを認めている。「Xは、七月四日の取調べ以前に、十分な警告を受けて、ミランダ警告を熟知して放棄した。七月一日に、Xはこれらの権利をなお熟知していることを示した。七月一日にも完全なミランダ警告

を与えることは、不必要な繰り返しにすぎない。七月一日の自白はミランダに違反して獲得されたものではないということになる。⁽¹⁴⁾

(14) メデイロス判決（第九巡回区 一九八九年）⁽¹⁵⁾ 本判決は、殺人現場を立ち去った車と類似の車を運転していた被告人への職務質問時に被告人が犯人であることを認め（第一自白）、その後病院で怪我の治療中にXが自ら積極的に繰り返し犯人であることを認め（第二自白）、そして警察署で初めてミランダ警告をしたものの、Xの痛み止めの治療薬が欲しい旨の希望を無視して取調べたとするXが再び自白（第三自白）をした事案につき、エルスタッド判決の判断基準に従って、たとえ第一自白がミランダ違反として排除されたとしても、第二自白は許容できる旨判示したものである。

「事実の概要」 一九七九年六月二三日、ハワイのホノルルにある酒場の外でAが至近距離から銃で射たれて死亡した。その直後に、警察官Pは、目撃証人の通報に近似した車に乗っていた被告人メデイロス（X）を停止させた。Xの目は赤く、アルコールの臭いがした。Xが停車の理由を尋ねたのでPは酒場で射殺事件があり、Xの車が現場を立ち去った車に似ていると答えた。「Pは次いで、ミランダ警告を告知せずに、どこから来たのかと尋ねると、Xはその酒場からやって来た」と答え、自ら進んで（spontaneously）射殺事件に関し犯人であることを認めた（incriminated himself）（第一自白）⁽¹⁶⁾。」

Xは逮捕され、警察署に連行された。所定の手続の後、警察官P、Qらは、Xの左目の裂傷の治療のためXを病院に搬送するよう指示された。その治療前及び治療中に、Pらの働きかけがなかったにもかかわらず、XはPらに対し自ら進んで何度も自身の罪を認める供述（一括して第二自白といふ）をした。あいつが俺を殴ったから射ち殺した。あいつは俺の一五歳になる娘に売春させやがったんだ——裁判所の認定したところによると、Xの娘で

はなく、Xの妹をAが売春させていたとXは信じていたといふ——と喚きながら供述した。その際、QはXに対し、「この時点で供述すべきでない」と伝えたが、ミランダ警告を朗読しなかった。Xはこの指示に従わずに、「あいつが俺を殴ったから、俺はあいつを射った、あいつは女の性器（her ass）を売り物にしている」と喚いたので、Pは再びそれ以上何も話さないようにXに告げたが、Xにミランダ警告を読み上げることはいしなかった。その後、Xはまた、「俺はあいつを殺した、あの黒人を殺してやった。あの黒人の畜生め、などと喚き始めた。Xはこれらの供述を第一自白のおよそ三〇分後にした。警察官Rは翌朝、Xにミランダ警告をした。Xは権利放棄後に、背中が痛いので痛み止めの薬を処方して欲しいと言った。Rはこの要請を拒否し、Xは三度目の負罪的供述（第三自白）をした。⁽¹⁶⁾

州裁判所の公判裁判官は、Xの申立てを容れて、ミランダ違反を理由に第一自白を排除し、Xが要請したにもかかわらず痛み止めの薬を処方しなかったことを理由に、任意になされたものといえないとして第三自白を排除したが、Qらにした第二自白排除の申立てを退けた。Xは結局、裁判官による裁判を受け、故殺罪で有罪とされ、二〇年の拘禁刑を言い渡された。⁽¹⁶⁾

ハワイ州中間上訴裁判所はXの有罪判決を維持した。ハワイ州上訴裁判所は、Xの第二自白は「不任意」である、もしくは許容できない当初の供述（第一自白）の「毒樹の果実」であるとのXの主張を退け、第二自白はXが自ら進んで任意に、警察官から求められずにしたものであるから、第一自白を利用した産物でも、毒樹の果実でもない」と結論した。Xはその後、州上訴裁判所で退けられたのと同じの主張をして、ハワイ地区合衆国地方裁判所に人身保護令状の発付を求めた。同地方裁判所は、ワン・サン判決に依拠して、第二自白は当初の汚れが除去されていると結論し、第一自白をした心理的負担から第二自白をせざるを得なかったとの主張についても、エルスタッド判決に依拠して、第二自白は任意になされたものであるから、第一自白の汚れがないとして、Xの申立てを退けた。こ

れに対し、Xは控訴したのが本件である。

〔判旨〕 地裁は、第二自白は以前の許容できない第一自白の果実ではないと結論した。第一自白は任意であると認めているから、第二自白はミランダ警告を必要とする身柄拘束中の取調べ（un-Mirandadized custodial interrogation）の産物であることを前提にしたものと思われる。Xは身柄拘束中の取調べを受けたとの地裁の結論は事実関係に関する認定である。「議論の余地はあるものの、Xは、身柄を拘束されていた」との地裁の結論は明らかに誤っているとはいえない。」Xは「取調べ」を受けたとの地裁の結論も同様に明らかに誤っているとはいえないから、これを是認することができる。地裁はまた、Xの第一自白を取り巻く全体の事情を検討して、Xは酩酊していたが、心神喪失状態（incapacitated）ではなかったと結論した。Xは車を運転し、当初の停止命令に従うことができた。このような事実に基づいて、われわれは、Xの酩酊を含めた全体の事情を考慮しても、それはXの自由意思を十分に打ち砕くものではなかったと結論する。

Xは第二自白をしたとき警察に身柄を拘束されていたが、警察官はその時点でXの取調べをしなかったことは明白である。それ故、ミランダ警告は必要でなかったのであるから、第二自白の許容性に関する主たる争点は、Xは第二自白を任意にしたかどうかである。警察の取調べはなかったこと、そしてXの酩酊状態はその自由意思を打ち砕くに十分なものではなかったことを考慮すると、Xの第一供述を不任意なものとするこののできる唯一の源は、第一自白で、猫を袋から出してしまった、「猫を袋に戻すことはできない」という言動の心理的影響（the psychological impact）¹⁰¹⁾である。

最高裁は一九四七年のベイア判決において、「被疑者が自白をすることによって一たん猫を袋から外に出してしまつと、その（自白）の動機がどのようなものであれ、その後は自白をしたことによる心理的かつ実際的な不利益を免れることはできない。彼は猫を袋に戻すことはできない。秘密は永久に外に出てしまったのである。このよう

な意味において、後の自白は常に第一自白の果実とみなすこともできよう。しかし、当裁判所は今まで、自白の使用を妨げる状況下で一たん自白をすれば、そのような事情が除去された後でも自白者は永久に有用な自白をすることができないとまで判示したことは一度もない」ことを認めた。最高裁はこの分析をエルスタッド判決で適用した。エルスタッド判決では、必要なミランダ警告なしに任意に負罪の供述（第一自白）をした一時間後に、被疑者はミランダ警告を受けて、権利放棄をして自白調書に署名した。最高裁は、「ミランダ警告はなかったが強制的でない質問に一たん応じた被疑者は、そのことによって適切なミランダ警告を受けた後で権利を放棄して自白をすることはできないとはいえない」と判示した。エルスタッド判決の基礎となった事実は本件の争点とは異なっていることは認められるが、エルスタッド判決は本件を支配するのと同じの根本的な憲法原理に基づいている。それ故、Xの第二自白の任意性を判断する際の指針としてエルスタッド判決に目を向けることとする。

エルスタッド判決は、「ミランダ警告の欠如は強制的推定を生む」、そして、その結果、そうでなければ修正五条の意味において任意な無警告供述が、任意であるにもかかわらず、ミランダの下で証拠から排除されなければならない」ことを認めた。しかし、エルスタッド裁判所はさらに検討を加え、「単にミランダ警告が告知されなかったというだけで、現実の強制又は被疑者の自由意思を行使する能力をほり崩すような状況が伴っていないにもかかわらず、捜索手続が汚れたものとなり、その結果、その後の任意かつ熟知した上での権利放棄は、明確に期間を定められないまま（some indeterminate period）無効であるという考えはミランダの不当な拡大である。……その後供述の許容性は、このような状況下においては熟知した上で任意になされたかどうかによって判断されるべきである」と判示した。最高裁は猫を袋から一たん外に出してしまつと、「いつまでも消えない微妙な心理的強制の形相を生ずることは認めつつ、被疑者の当初の負罪の供述が、技術的にはミランダに違反するけれども、任意である場合、なお強制的効果が推定される」とする（for presuming coercive effect）正当な理由はないと結論した。そこで

はなく、その後の供述の任意性は、警察の活動の全過程及び「全体の事情」の評価に依存するといっているのである。⁽⁸⁾

「本件で警察活動の全過程及び全体の事情を考察した後、われわれは、Xの第二回目の供述は任意になされたものと結論する。第一自白の事情は、第二自白時にはもはや存在していなかった。身柄を拘束されていたが、Xは立会いの警察官による誘導も質問もなしに自ら進んで第二回目の負罪的供述をした。Pはその時点においてもXを取り調べなかった。それどころか（反対に）Qらは繰り返し、それ以上供述しないようにXに告げていた。さらにこれら警察官は、当初にXを停止させ、最初の負罪的供述を聞いたのと同じ警察官ではなかった。さらに、これらの警察官は、Xが以前に負罪的供述をしたことを知らず、単に護衛役を勤めたにすぎず、被疑者の捜査や取調べに関わっていなかった。それ故、他の負罪的供述を獲得するために密かに警察官が第一供述を利用することはありえなかったのである。」⁽⁹⁾

第一自白と第二自白との間に経過した三〇分という時間は、すでに自白したことによる心理的強制力を十分に除去するものとはいえないかもしれないが、本件では、エルスタッド判決と同様に「第一自白は『強制的』と考えられない別の場所ではなかった。」さらに、Xは第一自白から第二自白まで引き続き拘束されていたが、身柄の拘束ということだけでは、不任意性を立証するのに十分ではない。最後に、修正五条の根底にある理由も、Xは任意に第一自白をしたという結論の正しさを裏付けている。「個人が身柄を拘束されている間の修正五条の特権の根本的意味は、警告と弁護人なしに警察に話すことが認められるかということではなく、彼を取り調べることができるかである。」⁽¹⁰⁾ Xは任意に供述することを選択したのであるから、第二自白は許容できるという結論になる。⁽¹¹⁾

(15) グプタ判決（第七巡回区 一九九九年）⁽¹²⁾ 本判決は、国際空港での入国審査時に同伴者二名は親戚のものであると供述したが、別室の取調室では二人を違法に入国させようとした旨供述し、間もなく到着した刑事捜査官に

対しミランダ警告後に権利放棄書を提出し、同旨の供述を繰り返した事案につき、入国審査時にはミランダの適用はないとした上で、たとえ当初の供述排除が相当であるとしても、その後の捜査官への供述はエルスタッド判決の下で許容できるとしたものである。珍しい事案であるが、ミランダの身柄拘束の意味を理解する上で興味深く有益である。

「事実の概要」 被告人グプタ（X）は国際空港に到着後、入国審査官に三通のパスポートを示し、同伴者は妻と息子であると告げた。コンピュータが警告を示したため（Flagged）、Xは再度審査を受け、取調室で同伴の女性と子供は親戚のものであると繰り返し。入国審査官Pは、Xの供述を信用せず（パスポートの写真と二人は全く似ていなかった）、Xは間もなく八千ドルの代償でこの女性と少年を合衆国に密入国させるつもりであったことを認めた。Xはこの自白を書きとめた宣誓供述書（a sworn statement）を作成した。この時点で刑事捜査官Qが到着した。Qはミランダ警告を告知し、権利放棄の同意を得て、新しい供述を採取した。Xは其中で、Pにしたのと同様同一内容のことを繰り返し。Xは金銭を得て外国人を不法入国させた罪で起訴され、三年の拘禁刑の言い渡しを受けた。⁽¹³⁾

地方裁判所の裁判官は、Xは身柄を拘束されていたのでミランダ警告を告知されるべきであったと認め、XのPへの供述をすべて排除した。しかしながら、Qは必要な警告後に正式な権利放棄書を得ていることを理由に、Qのミランダ警告によって因果関係は遮断されているから、以前の供述が任意である限りその後の自白は用いることができる旨判断したエルスタッド判決に依拠して、XのPへの供述は任意であり、Xは熟知してミランダ警告で説明された憲法上の権利を放棄したものと認めた。これに対し、Xは右結論のいずれをも争わず、単に「両自白の時間的間隔はきわめて短いこと、そしてXのQへの供述はXのPへの供述を基盤としており、（closely based）を理由に、エルスタッド判決は本件に適用されないとして」控訴したのが本件である。要するに、「本件の唯一の争

点は、Xの刑事捜査官Qへの自白を地方裁判所は排除すべきであったかどうかである。⁽¹⁵⁵⁾

〔判旨〕 訴追側は、Xの三自白はすべて許容できると主張する。誰一人武器を振り回さず、退去の自由はないと告げていないから、Xは「身柄拘束中」ではなかったといつのである。なるほど後二者の事実はその通りであるが、だからといってそのような結論は必ずしも出てこない。Xは明らかに退去する自由はなかった。彼は合衆国への入国を求めて、国境に機能的に相当する国際空港の入国検問所にいた。Xは検問官の審査なしに入国できなかったし、元に戻ることもできなかった。飛行機は国際線の到着区域から出発しない。合衆国を出国するには、国際線の出発区域に移動しなければならず、それは検問官が初めて初めて可能だからである。⁽¹⁵⁶⁾

これとは別のより困難な問題は、このような一時的拘束 (restraints) はミランダ警告を必要とするような「身柄拘束 (custody)」⁽¹⁵⁷⁾ といえるかである。刑事被告人 (prisoner) はミランダ警告なしに法廷で証言できる。強要ないし強制の可能性がミランダ適用の核心である。自己負罪を強制する危険がほとんどない場合には、ミランダ警告は必要とされない。それ故、入国手続には少なくともその当初においては、ミランダは不適當である。⁽¹⁵⁸⁾ ようこそ合衆国へ。あなたには黙秘する権利があります。何か供述すれば、それは不利に用いられるかもしれませんが。あなたには弁護人の援助を受ける権利があります。その余裕がなければ、国選弁護人を選任してもらえます。さて、パスポートをお見せ下さい。⁽¹⁵⁹⁾ 入国審査官はこのように言って新来者に挨拶する必要がある、これが憲法の要求であると考える人はいない。合衆国への入国を求める人には黙秘する権利はない。すなわち、入国者は正直にその身元、国籍、職業、及びその資格を申告しなければならず、かつ弁護人の援助なしに申告しなければならぬのである。情報を提供しなければ、入国は認められない。修正五条の権利がこの種の質問に適用されないのは、修正四条が国境での手荷物の検査の妨げとならないのと同じである。それ故、国境で入国を求める人たちに対し、たとえ彼らが入国審査官が満足するまで身柄を拘束されていたとしても、ミランダ警告なしに質問できると多くの裁判所が

判示しているのも驚くことではない。⁽¹⁶⁰⁾

はるかに難しいのは、刑事捜査がどの程度まで進めば、特権による保護が必要となるかであるが、この問題に深入りする (come to closure) 必要はない。⁽¹⁶¹⁾ といつのは、たとえPへの供述排除が適切であったとしても、エルスタッド判決はQへの供述を使用する権限を検察官に与えているといつ地裁の判断に同意するからである。⁽¹⁶²⁾ 要するに、本件とエルスタッドとの間に重要な相違はない。Xの刑事捜査官への供述は証拠として許容できたことになる。⁽¹⁶³⁾

(155) Martin v. Weinwright, 770 F.2d 918 (1985).

(156) *Id.* at 921-922.

(157) *Id.* at 922.

(158) *Ibid.*

(159) *Ibid.*

(160) *Ibid.*

(161) *Id.* at 922-923.

(162) *Id.* at 923.

(163) *Id.* at 923-924.

(164) *Id.* at 924-925.

(165) *Id.* at 925-928.

(166) *Id.* at 928.

(167) *Ibid.*

(168) *Ibid.*

(169) *Id.* at 928-929.

- (170) *Id.* at 929.
- (171) *Ibid.*
- (172) *Id.* at 929-930.
- (173) *Id.* at 930-931.
- (173) *Medeiros v. Shimada*, 889 F.2d 819 (9th Cir. 1989).
- (174) *Id.* at 821.
- (175) *Ibid.*
- (176) *Id.* at 821-822.
- (177) *Id.* at 822.
- (178) *Id.* at 822-823.
- (179) *Id.* at 823.
- (180) *Ibid.*
- (181) *Id.* at 824.
- (182) *Id.* at 824-825.
- (183) *Id.* at 825.
- (184) *United States v. Gupta*, 183 F.3d 615 (9th Cir. 1999).
- (185) *Id.* at 616.
- (186) *Id.* at 616-617.
- (187) *Id.* at 617.
- (188) *Id.* at 617-618.
- (189) *Id.* at 618-619.

6 まとめ

このようにみえてくると、下級裁判所はいずれも、毒樹の果実排除に対する三つの例外法則に関する最高裁判例の判断基準に依拠しつつ、具体的事案に即してその適用の有無を判断しているのは明らかである。なお、本稿で取り上げたのはすべて各巡回区判決であるが、州段階で有罪判決が確立したものの人身保護令状の発付を求めて合衆国裁判所で争われた事例が少なくないことにも示されているように、各州裁判所もこの問題に関しては基本的に合衆国最高裁判所の示した判断基準に従っている。以下、稀釈法理の例外を中心に、とりあえず簡単にその内容をまとめておきたい。

まず、独立入手源の例外に関する(1)カーティス判決から(5)マーケティング判決までの五判例はいずれも、その直接適用を明示すると否とにかかわらず、当初の違法な倉庫への立入り時に一見現認 (in plain view) した証拠物及びその後適法に入手した捜索令状に基づいて初めて発見された証拠物の両者について、令状が当初の違法立入りと関わりがない完全に独立した情報に基づいて申請、発付されたというのであれば、これを許容しても排除法則の目的に反せず、独立入手源の例外として許容できることを明示した。一九八八年の「6」マリ違法マリファナ所持事件判決に従ったものである。もちろん事実関係はやや異なるが、令状発付の根拠となった情報ないし疎明資料——具体的には令状申請時の警察官の宣誓供述書——に当初の違法な家屋への立入りとの関わりが認められない限り独立入手源の法理が適用されるとして、その後押収された証拠物を許容した点に差異はない。なお、いずれも内偵を続けた大量のコカイン密売関連事件であることは注目される。

次に、(6)ゲイル判決は、当初のコカイン所持による逮捕は合法であった上で、逮捕後の現場での供述をミランダ違反として排除しつつ、それに基づいて新たに発見されたコカインについては、「7」第二次ウィリアムズ判決を直接適用して不可避的発見の例外に当たるとし、さらに警察署でミランダ警告後に獲得した供述については

反覆自由に関する「15」エルスタッド判決を適用して、先行のミランダ違反供述があるにもかかわらず許容できるとした。また反覆自由に関する(13)マーチン、(14)メデイロス両判決はいずれも、右と同旨で、以前の供述をミランダ違反として排除しつつ、その後のミランダ警告後の供述についてはエルスタッド判決の下で許容できるとした。そして(15)グプタ判決は傍論でこのことを明らかにしている。

最後に、稀釈法理の例外に関してであるが、(7)シエパド判決は、国境検問所での車のトランク内の捜索の同意及び同意後の違法な逃走を指摘して、たとえ当初の警察官の検問所での行為が違法であるとしても、逃走後に追跡、発見したコカインとの結びつきは右事実によって「十分に稀釈され」、両者の「因果関係は遮断されている」とした。(8)ホランド判決は、甲警察署での物理的暴力による警察官に対する第一自由を排除しつつ、乙警察署での検察官に対する第二自由については、取調場所と取調官の変更、両自由の時間的間隔など全体の事情を検討した上で、第一自由時の殴打の事実は非難されるべきではあるが、第二自由を任意性に欠けるものとして排除するほどのものではないとした。また(10)グリーン判決は、職務質問のための二人組の車の停止を違法としつつ、運転免許証のコンピュータ照合によってその一人に対し逮捕令状の発付が判明したためその男を逮捕した後で、車を捜索して発見、押収したコカイン及び銃については、「8」ブラウン判決等を参照し、「右合法的逮捕は違法な自動車の停止によって生じた汚れを除去するに足る介入事情であるとして」これを許容した。そして(11)ワトソン判決は、被疑者が両手をあげて投降しなかったため殴打して逮捕し、不十分なミランダ警告後に病院で第一自由を採取した後、検察官が完全なミランダ警告後に第二自由を採取した事案につき、「15」エルスタッド判決を直接適用し、殴打は逮捕時のもので取調べとは関係がないことなどを指摘して、第一自由は逮捕時の強要による汚れから十分に遮断されているとしてこれを許容した。

これに対し、(9)ピーターズ、(12)イーエンコの両判決は、いずれも最高裁の関連判例を引用しつつ、各自白等は毒樹の果実に当たるとしてこれを排除している。前者は停止命令を正当とする合理的嫌疑がないにもかかわらず、警察官が麻薬運搬を直感して車を停止させ、職務質問時に証拠物(偽造の社会保険証)を発見した後で、違法入国者であるとの自白を採取した事案である。後者も停止命令を正当とする合理的嫌疑がないにもかかわらず、二人組に違法に停止を命じてパトカーに閉じ込め、その間に被害者から事情聴取し、恐喝事件の犯人であるとの供述を得て、逮捕し車内を捜索したところ銃等を発見し、その後間もなく二人組の一人が自白した事案である。

七 ちむびつじつ

以上、違法収集証拠をめぐるわが国の問題状況を概観し、排除法則を採用した一九七八年の大阪覚せい剤事件判決以降の最高裁判例を紹介した後、排除法則と密接不可分な毒樹の果実論をめぐるアメリカ判例法の動向を合衆国最高裁判例に即して詳細に紹介してきた。これからも明らかのように、わが国の議論がアメリカ法の強い影響下にあることは否定できないにしても、少なくとも最高裁判例に関する限り、日米の排除法則ないし毒樹の果実排除に関する態様には相当の開きがある。本稿では結局その余裕がなく、わが国のとりわけ反覆自由をめぐる下級審判例の動向に触れることはできなかったが、本稿を踏まえた上で近く「毒樹の果実論」と題するモノグラフィを上梓する予定であるので、わが国における類似問題の比較法的検討など残された諸問題についてはその際あらためて検討することとし、さしあたり、以下の諸点を指摘してむすびとしたい。

まず第一に、わが最高裁は、排除法則の採用を明言したにとどまり、昭和五三年判決を含め、いずれの関連判例も結論として警察官の違法行為の重大性を否定して証拠能力を肯定しており、証拠排除に踏み切った事例はない。これに対し、合衆国最高裁は排除法則を採用した一九一四年のウィークス判決を含め、それ以降の多数の関連判例

で排除法則を適用して現に当の証拠を排除している。さらにアメリカでは、不合理な捜索・逮捕押収を禁止する修正四条違反のほか、自己負罪拒否特権を保障する修正五条違反、あるいは弁護人の援助を受ける権利を保障する修正六条違反についても排除法則が適用されるため、その適用範囲には格段の相違がある。わが国で毒樹の果実論がかならずしも十分な展開を見せないのは、その前提としての第一次証拠自体の排除に踏み切った最高裁判例がないことにもよるが、物的証拠であると供述証拠であると問わず、およそ捜査官の違法活動を介して獲得された証拠についてこれを排除するといういわば合一的排除法則が確立しているアメリカとは異なり、わが国では違法収集自由についてすら排除法則が判例上確立していない。その当然の帰結として、毒樹の果実排除ないし三例外の適用範囲についても格段の相違があることを押さえておく必要がある。

第二に、右にも関連するが、アメリカではいわゆる絶対的排除法則が確立しているため、毒樹の果実排除に対する例外法則はいわば必然的要求であったともいえることである。本稿で詳論したように、アメリカではすでに一九二〇年の「*一*」シルヴァーソン判決の時点で独立入手源の例外が事実上承認されており、稀釈法理の例外を正面から肯定した一九三九年の「*二*」第二次ナードン判決もこの延長線上にあり、一九六三年の「*三*」ワン・サン判決もこのことを指摘した上で、包括的な毒樹の果実論を展開している。これに対し、わが国では最高裁はいわゆる相対的排除法則を採用したにすぎず、その意味では毒樹の果実排除の例外法則の必要性はそれほど高くないともいえるのである。

第三に、わが国の違法収集証拠に関する最高裁五判例はすべて被告人一人の覚えい剤の違法所持ないし自己使用に関わる事案である。これに対し、アメリカでは同様に覚えい剤関連事案が多いものの、大半は組織的な大規模密売に関するもので事実関係が非常に錯綜している上、殺人や強姦などの凶悪犯罪に対しても排除法則ないしその例外法則が適用されるため、最高裁内部でも見解が分かれることが少なくなく、全員一致の判例はむしろ珍しい。もっ

とも、アメリカでの排除法則の後退化が指摘されて久しいが、ミランダを含めた排除法則それ自体は十分に確立しており、その周辺部分については格別、その中核部分の変更はもはやあり得ないといつてよい。わが国でも凶悪犯罪の多発化が懸念されているが、少なくとも判例を繙いた限り、とつてい米国の比ではない。それにもかかわらず、米国では、供述証拠であると物的証拠であると問わず、警察官の違法活動に対し広範に適用される合一的な排除法則が確立しているのである。

そして最後に、アメリカでは右のいわゆる合一的排除法則が確立しているため、毒樹の果実論をめぐる判例法の動向を正確に把握するには、とりわけ修正四条、五条、六条に関する指導的判例の考察が欠かせない。合衆国最高裁は一九六八年のテリー判決 (*Terry v. Ohio, 392 U.S.1*) で、逮捕する相当な理由がない場合であっても、武器を所持し危険と考えられる合理的嫌疑のある拳動不審者を強制的に停止させ一時的に拘束しても修正四条の禁止する不合理な捜索・逮捕押収に当たらないとして、その合憲性を肯定した。その後、このいわゆるテリー型の停止権限 (*Terry stops*) は次第に拡大され、武器の捜検とは関わりのない薬物事犯やすでに完了した過去の犯罪についても適用されることが確立している。他方、一九六六年のミランダ判決は、警察署での身柄拘束中の被疑者取調べに際していわゆるミランダ警告を必要不可欠としたのであるが、その後のミランダ法則は拡大され、その場所いかんを問わず、例えば、路上であっても、およそ身柄拘束下での一切の取調べに適用されることが確立している。しかも、アメリカでは、一時的な停止・捜検時にも正式逮捕時にみられるようなピストルや手錠の使用が認められている。そのため、テリー型の停止・捜検の際にもミランダ法則の適用の有無が争われるなど、ミランダとテリーの交錯という新しい問題状況が出現するに至っている²⁾。さらにミランダの確立に伴い、明文規定のある修正六条の弁護人の援助を受ける権利とともに、修正五条の弁護人の援助を受ける権利 (*The fifth amendment right to counsel*) という用語が一般化している。要するに、毒樹の果実論の全体像を把握するには、とりわけ修正一四

のデュー・プロセス条項を中核とした合衆国憲法の各修正条項に関する最高裁判例の精密な分析が不可欠の前提となる。⁽³⁾「一見現認 (plain view)」⁽⁴⁾の法理などの検討とともに、⁽⁴⁾今後に残された重要課題である。

- (1) 三井誠「反覆自由の証拠能力」法学教室一四巻九号一〇〇頁以下(二〇〇一年)、島戸純「違法な任意同行が先行して採尿手続がなされた場合の鑑定書の証拠能力」研修六三八号三頁以下(二〇〇一年)等参照。
- (2) 小早川義則「ミランダとテリーの交錯——合衆国憲法修正五条と四条とのかかわり——」名城法学四五巻二号二七頁以下(一九九五年)参照。
- (3) 小早川義則「デュー・プロセスをめぐる合衆国最高裁判例の動向(一—三)」名城法学四九巻三号、四号、五一巻一号(二〇〇〇—二〇〇一年)参照。
- (4) 酒巻匡「いわゆる『緊急差押』について——「ブレイン・ビュー (plain view)」法理の検討——」内藤古稀祝賀『刑事法学の現代的状況』四三二頁以下(一九九四年)、有斐閣、林正人「ブレイン・ビュー法理(一)——アメリカ合衆国憲法における位置づけ——」法学論叢一四三巻三号、六〇頁以下(一九九八年)等参照。

(完)